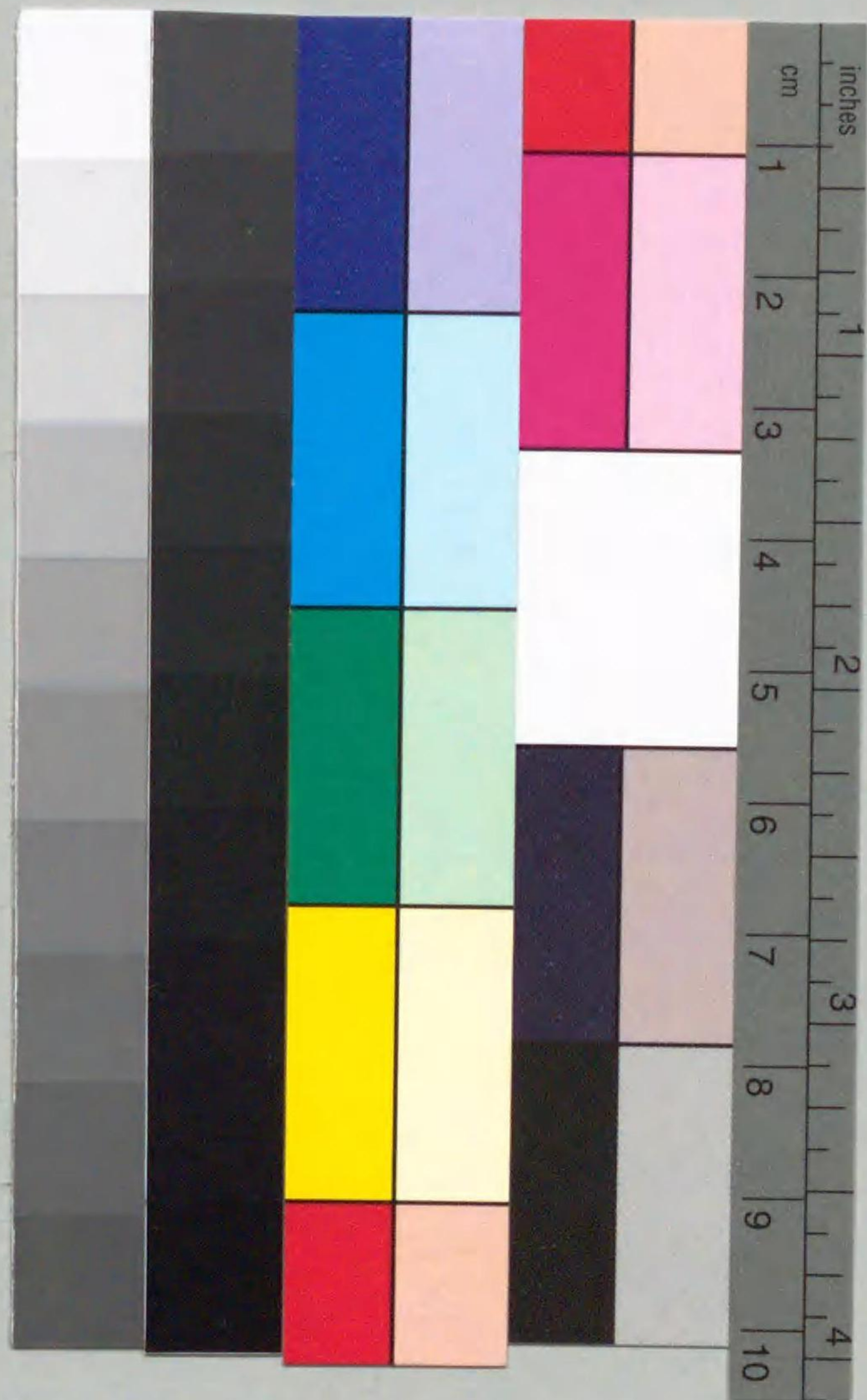




新 憲 法

金 森 德 次 郎

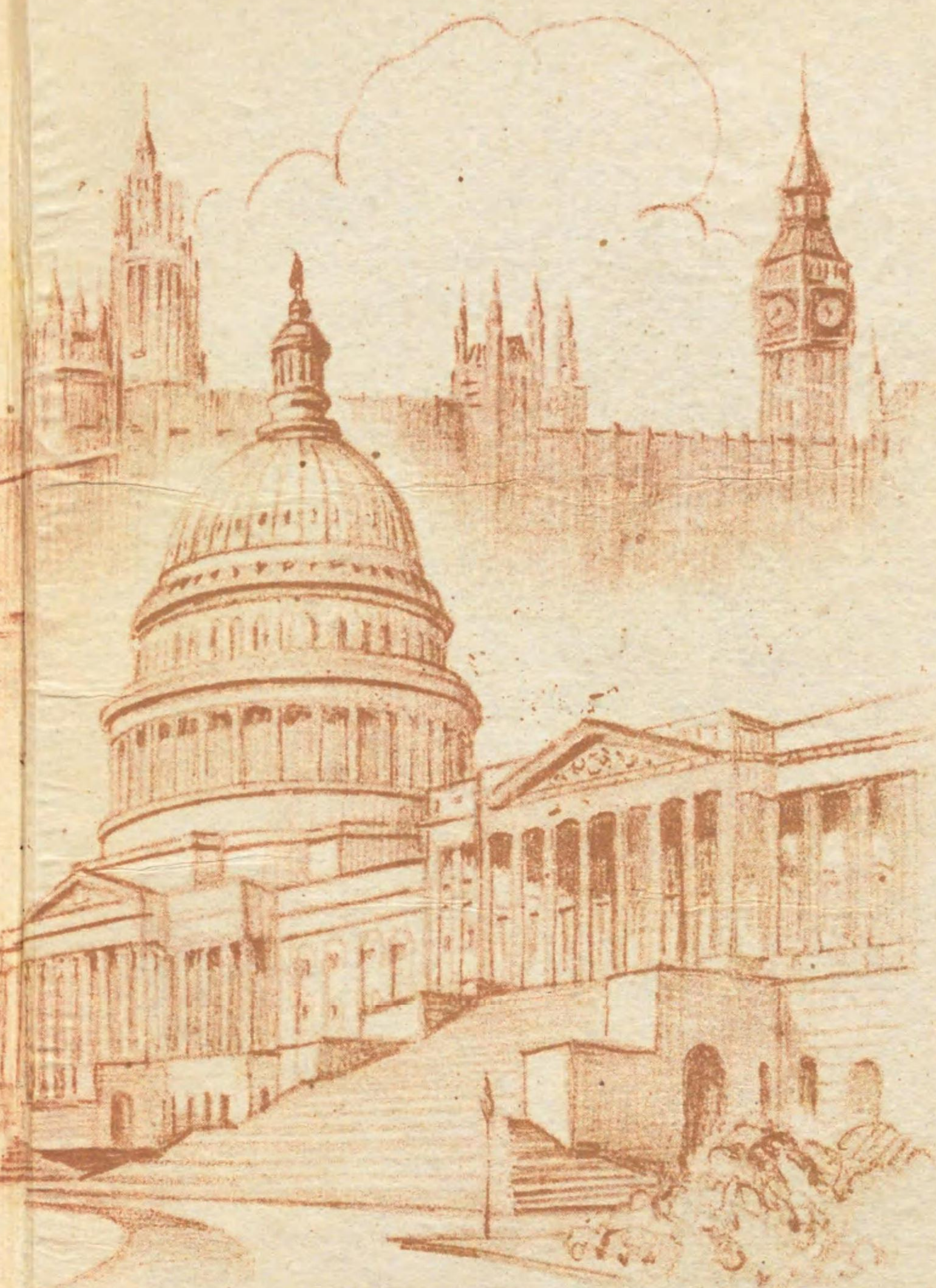
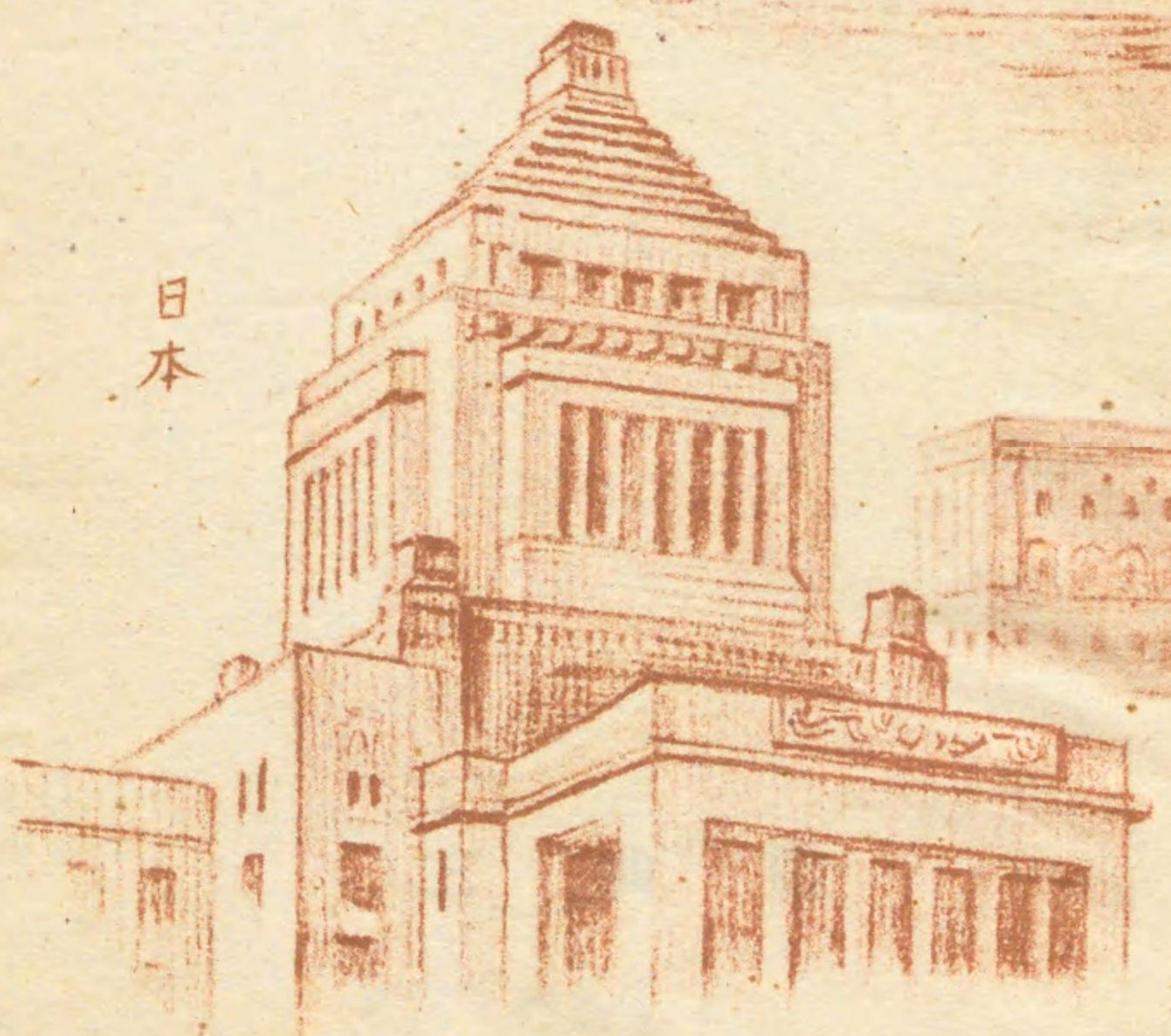




イギリス



日本



アメリカ

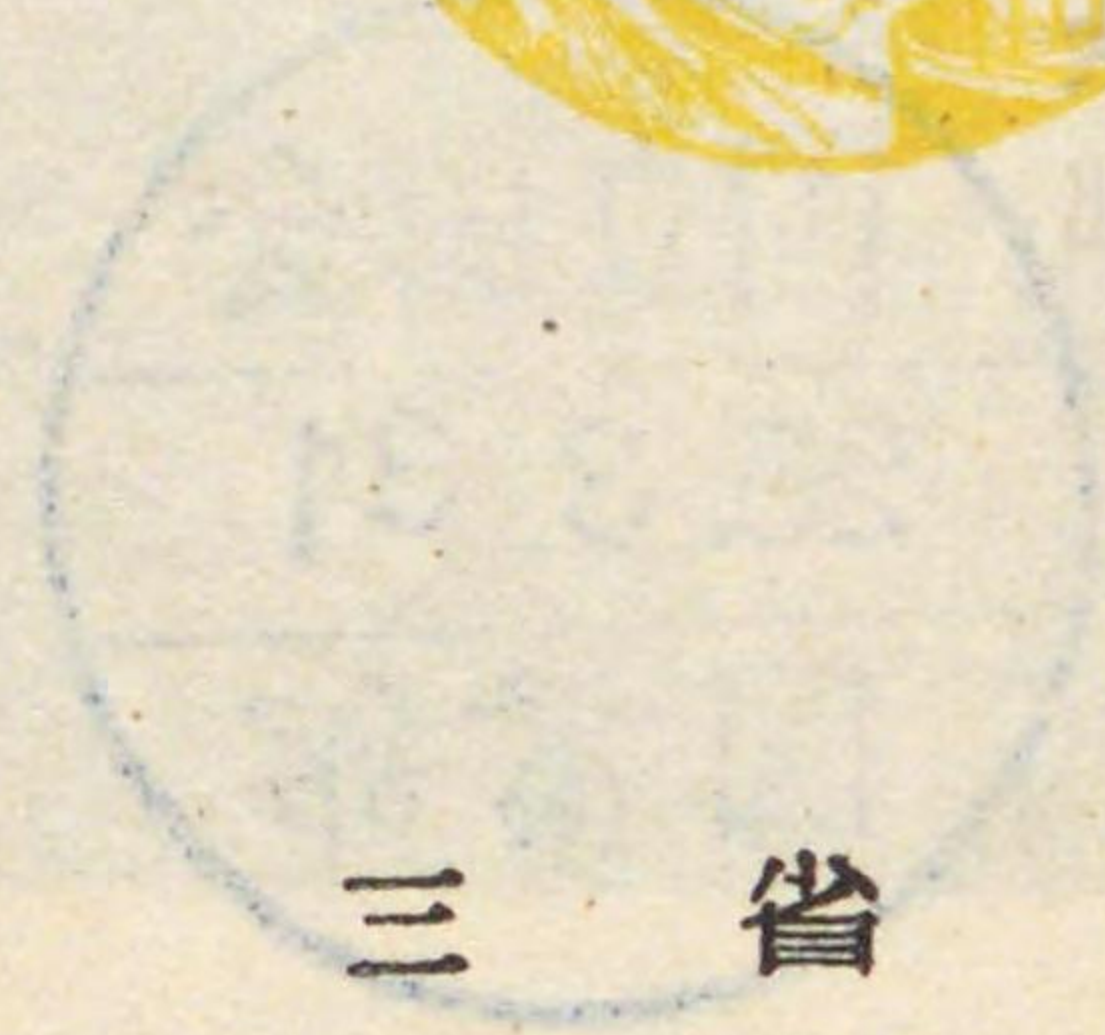




# 新 憲 法

國會圖書館長

金森德次郎著



三 省 堂

148738



32

K  
3



著者紹介

著者紹介

金森徳次郎

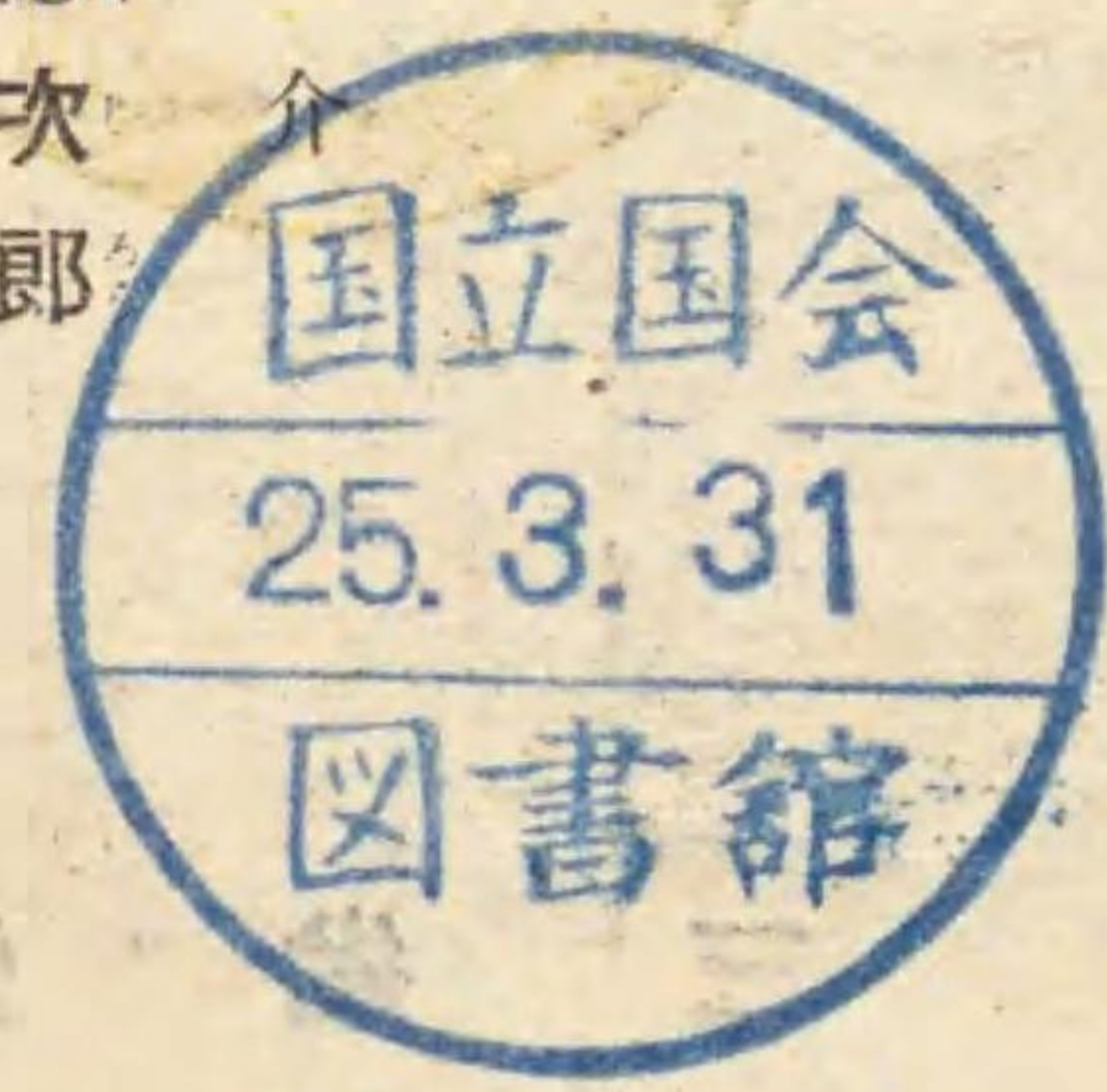
明治十九年生

東大卒

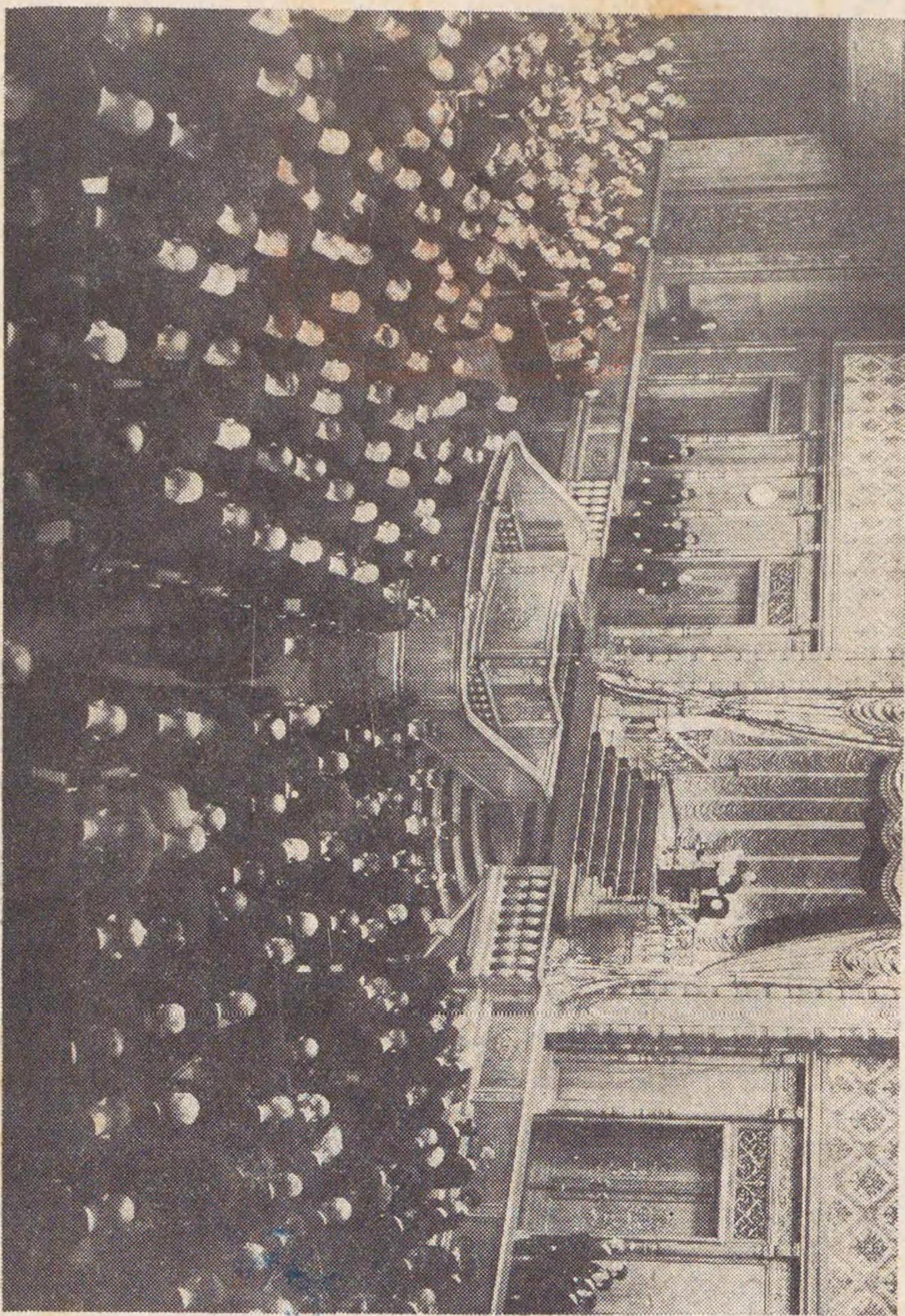
公法、政治専攻

国会図書館長

著書 日本憲法民主化の焦点



148738



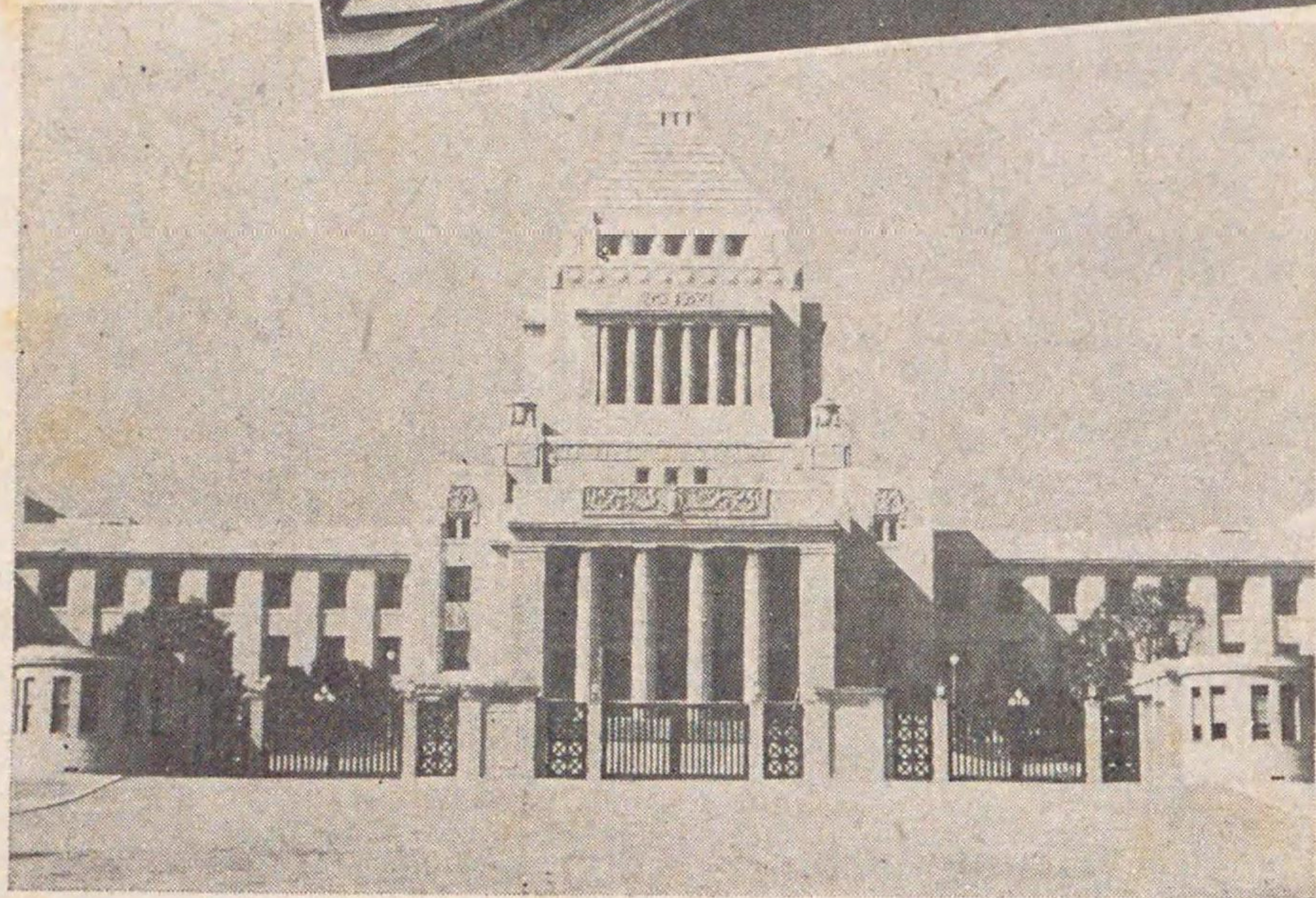
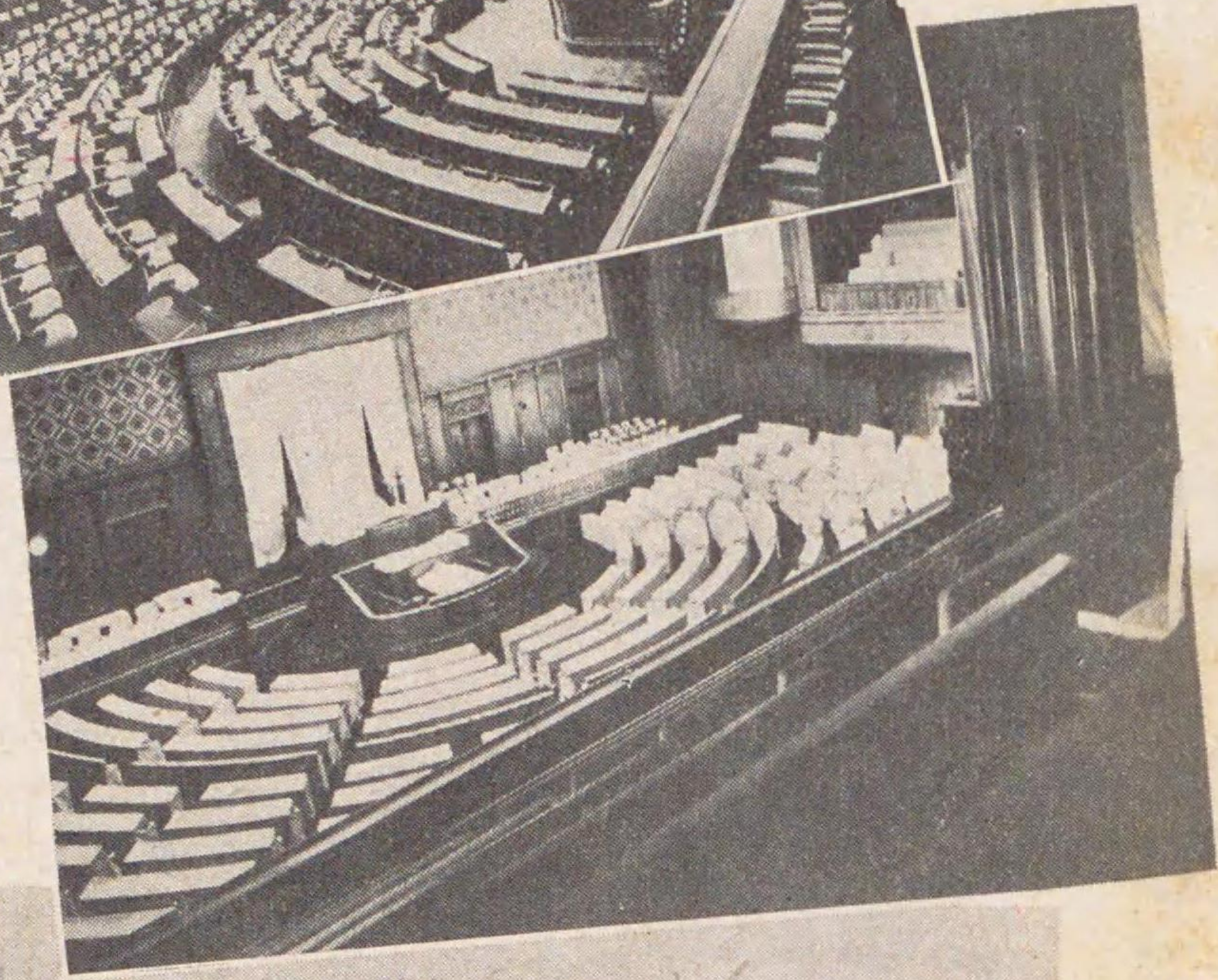
衆議院における新憲法公布の光景





衆議院の内部

参議院の内部



国会議事堂



目次

第一章 憲法の意義

- (一) 憲法とはどんなものか……………一
- (二) 憲法はだれがつくるか……………四
- (三) 憲法はいつできたか……………八

第二章 何ゆえに憲法が変わつたか

- (一) 人間の値うちの発見……………一〇
- (二) 憲法は変わらないものか……………一六

第三章 憲法と國民生活

- (一) 憲法はなぜみんなが知らなければならぬか……………一九
- (二) 憲法の精神はどうしてつかむか……………二三

1 目  
第四章 憲法の骨組



(一) 憲法の骨組はどうなっているか……………二五

(二) 新憲法は人類普遍の眞理にかなうか……………三

第五章 人間の主体性

(一) 人間は何のために生きているか……………三三

(二) 人間の主体性の意識及びその実現……………三五

(三) 人間解放の歩み……………四二

第六章 國民主權

(一) 共同生活の根本は何であろうか……………四四

(二) 主權は國民の正しい心の一致にある……………五二

第七章 平和の原則

(一) 平和を願う心……………五七

(二) 戦争放棄の原則はどんな意味だろうか……………六二

第八章 合理的な天皇制

(一) 天皇及び天皇制に関する今までの考え方……………六九

(二) 天皇の地位についての歴史的な考え方……………七〇

(三) 民主政治と君主政治は相いれないだろうか……………七二

(四) 新憲法は天皇についてどのように規定しているか……………七四

第九章 民主政治の徹底

(一) 民主政治とはどんな意味か……………九一

(二) 指導者政治と民主政治の比較……………九三

(三) 民主政治のいろいろの形式……………九七

第一〇章 國民の權利及び義務

(一) 基本的人權とはどんなことか……………一〇七

(二) 國民の基本の義務とは何か……………一二七

(三) 基本的人權のおもなもの……………一二九

第十一章 國會

(一) なぜ代表者會議が必要なのか……………一三九

(二) 國會はどんな働きをするか……………一四一



(三) 一院制と二院制の比較……………一五〇

(四) わが國の二院制はどのように工夫されているか……………一五六

第二章 衆議院及び参議院

(一) 二院のつくり方はどのようになっているか……………一五九

(二) 両院議員はどのようにちがうか……………一六二

(三) 両院の意見が違つたときはどうするか……………一六五

(四) 國會議員はどのようにして民意を反映するか……………一六七

(五) 條約と國會……………一七一

第三章 内閣

(一) 内閣の組織について……………一七二

(二) 内閣と國會とはどんな關係をもつか……………一七五

(三) 總理大臣の閣僚任免について……………一七九

(四) 総辭職から新内閣の成立まで……………一八二

(五) 大臣の訴追はどうするか……………一八六

(六) 總理大臣は國會議員の中から任命する……………一八八

第四章 司法

(一) 狭い司法権と廣い司法権……………一九〇

(二) 裁判官はどんな態度で裁判したらよいだらうか……………一九二

(三) 裁判所は國會でつくつた法律を批評できる……………一九六

(四) 裁判の規準は法律の解釈と適用だけでよいか……………二〇〇

索引

さしえ 目次

第一図 憲法とは？……………三	第六図 自由平和の仲間入り……………三三
第二図 憲法はだれがつくるか？……………六	第七図 こういう言葉は早く捨てよう……………三五
第三図 憲法公布の官報号外……………七	第八図 憲法と國民生活……………三三
第四図 内閣から発行された憲法の前文……………八	第九図 憲法の骨組……………三六
第五図 新しい思想と古い憲法……………二二	第一〇図 人間の主体性の意識……………三九
	第一一図 主権はだれにある？……………四九



第一二図	政府のもと国民………五	第二二図	指導者政治と民主政治………六
第一三図	世界はだん／＼狭くなつて来た………五	第二三図	国民と政治との関係………一〇一
第一四図	世界に永久の平和を！………六	第二四図	内閣政治と大統領政治………一〇三
第一五図	戦争放棄………六	第二五図	基本的人権(一)………一〇三
第一六図	天皇制は——こう考えられていた………六	第二六図	基本的人権(二)………一〇六
第一七図	天皇の地位と国民主権………七	第二七図	国会とは何か………一〇六
第一八図	天皇の権能は………八	第二八図	選挙風景………一〇六
第一九図	象徴とは………八	第二九図	国会の構成………一〇六
第二〇図	公の天皇と人間としての天皇………八	第三〇図	国会の議決のしかた………一〇六
第二一図	民主政治とは………九	第三一図	国会と内閣との関係………一〇七
		第三二図	総辞職があると………一〇八

〔巻頭〕 日・英・米の国会議事堂

〔巻末〕 政治の構成(昭和二十三年十二月現在)



### 第一章 憲法の意義

#### 憲法とはどんなものか

#### 1 (一) 憲法とはどんなものか

私たちは、憲法という名前はよく聞きますが、一体それが何であるかというところ、なかなかわかりません。わからないのがあたりまえで、わかったと言うのが間違いかもしれない。それはいろいろ意味があるからです。しかし、一番普通に言えば、憲法というものは、むずかしい言葉ですが、**國の政治の根本法則**ということになります。

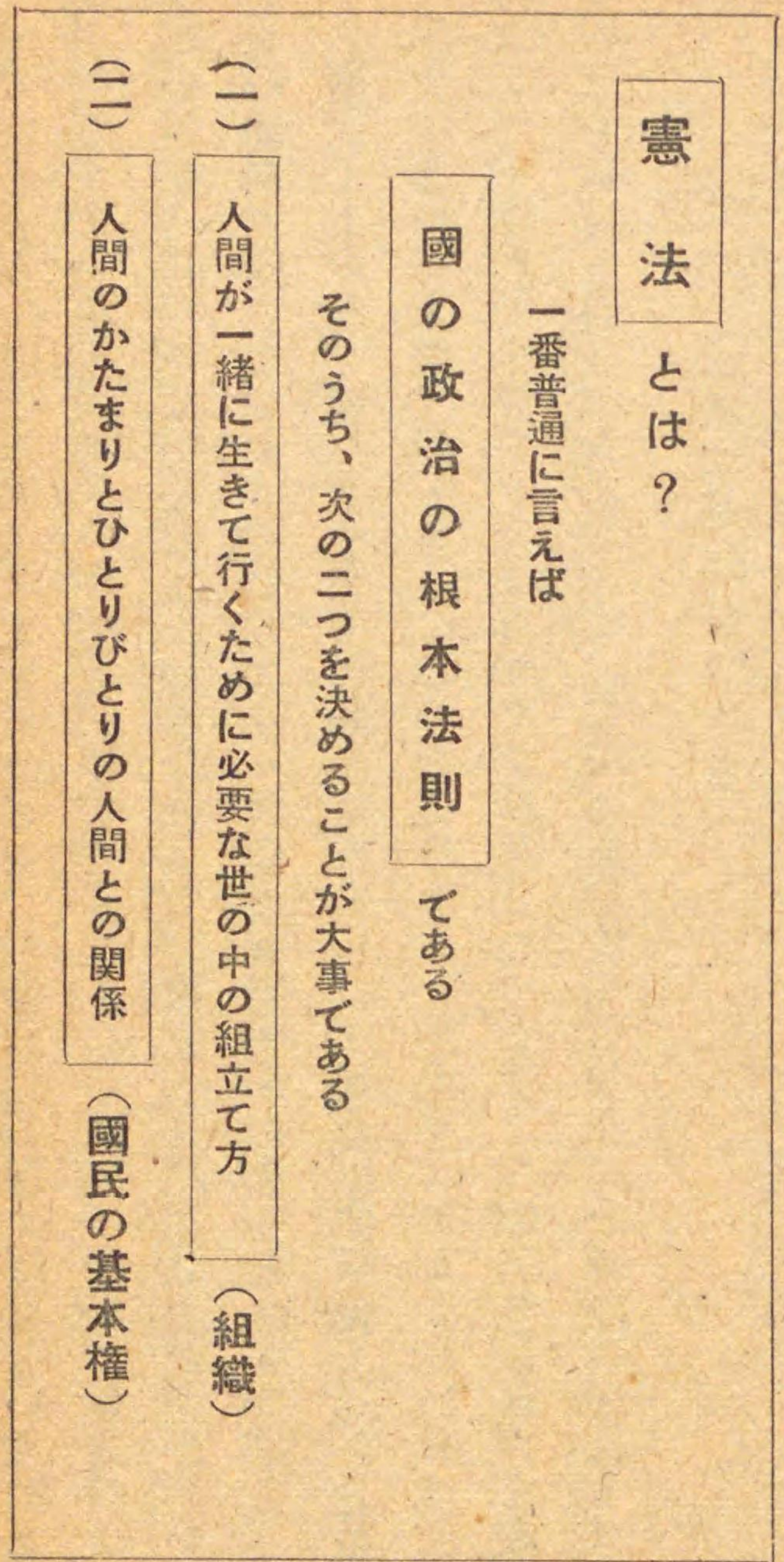
私たち日本人は、八千万人あると言われておりますし、また、われ／＼の先祖は何千万人あるかわからないし、またこれから日本人として生まれてくる人が何十億あるか、その何十億倍あるのか、それはだれにもわかりません。

しかし、このたくさんの人間が一つのかたまりをつくって仲よく暮らしていけるといふには、何かの方法がなければならぬと思ひます。人間というものは、だれもよ



く知っているように、人を見ればけんかをする、何かよいものがあれば分け取りをし  
ようという氣持をもっているに相違ないのであつて、ホッブス(イギリス人一五八  
八年一六七九年) という古  
い学者が、「人間は人間に対してオ、カミである。」という言葉を書いて、それが名言  
とされております。つまり、人間はオ、カミと同じように、相手を見れば食い殺そう  
とする、こういうような意味であります。こんなふうには、非常に暗い見方をすれ  
ば、なるほど、人間はオ、カミにたとえることもできるけれども、しかし、私たちの  
おとうさんやおかあさん、あるいは、私たちの友だちは、決してわれ／＼を食い殺そ  
うとはしないと見よう、われ／＼の國の中に住んでいる人間は、われ／＼を食い  
殺そうとは思いませんが、しかし、それにしても人間は、たくさんかたまつて  
おれば、そのまゝでは仲よく暮らすことができないのであつて、必ず一つの道理に従  
つて仲よくしていかなければなりません。もしも道理にたがう者ができてくれば、何  
かの方法で道理に従わせるように導かなければならぬわけで、そこで、人間の社会  
生活が起こつてくれば、何か一つの法則をきめて、その法則に従つて人々がつこうよ  
く生きていけるようにするのです。そういう法則、つまり、人間が守らなければなら

ない規則というものは、たくさんあると思ひます。表を歩くには左側を歩くがよいと  
か、借りたものは返さなければならぬとか、人の背中をなぐつてはいけぬ、という  
ような規則が、たくさんありますけれども、それらの規則の一番大本もとになるものが大事  
であつて、それを憲法というわけでありませう。つまり憲法とは、これを學問の上から言



第 1 図 憲法とは？



うと、いろ／＼な説明が出てきますけれども、大体政治の根本法則ということになります。ここで、根本法則といっても、中にどんなものはいっているかと言えば、人間がいつしよに生きていくために必要な世の中の組立て方、これをむずかしい言葉で言えば組織と言いますが、それともう一つは、人間のかたまりとひとりびとりの人間との関係——それをわかりやすく理解するためには、**国民の基本権**という言葉によって示すことができますが——その二つをきめることが大事であると思います。諸國の憲法は、いろ／＼なつくり方はありますけれども、まず、この二つをきめておつて、そのほかに、これにつきまとして、なお必要な規則を加えているわけでありませう。

### (二) 憲法はだれがつくるか

このような大事な憲法というものは、一体どうしてできるのかということが、まず疑問になります。これにははっきりした答はなか／＼言い切れません。昔からいろ／＼な考え方があります。むずかしく考えれば、非常にむずかしい問題であります。しかし、常識的に言えば、国民の全体が相談づくでこれをきめるということにあ

るでしょう。しかし、国民の全体が相談をすと言つたつて、その通りに八千万人集まつて相談をするわけにもいかないし、また、八千万人がきめても、これからあとに生まれてくる人たちが約束したことにならないのであつて、国民がきめるというのは言葉どおりに解することはできませんが、道理からは大体そんなふうを考えてよいと思います。もつと正確に言いますと、国民の代表者がきめると言つた方がわかりやすいでしょう。

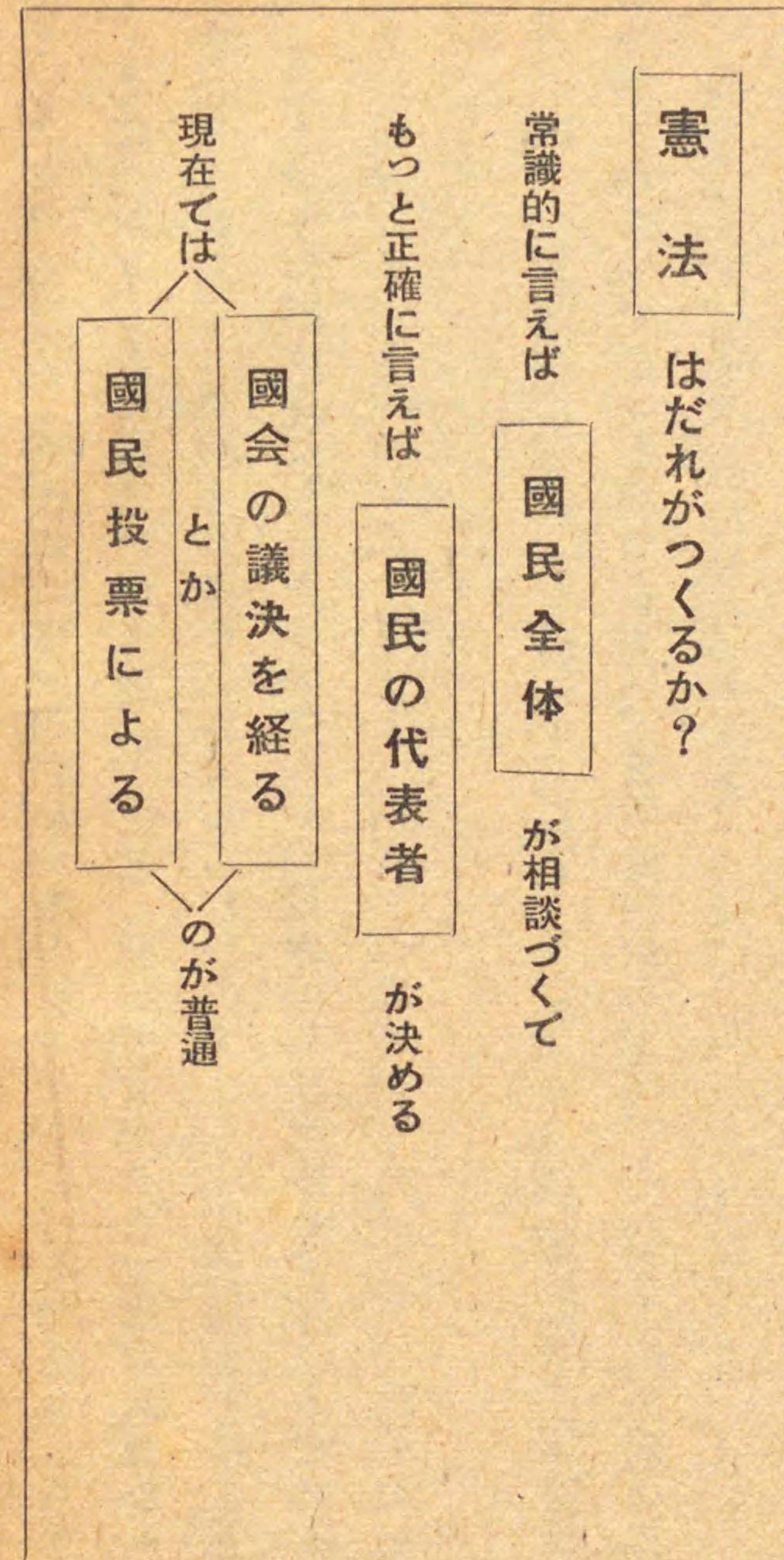
古くは、「世の中に天然に法というものがある。ちょうど、春が過ぎれば夏がくる、夏が過ぎれば秋がくると同じように、自然に法があつて、それが人間の間の規則を定めてゐる。」こう考えられた時代もあります。

また、あるいは神様のさしずで人間の規則がつくられたというふう考えたこともあります。また、だれか非常に偉い人か、または、強い人が出てきてこの法をつくつたと思つたこともあります。しかし、今日一番普通に認められているのは、国民が一致してこれをきめたと考えることでもあります。しかし、皆さんもよく御承知のように、実際にみんなの人が集まつて話をつけてきめるのではなくて、人間世界にだんだ



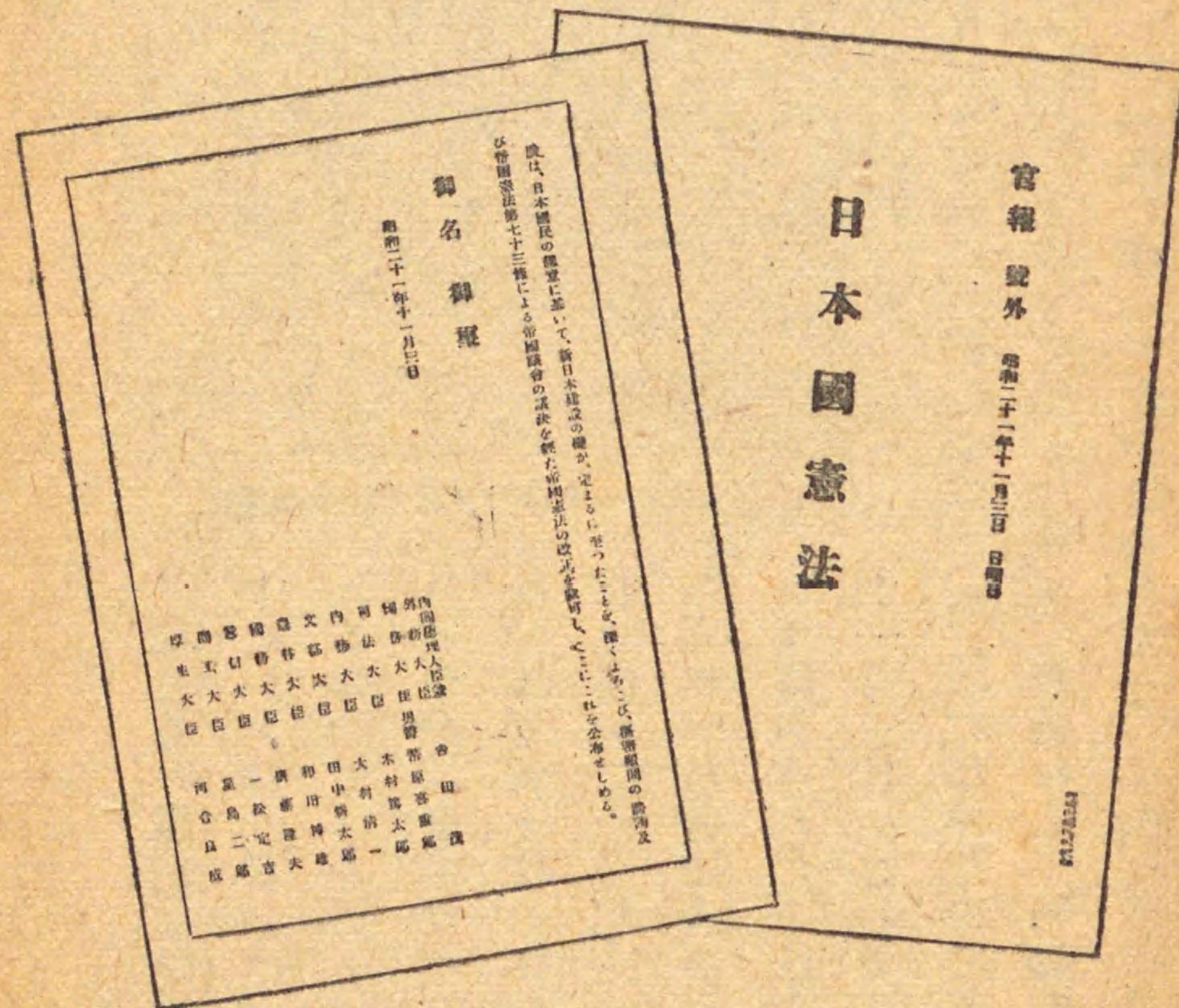
んでき上がったってきた道理にかなう方法に従って、全体の約束にできるだけ近いものがあるだけです。

昔、一六二〇年ごろに、イギリスの人がアメリカへ行つて、新しい生活をしようとしたときに、当時の人は約束で秩序をきめるといふ考え方に従つて、メイフラワー



第 2 図 憲法はだれがつくるか?

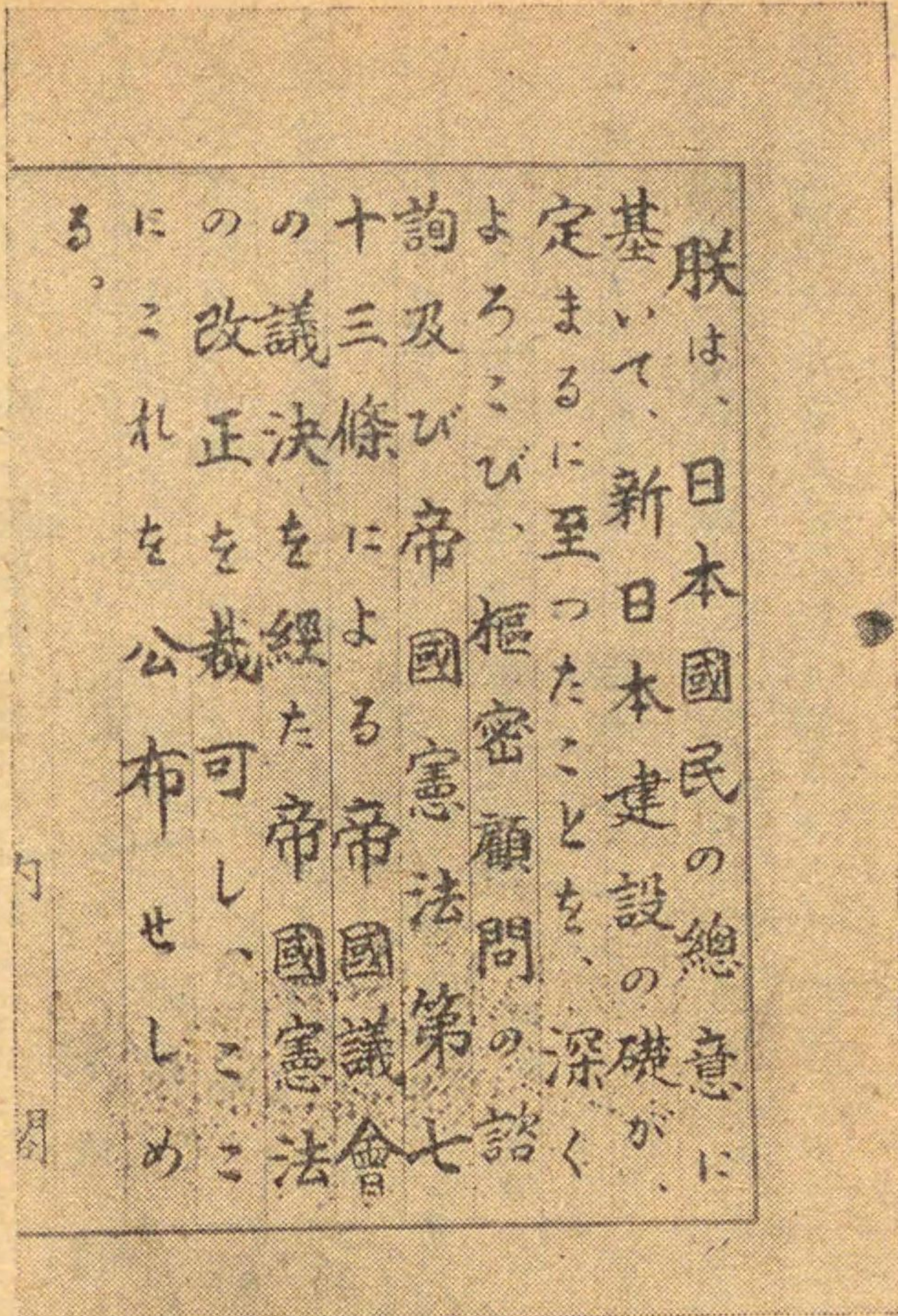
という船に乗つて行つた一かたまりの人が、上陸前に船の中で約束した。上陸したらこういうような秩序で平和な生活をしようときめたということが、歴史に残つておりますが、これなどは非常に完全な考え方とは言えませんけれども、当時の人の考えとしては、一つの思いつきであつたらうと思われれます。現在では、国会の議決を経るとか、国民投票によるとかというのが普通であります。



第 3 図 憲法公布の官報号外



(三) 憲法はいつできたか



第4図 内閣から発行された憲法の前文

され、翌年の昭和二十二年五月三日から実際に力をもつこと(施行)になつたのでありまして、その前には明治二十二年(一八八九年)にできた憲法、普通に言う**明治憲法**があるのでありますが、これが新しい憲法に変わったのであります。この変わり方は非常に大きな変わり方で、日本では今まで見たこともないくらいの大事件であります。

【問題】

- (1) 憲法はどういうわけに必要なのだろうか。
- (2) わが国の新しい憲法はどうしてできたか調べてみよう。

私たちの憲法はいつできたかということは、だれも知っていることではありませんが、念のために、はっきり言えば、この憲法は昭和二十一年(一九四六年)に帝國議會において議決され、その年の十一月三日に官報で公布

私たちの憲法はいつで



## 第二章 何ゆえに憲法が変わったか

## (一) 人間の値うちの発見

春のたんぼの中を歩いてみると、たくさんのオタマジャクシが泳いでいる。オタマジャクシはどうして動いているかと言えば、しっぽがあつて水の中を動いているのですけれども、いつまでもオタマジャクシでいるかと言えば、そうではなく、そのうちには足がはえてしっぽがなくなり、えらで呼吸をしないで肺でやるようになります。そうして、へんな大きな声で鳴くようになる。その名をカエルと言うことは御承知のことですが、しかし、その中で非常に物好きなオタマジャクシがあつて、自分は決してカエルにはなるまい、あくまでも水の中で泳いでいよう、カエルはつまりオタマジャクシの墮落したものである。こう考えたとなれば、それはいかにも笑うべきことであるに相違ないと思われます。ところで、われわれ人間は、なるほど、大昔から頭が



第5図 新しい思想と古い憲法

一つ、手は二本、足は二本であるには相違ないが、考え方はだん／＼と変わってきているのであつて、子供が成長すると、日に／＼からだが大きくなって、着物がそのままでは小さくて着られなくなるのと同じように、私たちの考えもだん／＼かしくなつてきて、古い世の中のありさまには、びつたりと合わないようになってくることは、だれでもわかることでしょう。ところが、今から五、六百年の間に、つまり中世の終りから近世の初めにかけて、ヨーロッパ人もアメリカ人も相当に大きな思想の変化をやり遂げたのであります。そのねらいどころは、人間のひとりびとりが尊いものであるということをしつかりと考えて、その尊い人間として、思う存分に自由に動いていくことでありま





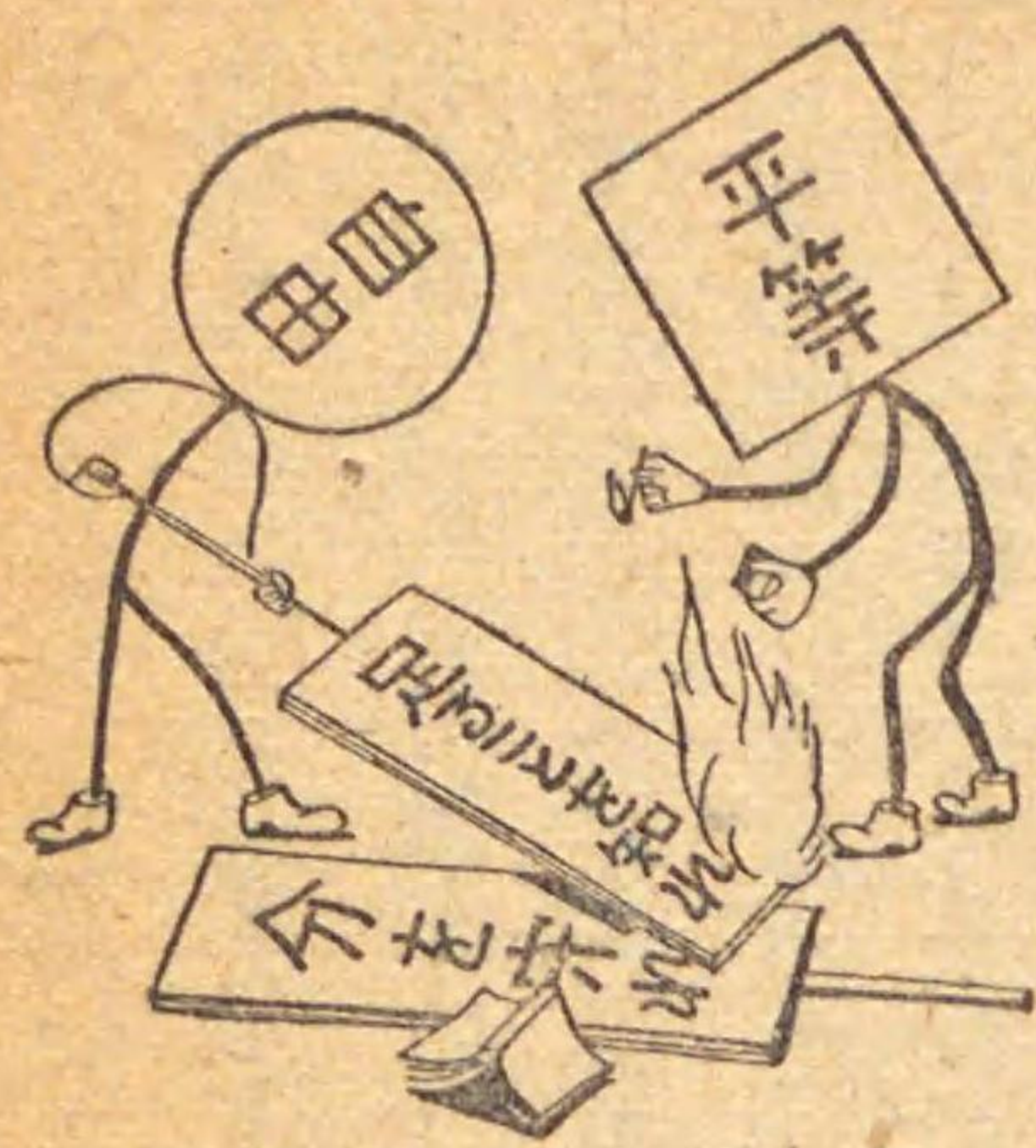
第6図 自由平和の仲間入り

す。これを少しむずかしい言葉で言い表わすならば、人間の主体性の意識およびその実現ということですが、その意味はあとから自然にわかってくるのでありましょう。ところが、われわれ日本人は、ほんとうに人間の人間たる値うちを理解したかということ、なるほど、少しはわかっておつたに相違ないし、だんくわかつてきたには相違ないけれども、何千年の歴史の間にどうも思うような進歩をしております。外國では一二一五年のイギリスの大憲章、マグナ・カルタ (Magna Carta) 一七八九年のフランスの人権および國民権の宣言というようなことがあり、一七七六年のアメリカの独立宣言、また、近ごろになって、あちらこちらの憲法にいろいろな変化が起こってきて、たとえば、男でも女でも同じように政治に対して発言をすることができ、というふうになつてきているにもかゝらず、日本では明治維新のころに少しばかり人間の値うちを理解してきたけれども、それも大したところまでいかないで、ぐずぐずして大昔の形とあまり考えが変わっていない状態、前のたとえば言えば、オタマジャクシがオタマジャクシのままに残つて、外國がカエルになつたあとでも、こちらでは平氣でそのまゝにしておつたということにあたるのであつて、今から考えると、かなりお



かしいことと言わなければなりません。けれども、日本人がほんとうに心の中で卑屈であるのか、いつまでも人間の尊さを知らなかったのかと言えば、まんざらそうでもないものであって、とき／＼は人間の値うちを考え、いろ／＼の主張をして、自由を叫んだり、個人の独立を主張したりしたことはあるのですが、いろ／＼特殊な事情があつて、ほんとうの發達ができなかつたのであります。

もう一つたとえを補ってみれば、長い間ふるにはいらないので、あかが五分も一寸もたまっている、そこで、あかをとりたいと思ひながら、これをとることができなかつた、すこしずつ手ぬぐいでこするぐらいであつた。こうもたとえることができるのでありましょう。ところが、われ／＼は戦争に負けたというたん、これではいけない、何か私たちが考え方の上で間違つておつたところはないか、こう思つて自分の心に尋ねてみると、大きな欠点があつたのであつて、私どもは人間そのものの値うちということをおぼえて、古い考え方に従つて、たとえば、長い物には巻かれろ、泣く子と地頭(昔の役人)には勝たれぬとかいうふうには、外の力で、たゞ自由にされていゝる、こんなような氣持をもつておつたことをはつきり知つたのであります。ちやうど



第7図 こういう言葉は早く捨てよう

がこの憲法の改正の一番根本の理由であります。これをもつとわかりやすい言葉で言えば、人間の解放と呼ぶことができます。古いことをまた出しますが、結局、東洋人が昔から大切にしてきたところの「足ることを知れ」とか、「分を守れ」という言葉を捨ててしまつて、われ／＼は自由の人間であり、平等の人間であり、自分た

人形芝居の人形か、サルまわしに使われるサルのようなものでありまして、ちよつと見ると、自分の考えで動いておつたように見えるけれども、その実、まったく外の力によつて動かされて、つまり、人間という名はあつても、少し強い言葉で言えば、人間でない、人形であるか、サルであるかというような氣持が強かつた。それで、世界の人間の通つて行つた跡をながめてみると、これではいけないと思つと同時に、私どもの心の中に、人間自然の力が伸びてきて、何としても人間にほんとうの値うちを認めなければならぬ、という氣運が起こつてきました。この氣運をしつかり伸ばすこと



ちの心の思うがままにほがらかに生きていくのがほんとうである、というところに心をきめて、その結果憲法上の大改正を生じたのであります。

ところで、この憲法というものは、その中にいろ／＼なこまかい権利とか義務とか、やかましいことを含んでいます。そういうものは一般の人から見れば、法律家に任せておけばよいのであつて、だれもがこまかく知らなければならぬということはありません。しかし、だれでも人間の人間である根本の値うちのこととは、はつきり見きわめなければならぬのであります。また、人間解放と一口に言いますが、これは人間がそう思ったということだけではだめで、國民の全体が調子を合わせてこれを実行しなければ、うまくできるものではありません。そこで、これを國民のだれもが実際に守り得るようにはつきりした形できめなければ、實用にはなりません。そこで、この憲法は、その考え方を百三箇條文に盛り上げて、これに前文というものをくつつけて、大事な原理を残るところなく示したものであります。

### (二) 憲法は変わらないものか

もちろん、人間のつくつたものは、どこまでも正しいということは言い切れません。前にも言ったように、人間というものは、ぐん／＼伸びていくものでありますから、今正しいと思つたからとて、それが五百年、千年の先まで変わらないということは、これまた言い切れません。昔の人は、どうかすると、これと違つた考えをして憲法は永久に変えることのできない法律であるというようなふうに言いました。場合によつては、その根本は天然自然のものであり、あるいは神から授けられたものであるから、従つて、永久に変わらない、不磨ふまの大典である、こんなようなことを言つておつたのであります。人間の考えがいき／＼と動いていくものであるならば、変わることはない法というものは、結局、夢のようなものであつて、実際には、ないに相違ありません。

変わることはない法というものが、もし考えることができるならば、一つあると思ひます。それは「変わらない法は世に中にあるものでない。」という法則であります。しかし、かく言えばとて、國の一番大事な規則が、ぐら／＼と動くようであつてはならないのであつて、変えるには変えるだけの、ていねいな順序を踏むべきものです。



よく世間では、せつかくできた憲法も、少し不便があるらしいからとて、すぐにこれを変えようと議論をする人がありますが、それは根本法たる憲法と普通の法律とを区別しないからであらうと思います。

## 【問題】

憲法はどういうわけで変わるだろうか。そのわけを考えてみよう。

## 第三章 憲法と國民生活

## (一) 憲法はなぜみんなが知らなければならぬか

今言った通り、憲法は政治の根本法則であります。私たは、政治に関係はありますけれども、みんながみんな政治をやろうとも思いません。私たちの毎日の仕事には、いろいろなことがはいつているのであつて、政治のことは、ほんのその一部であるかと思ひます。朝起きて、家でおとうさんやおかあさんと、いろいろなお話をすると、学校へ行けば学校で先生から教養を受けて、同じ教室の中の者が仲よく暮らして行く、大きくなってどこかに勤めると、勤め先では、また、いろいろなむずかしい規則によつて仕事をする。友だちとつき合ふには、また何か守らなければならぬ筋道があるように思ひます。そのほか、絵を描くとか、文章をつくるとかいうこともある。また、道徳を守る面もあり宗教に従ふ面もあります。つまり、いろいろな面で生き



ていくのでありまして、私どもは憲法ばかり読んでいるわけにはいきません。それであるのに、「なぜ憲法を國民全体が知らなければならぬか」、こういう疑問が起こるうと思えます。憲法などは、法律家だけに任せておけばよいのであって、私どもの日常の生活と大した関係はないものだというふうに考えられるかもしれませんが。しかし、そこが一番間違いのもとであつて、憲法は人間の**共同生活の根本となる規則**であり、私どもはこの共同生活の中で生きているのでありますから、一軒の家の中のこと、友だちのことも、村のことも、学問のことも、宗教のことも、藝術のことも、みなその中に現われてくるのです。ですから、共同生活の本筋の考えが頭の中になければ、ほかのことははつきりしてこない。

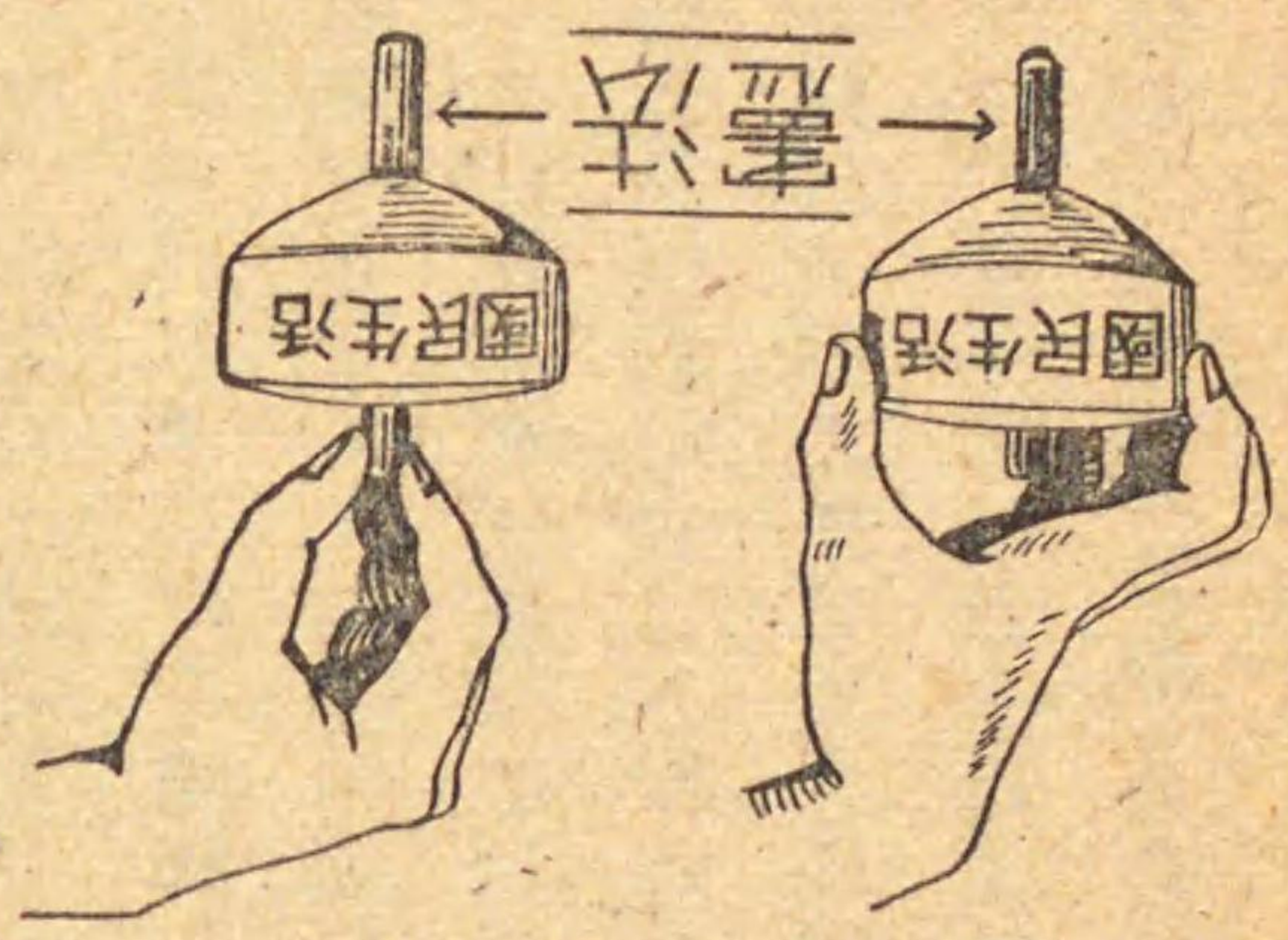
これをむずかしい言葉で言うならば、**廣い生活の中で、心のもち方が大事**でありませんが、憲法を知らなければ、はつきりした心のもち方がわからないのであります。戦争が済んだ、そのとたんに、町の中の人の人相が急に悪くなりました。どろぼうもたくさんできました、人間がけんか好きになりました、今まで仲よくしていた人たちも、急に仲たがいをするようになった、ということは、だれもよく知っております。これ

は、今までと考え方が変わったために、昔の時代の**道徳や秩序**がこわれてしまつて、しかも、そのかわりの新しいものが生まれてこないということから起こつたものに相違ないと思えますが、私たちは新しいものをみんなの力でつくり上げなければなりません。たとえば、一軒の中で、おとうさんとおかあさんの間柄はどういうふうであつてよいか、仕事をする場所で、働く人と、その人たちを働かせる人との間はどんなであつてよいか。お芝居を見ても、お芝居の中に出てくる古い昔の筋が、正しいものであるかどうかを、どうしたら判断できるかというときに、判断をする根本になるものが、この憲法のもつて**いる精神**であります。こまをまわすときに、どうしてまわすかと言へば、こまをワシづかみにして両手でぐるりとまわすということはできません。心棒を指でつまんで、これにひねりをかけると、まず心棒がまわつて、そうして、そのまわり、つまり、こまの胴体がまわるという理屈になるのであります。

同じように、私たちは憲法の精神をのみ込んで、これをしっかりとつかめば、そのまわりにあるいろいろな私どもの態度、行き方というものが、はつきりしてくるのであつて、これは憲法自身ではありませんけれども、しかし、憲法のまわりにある大事



みんながはっきりと憲法の精神をつかんでいないと、國民生活はうまくいかない



ワシづかみではこまはまわらない

心棒をよくつかんでひねればよくまわる

第8図 憲法と國民生活

なことでもあります。頭の切替という言葉がありますが、まず憲法によつて頭の切替をする。そうすれば、ほかのことは次第次第に、はっきりしてくるのであります。今、日本人を見ておりますと、今までは大してけんかもしなかった人たちが、まったく意見が違ってきたり、今まで、おだやかであつ

た農村や工場の中の有様が、なんとなくものすごい空気が起こっているように見え、ザワ／＼としているのは、みんなの人の頭の切替の程度が違うからであつて、ある人の頭は九十度しか回轉しない、ある人の頭は百五十度の回轉、というふうで、そんなことが間違ひの種になっているようであります。これを十分切替えることが大事であります。しかも行き過ぎをしないようにするためには、しっかりと憲法の精神をつかまなければならぬのであります。

(二) 憲法の精神はどうしてつかむか

しかし、こゝに一つ考えなければならぬのは、憲法の精神というものは、だれにもしつかり、はっきり、つかめるものかと言うと、そんな簡單につかめるものではないありません。いろ／＼な本を読んだり、いろ／＼な人の意見を聞くと、皆が考え方が違つているのであつて、あまり違い方がひどいから、ついに憲法の精神というものは何もきまつていないのじゃないか、こんな心配も起こりましょう。けれども、そうではないのであつて、物の道理を知っている人の考え方は、そんなに違つてはおりませんけれども、しかし、ところどころ、どうしても行きすぎたり行き足りないことがあつたりするということは、人間の世の中のこととしてはしかたがありません。また、そういうところを自分の考えでうまく補つていくのが新しい時代の正しい道であつて、つまり、人の言うことを信用はするけれども、しかし自分の判断でもつて正しくこれを補つていかなければならぬということになりましょう。話はいくらか横道に飛びまし



たが、憲法を考へるときには、どうしても、このことが大事な点なのであります。

【問題】

- (1) 憲法は國民生活とどんな関係があるか。
- (2) 憲法の精神を理解するにはどうしたらよいか。

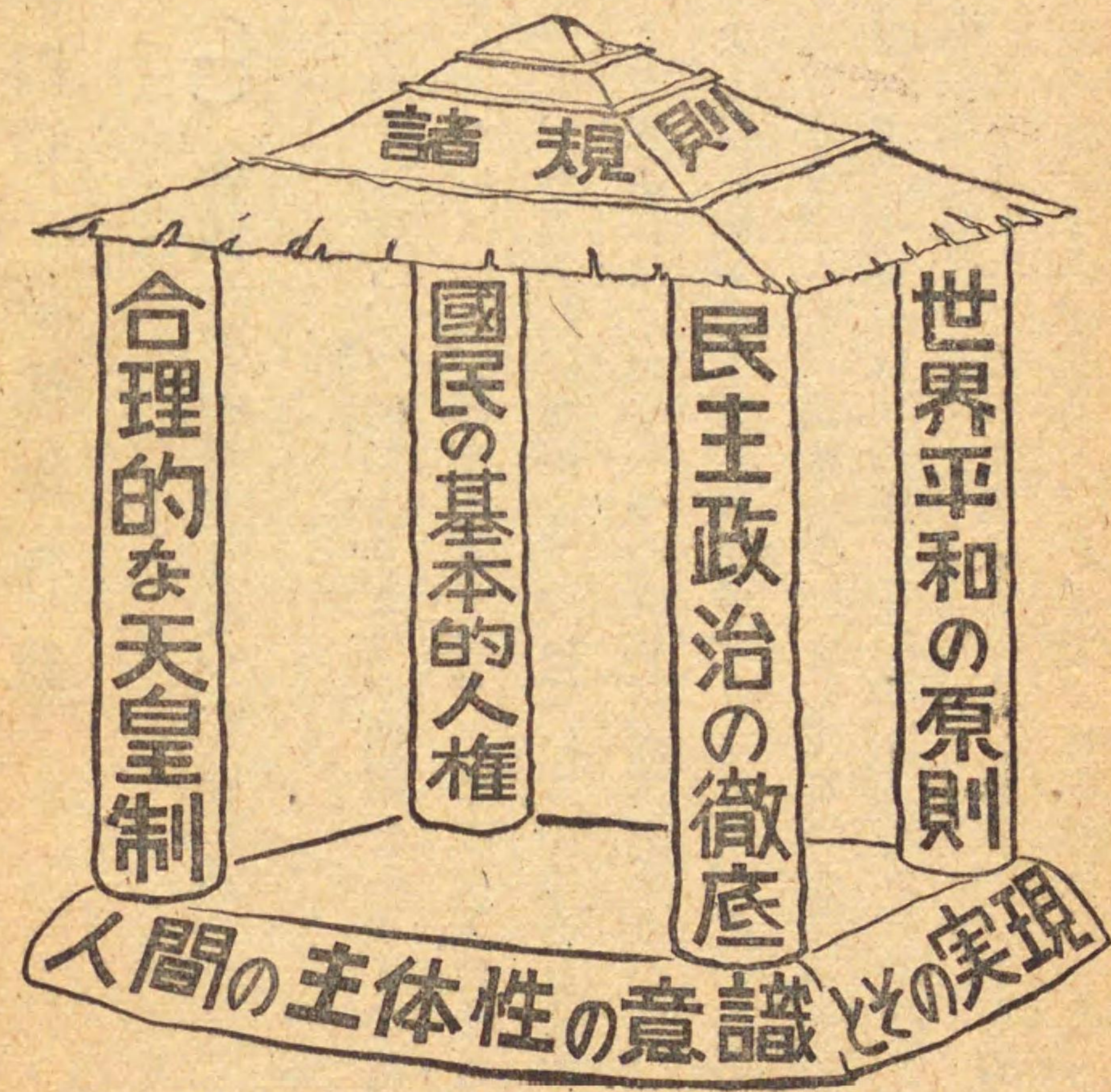
第四章 憲法の骨組

(一) 憲法の骨組はどうなっているか

公園へでも行きますと、四阿あずまやがあります。四阿というものは小さいお家うちで、柱が四本に屋根がくっついていていただけであります。つまり、下に土台があつて、その上に四本の柱があつて、その上に屋根がくっついていてのであります。憲法をこれになとえますと、この憲法には、たゞ一つの大事な原理があります。その原理の上に四つの大きな柱のような原則がのつております。そうして、その柱の上に、たくさんの規則があるのであります。もし、法律の學問としてこれを知ろうと思へば、かわらの一枚に当たるような一つの規則までも、しっかりとのみこまなければならぬことになります。しかし、大づかみに考へようとするれば、土台と四本柱というものに力こぶを入れてみる方がよいでしょう。そこで、この憲法の土台となる一つのものは何で



憲法の骨組



第9図 憲法の骨組

あるかと言え  
ば、それは先に  
申しましたが、  
むずかしい言葉  
で言つた、人間  
の主体性の意識  
およびその実現  
ということであ  
ります。上に立  
つている四本柱  
はどんなものか  
と言えば、それ  
を字にかくと少  
しむずかしくな

りますけれども、説明はあとでするとして、

第一は世界平和の原則であり、

第二は民主政治を徹底するということであり、

第三は国民の基本的人權をしつかり認めるということであり、

第四は合理的な天皇制であります。

一つの土台の上に四つの原則がのつていて、一口には説明しきれませ  
んから、これをだんく〜とくだいてわかるようにしていきましょう。

昔の話に、あるところに盲がありました。その盲は、子供のときに盲ではなかつた  
のでありますが、ふとした拍子で天然痘にかつて、からだ中あばただらけになつて、  
それといつしよに、目の中にもくもりができて、ついに何も見えなくなつてしまいま  
した。山があつても山は見えないし、美しい燈ともがついても見えないことになりました  
た。この盲は、だんく〜と大きくなっていきますと、仕事をしなければならぬので、  
あんまさんになつて生きておりました。年ごろになつて、お嫁さんをもらわなければ  
ならない、そこで、お嫁さんをもらつたのでありますけれども、何しろ目が見えない



から美しいお嫁さんであるか、きたないお嫁さんであるのか、目が二つあるか三つあるかは、さぐってみればわかるにしても、色が黒いか白いかは、とてもわからないというふうでありました。そこで、ふたりで相談をして何とかして目が見えるようになりたいと思つて、いろいろ工夫しましたが、なか／＼目はあかない。そこで、あるお寺に観音様があつて、そこにお参りすると、目があくといううわさを聞きこんで、ずいぶん長い間そこにお参りをしましたけれども、結局何にも見えない、世の中はいつもまつくらがりという有様でありました。そこでこの盲はついに世の中を捨てて、裏山のがけの上から身投げをして谷底へ飛び降りました。ところで、この盲は、からだがかくだけて死んでしまつたかというところ、うまい調子に死にもせず、その代わり、不思議なことに、目が見えるようになって、山の木は青いとか空は明るいかいとかいうふうに感じました。そこで、盲は大喜びをして、自分のお嫁さんの名を呼んで、さあ、目が見えるようになった、こんなうれしいことはない、おどりが上がつて家へ帰つて行つたということがあります。

この話が昔から壺坂靈驗記つばさかれいげんきという義太夫ぎだゆうの中に書かれております。これは昔のた

だ、作り話でありましょう。これに、ひとつ、こじつけを加えて考えてみると、なぜ、この盲が目が見えるようになったのであろうかというところ、これは、まづたく、でたらめなことでありますが、私の一つの説明をして見ます。この盲は別に目の中に故障はなかつたのであります。子供のときにはよく物が見えたのです。ところが、天然痘のために、目の中の水晶体がまづ黒になつてしまつて、それで外の光がはいらなくなつたのであります。がけから飛び降りたときに、その水晶体がこわれてしまつて、今までのまづ黒の衝立ついたてがなくなつたやうなぐあいになり、外からくる光が目奥にうつつたのであります。目が見えるようになったと言つて夫婦で喜んだのはそのためでありましょう。こんなふうを考えてみると、一体このお盲さんに対して、私たちはおめでとうと言つてよいのかどうかということになります。私はまだこのお盲さんにおめでとうと言つるのは早すぎると思うのであります。なぜかと言えば、目の中の水晶体がなくなつてしまつたのですから、光は目の中にさすかもしれないけれども、何しろレンズの抜けた写真機で写真を写すやうなものであつて、ほんとうの形が写るわけはありません。お盲さんはお嫁さんの顔が見えたと言つて喜んだにしても、それはカボチ



ヤの形かキウリの形のように目にうつつておつたかもしれないと思います。そこで、ほんとうにこの人におめでとうを言おうとすれば、水晶体に代わるような眼がねをつくつて、その人の目にはめこんでやるのが一番必要でありまして、そうしてやりさえすれば、この人はほんとうに目が見えるということになります。

私たちは人間として大昔からりっぱに生活をしてきたのでありましたが、しかし昔は昔として、近ごろになつて目が見えないようなことになりました。それは前にも言つたように世界の人間がぐんぐん進歩していったのにもかゝらず、私たちはあまり進歩をしなかつた。東洋の一地方に住んでおりましたために、廣い世界のことがわからないで、井戸の中のカエルのような考え方をしておつたに相違ありません。つまり、世間のこともわからないし、自分のこともわからないで、勝手なことをしようとしたという、あやまちを犯すようになりました。しかし、今度の憲法で、今までの盲をなおして、ほんとうの世の中の正しさがわかるようにしたのが正しい説明のしかただと思ひます。つまり、この憲法によつて、今まで目の見えなかつた日本國民が、物の正しい道理、すなわち眞理をみることができるようになったのであります。

## (二) 新憲法は人類普遍の眞理にかなうか

私たちは万事自分の心によつて動かなければならない。ほかのものの道具になつてはならないということが正しいと思ひます。けれども、ある一つのものの道具になる、または奴隷になることは間違いではありません。なんの奴隷になるのか、それは眞理の奴隷になることであります。人間が生きていく限り、眞理を無視するとか、あるいは物の道理にさからつていこう、ということとは決してよいことではない。無理押しをするのは間違いのもとであります。ところが、人間世界においては、無理押しをして間違つたものに理屈をつけ、それで人をだまし、ついには自分までもだまして、ぐんぐんとやつていく。その結果、取返しつかないような大間違いをした國民はたくさんあるのであります。私たちが、いくぶんはさようなことをしたのでありますが、今度こそ正しい道理をつかんだのであります。つまり、水晶体がなくなつたというのは、古い時代の間違いをなくしたということでありまして、水晶体をはめこんだというのは、今度はさらに進んで新しい正しい道理を心得たというわけでありまして。



昔、フランスの思想家のルソー(一七三一年—一七八年)という人が、自分の守り言葉として、いつも大事にしておつたのに、「真理のために命をさしげる」という言葉がありますが、われわれは真理の奴隷になることを喜んでよいのでありまして、これこそ新時代の國民の守り言葉としてよいと思います。ルソーばかりにパテント(專賣特許)をもたしておく理由はないのであります。この憲法の中には、今後変わる部分もあるでしょうが、今の人間の正直な考え方として、まず大体においては、真理と違ってよかろうと思ふのであります。真理であるとすれば、これは日本人ばかりの真理であるという理屈はないのであつて、全世界のいかなる人間にも当てはまるものでなければならぬし、昔の人にも当てはまるものであり、將來の人にも当てはまるものたるに相違ありません。新しい憲法がこの真理、つまり世界人類普遍の真理——むずかしい言葉であります——この人類の普遍の真理に該当するということを考えながら、この憲法を研究することが大事だと思ふのであります。

## 【問題】

わが國の憲法はどんな土台の上に立っているか考えてみよう。

## 第五章 人間の主体性

## (一) 人間は何のために生きてゐるか

人間を考えるのに、山にはえている松の木やスギの木のように、外の力でつくられたものとも考えることもできるし、また、自分の考えで行く道をきめて進んでいくものとして、考えることもできます。人間にこの二つの面があることは当然でありまして、いくら長生きをしようと思つても、百年もたてば大抵死んでしまふ。頭のはげのを防ごうと思つても、はげるときがくればこれもしかたがありません。身のたけを三センチ伸ばそうと思つても、どうしても伸びないのであります。背せのひくい人が大きくなろうと神に祈り、やれうれしや、足がふとんから出たと喜んだら、ふとんを横にして寝ていたとの昔話があるくらいです。

しかし、他の一面では、人間は自分の理想を描いて進むことができるもので、勉強



をしようとするれば勉強ができ、なまけようとするれば、なまけることができます。わが國のためによいことをやろうと思ったり、また反対に人に迷惑をかけようと思えばそれができる面があると言わなければなりません。人間をまったく自然のように考えるのも一つの人生観であります。しかし、常識によつて判断すれば、われ／＼は心の自由をもつていふと言わなければならぬのであります。もし心の自由がないとするならば、人間ぐらいなさけないものはないとも言えると思ひます。それゆゑ、私は、人間というものは、遠い將來に理想をおいて、その方面に向かつてぐん／＼努力進んでいくべきものと考えます。でありますから、「おまえは何のために生きているのか」と聞かれたときに、はつきり答えることはむずかしいにしても、何かなしに生きているのかある人生をもちたいと思うのは自然でもあり正しいと思ひます。そこで、もしもだれかが「おまえは何のために生きているのか」と言つたとき、それに対するまじめな答えとしては、私は「人間は人間の幸福のために努力すべきものと思つてゐる。それも自分だけの幸福というのではなくて、人間全体を一番仕合わせにするように、お互に努めていくべきものである。」と言ひます。こゝで仕合わせにするといふことは、た

だ普通の意味の楽しいとか美しいとかいふのではなくて、人間を一番人間らしくつくりあげていくといふ意味であります。

昔を考へてみれば、人間は確かに野蛮な生活をしておつた。それが、たくさんの人の骨おりで、今日ある程度のりつばな生活をしております。しかし、これでもまだまだ足りないものであつて、人間の病氣がすぐになおるようとか、からだをりつばに發育させていくとか、學問を進ませるとか、人間がけんかをしないようにするとか、そのほかいろいろに發達させねばなりません。一口に言へば、われ／＼は文化向上の一路をひたむきに進んでいかなければならぬのであります。この考へを捨てて、またはもたないで、たゞ生きていけば、それは松やスギの木の生き方であつて、人間の生き方ではないと思ひます。こう考へてくると、自然に人間の尊さがわかつてくるのであるが、これに關係して、四つばかりのことを考へてみたいと思ひます。少しくめんどいな言葉を並べるかもしれませんが、これはやむを得ません。

## (二) 人間の主体性の意識及びその実現



お互に尊重し合う 第一に、われ／＼はお互に人間を尊重し合うということであり、つまり、われ／＼は人間をりっぱにするために生きているのであるから、その人間を尊重しないわけはないはずであります。腹が減れば鶏をつぶして食うこともあり、豚を殺して食うこともあるけれども、いかに腹が減ったからとて、人間を殺して食うという理屈はありません。それは、われ／＼が人間のために生きているからであります。これを一口に言えば、人間そのものを尊重するということになります。

自分でものを判断する 第二に、人間は自分でものを判断するもので、富士山が美しいと言う。なぜ美しいかと言えば、自分が美しいと思うからであって、他人が美しいと言うからではありません。人に親切を盡くすことはよいことであるというけれども、それは自分がそう思うからであるので、書物にそう書いてあるからではありません。この考え方をまとめて言うと、何が正しいか、何が美しいか、何がよろしいか。つまり、眞善美を判断するのは各ひとりびとりの人間であると言わなければなりません。

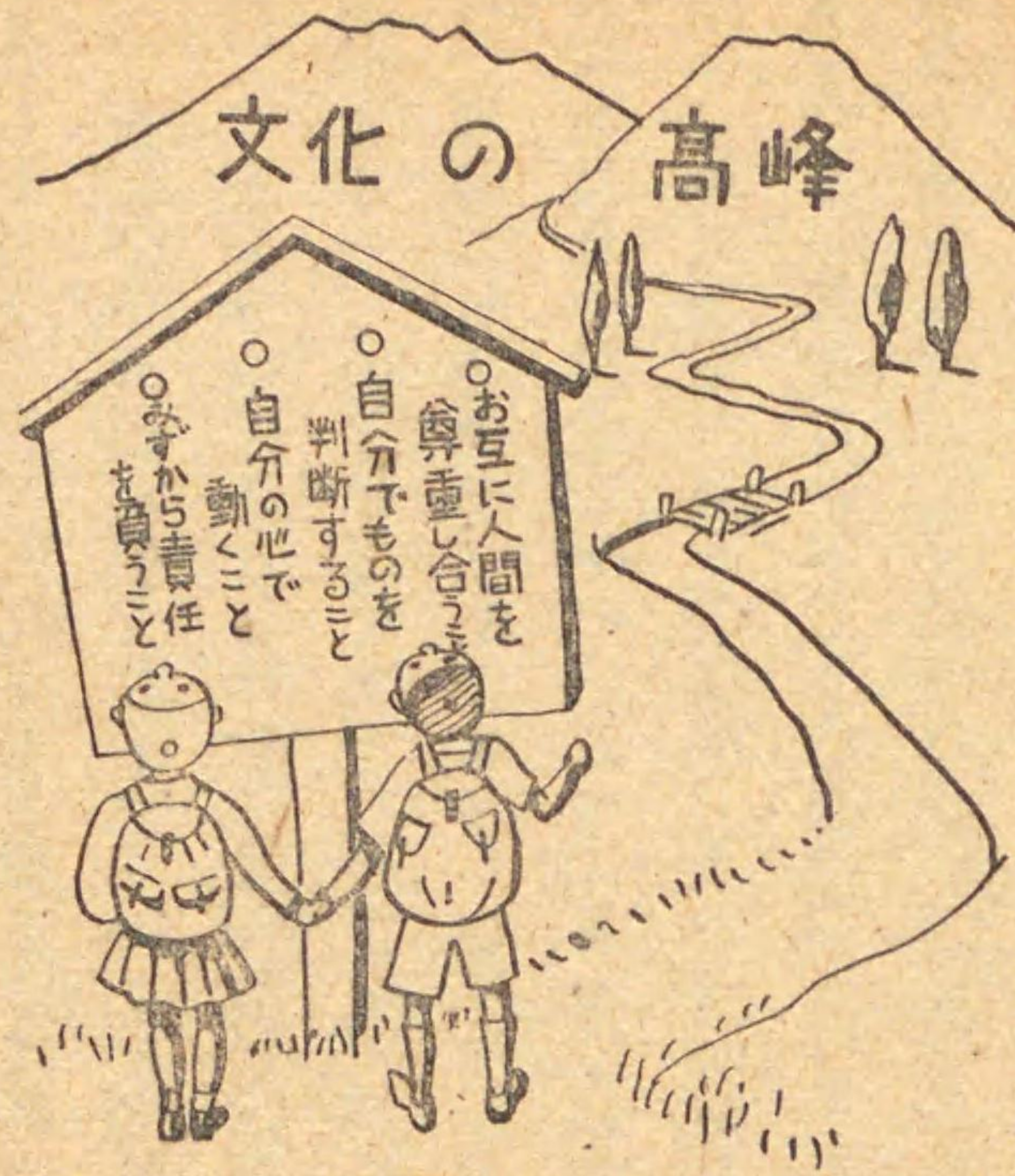
自分の心で動く 第三に、人間は自分の心で動くものであります。西洋のことわざに、「馬を水の中に入れることはだれでもできるが、馬に水を飲ませることはだれに

もできない。」というのがあります。どんな力の強い馬でも、あしになわをつけてぐつと川の中に沈めることは、やれぬことはない。しかし、馬に水を飲ませるには、馬が飲もうと思わなければ飲ませることはできないのであって、機械をこしらえて馬の口の中に水を注ぎこんでも、それはたゞ水がはいったというだけであって、馬が水を飲んだことにはならないと思います。人間の行ないも自分の心が行なうのであって、人の心で行なう理屈はないように思われます。甲の人の手を乙の人がつかんで、それで丙の人の背中をどんとたたくかしたという場合に、これはだれがたいたのかといえ、甲の手が背中にさわったには相違ないけれども、力を供給したのは乙であって、こういう場合には甲がたいたのではなく、乙がたいたというべきであります。同じように、もしわれ／＼がみずからあることを行なったというならば、自分の心かもとになつていなければならぬはずであります。ところが、実際は人の力で動かされて、自分の力で動いている場合は公の問題には少ないのであって、戦争をしたとしても、それは自分で戦争をしたのか、人が引つ張って戦争をさせたのか、相当に疑問であります。そういう考えでいったときに、一体われ／＼はみずから政治をやったで



あろうか。日本人は、従来自治の國民とか何とか言つて、自分で政治をしているような顔をしているけれども、自分の心で政治をしたかと尋ねられたときに、はっきりと答え得る人は多分少ないでしょう。つまり、サルまわしのサルは、見たところは、自分で踊っているように見えても、その実は、そのかげにある竹のむちだとか、ニンジンのはしつぽだとかいうものが、サルを動かしていると思なければならぬのです。そのサルの代わりに人間がおつて、長い綱で引きずられていながらも、自分で動いておつたように考えておつたのは、実にわらうべきことではあるまいか。人をわらうのではなく、これは私たちみずからをあざわらつているのであります。これではいけないのであつて、人間は自分の心によつてのみ動くものであるということをはつきり認識すれば、その人の生活のしかたは根こそぎ変わつてくると思ひます。

**責任の主人公** 第四に、人は責任の主人となるべきものであります。自分で考えて判断をし、自分の心に基づいて動くのでありますから、人間世界のことについては、人間がみずから責任を負わなければならないはずであります。従つて暴風雨があつたとか、大水が出たとかいうことについては、人間に責任はないのであります。へたな



第10図 人間の主体性の意識

政治によつて國が衰えたとか、間違つた外交で國が弱つたとかいうような場合には、國民みずからが自分の責任とすべきものであつて、政府が悪いとか、学者が悪いとか言つてゐるべきではなからうと存じます。上に述べたことを一まとめにしてみると、

人間は人間を尊重する、人間はみずから判断する、人間はみずから行ないをする、人間はみずから責任を負うということになります。かような考え方をしつかりみきわめるのが、**人間の主体性の意識**といふのであり、こういう考え方を実際の生活にはつきり現わしていくのが、**その実現**ということになります。

従来、日本人にはこの主体性の意識が非常に少なかつた。また、その意識が實際生活になか／＼現われなかつた。そこを今度日本人がりつぱに変えたのであります。



夏に鳴くセミが、地をはつている地虫から飛び出し、へビは時に皮を脱ぐのでありますが、われ／＼は、これと同じように、従來の古い考え方を捨てて皮を脱いだということができません。「泣く子と地頭ひよには勝たれぬ」という古い言葉の初めの方の意味は、小さい子がわん／＼と泣いていると、親はこれに勝てないので、どうしてもその言うことをきいてやらなければならぬという意味であるが、これは非常におもしろい意味をもっていると思います。小さな子供が泣いているからとて、親がこれにかなわない理屈はないので、やかましく言うなら、手で口を押さえてしまえばよいし、ないうるさければ、どこかの戸だなにに入れてしまえばよいのであります。ところが、泣く子には勝てないというのは、どういうのかと言えば、そういうことをやろうと思っても、やるに忍びない、自分の心でそういうことができないというのであつて、強いのは泣く子ではなくて、親の心みずからであります。親が自分の心に勝てないという意味に理解しなければなりません。

そこで、地頭には勝てないというのは、どういうことかと言うと、地頭というのは昔の地方の役人、知事のような人をさすのでありますが、その地頭に勝てないのは、

41 (二) 人間の主体性の意識及びその実現

どういふのかと言えば、これは多分地頭がこわくて、たゞ何かなしにその言うことを聞いて、ちようど、へビに見こまれたカエルが、そのまゝぐったりとするようにすることでありましょう、前の、自分の子を親が愛するということには、みずから勝つことができないということは正しい。しかし、あとの地方の役人には、たゞ長い物に巻かれる氣持で、言うなりにならなければならぬという考え方は卑屈であり、卑きようであると言わねばなりません。人間の主体性の意識というのは、この親心の場合には正しいが、地頭の場合はいけないということの意味するのであり、さきのことわざはそういう思想の混雑を含んでおつて、ちよつとおもしろいものであります。中國の言葉に「頭くたくべし、舌はとゞむべからず」ということがあります。つまり人間のからだは、たとえば鉄の棒をもって頭をがんとなぐると、頭はくだけてしまいます。つまり、他力で、人間を殺すことができますが、三寸の舌の動くことは、外の力で何ともすることはできません。人の言葉すなわち意見は押しまげ難いのです。

### (三) 人間解放の歩み



今から五、六百年前のヨーロッパの歴史を読んでもみると、この間に人間がだん／＼人間らしく発達してきたことを示しています。しかし、これとても、一足飛びに進んだのではなく、次第次第に発達したのです。大憲章（マグナーカルタ）などのことは、すでに言いましたが、その時一緒にのべたフランス革命の当時の言葉をとってみますと、その中で人間は自由であり、平等であるということをはっきり言い切ったのは、かなり興味のある事実であります。ところが、そういうふうな人間の自由平等を高らかに言ったフランス人であっても、その一七八九年のころには、ほんとうに自由を得ていたわけではないので、自由でないから自由を叫んだというような意味合いが非常に強いのであります。当時オリンプルドールグージュという婦人があって、その人が「この人権の宣言は男性の人権の宣言であって、女性の人権の宣言ではない、女性も男性と同じように自由平等でなければならぬ」と主張しました。

こういうことは今の目で見れば、わかりきったことであって、その婦人は当時世の中から非常にほめられてりっぱな勲章でももらったかと言うと、実はその反対であって、世の中からくまれて死刑に処せられてしまった。つまり、人間の解放というこ

とは、なか／＼簡単にはいかないものであって、今から見ると不思議千万なことすら起こったと言わなければなりません。しかし、次第次第に人間の自由が伸びてきて、この二十世紀に至って一應完成しました。婦人の参政権の例について言っても、二十世紀の初めごろから認められかけて、欧米においても第一次世界戦争が終わった時分に、やっと婦人は男子と同じような権利をもつようになったのであります。こういうことは、人間解放は非常にゆるやかに、しかも、たゆむことなく、坂を上ぼるように、ぐん／＼発達してきたことを示すのであります。われ／＼は人間の自由平等ということを軽く口ぐせのように言っているではありません。これこそ、世界の人間が一通りならぬ苦心をつくして、発見してきた道筋であって、まず間違いない正しいものであると言わなければなりません。

## 【問題】

- (1) 人間が個性を自覚するようになった歴史を考えてみよう。
- (2) 自由平等はどのような見いだされたのだろうか。



## 第六章 國民主権

## (一) 共同生活の根本は何であらうか

先に憲法は人間の主体性ということをもとにすると言いましたが、憲法の条文のどこにそれが書いてあるかと質問する人があるとします。それはどこにもはっきり書いてはないと答えなければなりません。書いてないことを主張するのはうそを言うのではないかと詰問する人があるならば、憲法は法律であるから法律のことは書いてあるけれども、その根元をなしている理屈は書いてありませんとこう答えてよかろうと思います。それでは憲法のどこにそんな意味のことが出ているか、と尋ねる人があるならば、憲法の前文の第一項をごらん下さい、と答えるのであります。憲法の前文の第一項は、かなり、むしろかきいことが書いてあるが、その中に、「主権が國民に存することを宣言し」とあります。その文句が一番この考え方を、はっきり表わしている

思います。そこで、「主権が國民にありと宣言し」ということはどんな意味を持っているかと言うと、世間ではいろいろ／＼な人がいろいろ／＼なことを言っているのであって、なか／＼一つの意味としては教えられていません。いろいろ／＼な解釈のしかたがあるようであります。このくらい大事な言葉が、文字だけでは一つにきまつておりながら、意味は見る人によってこんなにも違うということは、まことに残念至極であります。

そこで私の考えによってこの意味をはっきりさせたいと思います。字引を一冊もってきて、主権という言葉の意味をさがし、國民という言葉の意味をさがして、それからこの文句を解釈しようとする人があるならば、百年たつてもほんとうの答は出てきません。これは相当に深い意味をもつ言葉であるからであります。それでは、非常にわかりにくいことがこの中にはいつているのかと言え、そうではないのであって、非常にわかりやすいことなのであります。わかりやすい、つまり、だれだつてどんな人だつて、前から知り切っていることがこの意味であります。それでは、もっとはっきり答えたらどうかと言われるが、なか／＼一口には答えられません。この言葉は「われ／＼八千万人の人間が、どうして仲よく共同生活をやっていけるのか」という質問



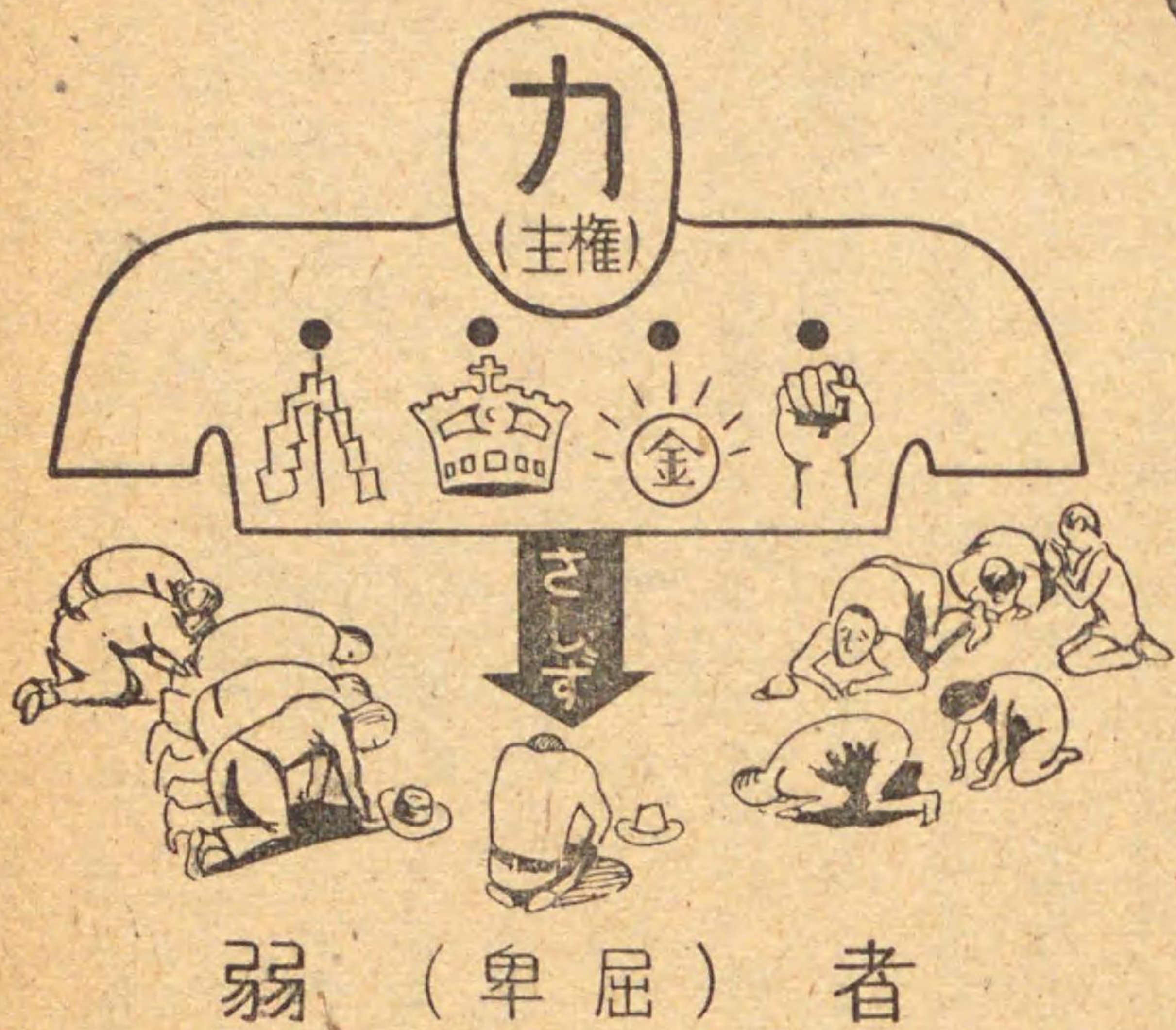
に對して答えるべき言葉であります。われ／＼の仲間は一千万人もありますが、そのひとりびとりは、名前が違つており顔つきも違つてゐる、と同じように、心もちも違つてゐるのであります。ある人は赤い花が好きだ、ある人は白い花が好きだと言う。ある人はさとうが好きだと言ひ、ある人は酒が好きだと言う。また、ある人は詩をつくるのが好きだと言ひ、ある人は田を作ることと喜びを言う。こんなふうを考え方がみな違つてゐるのに、どうして一つの世の中をつくつて、むずかしい言葉であるが、共同の運命を分担して生活しているということになるのかと尋ねられてみると、わかつたようなことではあるが、なか／＼うまい言葉が出てこないであります。これは学問の問題としては何千年このかた相當に議論があつて、今もつてはつきりしないようでもありますが、大づかみに言つると、この答には二組あります。

**力による説明** 第一問の答え方は「力」で説明をするのであります。つまり、力の強い者が力の弱い者に向かつてさしずをすると、こゝに世の中の秩序が生まれてくるというのであります。弱い者は、強い者が右に行けと言へば右へ行かねばならない。力のある者が従えと言へば弱い者はこれに従う。これでうまく政治がやつていける、

こう答えるのであります。これは、ちよつと聞くと、非常にわかりやすいのであつて、昔から多くの人々がこれを正しい説明だと思つておつたのは、一應は無理もありません。けれども、ひとつ疑問を起こしてみれば、われ／＼は同じような人間ではありませんか、同じようなからだつきと同じような心をもっている人間ではありませんか。それであるのに、だれかひとりの力が、ほかの者にまさるといふのはどういふわけでありましょうか。あの人は相撲取りすもうのように力がある、これにはかなわなれないと思つて従うのは一應はもつともと考えられるけれども、しかし、そういう力があればとて、自分の心をすてて、これに従うのは卑屈であつて人間らしくありません。また非常な金持がある場合に、その人の金の力にはかなわなれないから、これに従う方が正しい、と思ふ人があるかもしれませんが、なぜ金の力に従わなければならないかということを考えるとわからないことになります。こんなふうを考えていくと、力によつて世の中が保たれていくということは、結局、卑屈を意味するものにすぎないのであつて、こんな人ばかりが生きているなら強盗が長い刀を抜いて金を出せというときに、だれもが金を出すことが正しいと思うような時代になるかもしれませんが、そんな時代がくる



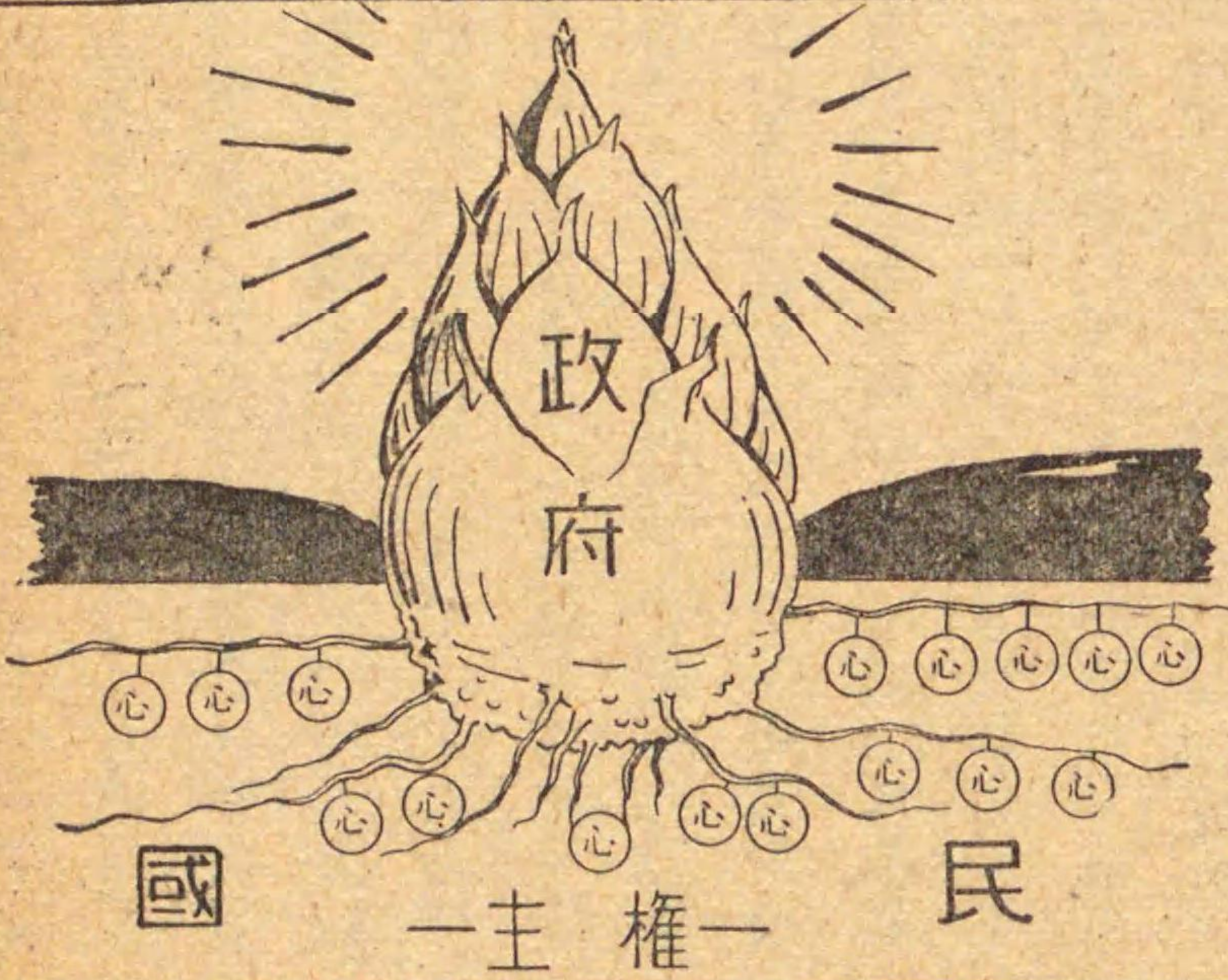
# 主権はだれにあるの



第一図 主権はだれにある？ (上、古い考え方、下、新しい考え方)

古い考え方

新しい考え方



とは思われません。してみれば、その説明が何か間違っているらしいのです。昔の人も、これに気がついて何とかしてこれをうまく説明しようと考えました。中國では天、すなわち青空のようなものを思い浮かべて、この天が力の持主の役割をきめるのだから、従って、この力の持主に服従すべきものだ、こんなふうに教えてきました。しかし、青空の天が、そんな役割をきめるばかなことがあるとは思われません。すると、青空の代わりに、何か人間に似たところのものを予想しなければいけません。そこで、そこで神という思想をもってきた。神がこの力を授けたのだと説明するようになった。学者が君権神授説ということをとらえて、國を治める人の力は、神がこれを授けたのであるというふうになり、日本ばかりでなく、多くの國が言いならわしてきたのは、こんな思想に基づくものでありましょう。

ところが、神を信ずるということは、宗教のことであって、政治のことではありません。神様をもち出して政治を説明することは、現代の人間の承知しないところであり、ります。こう考えていけば、結局、力による説明は役に立たないというふうに思われるので、そこで、別の考え、すなわち、第二の考えに、はいつていくのであります。



主権は國民にある。八千万の人間は、みな自分の心をもっている。しかし、その心がお互の間に一致する。その一致するところに従って仲よく暮らしていけるということになります。しかし、一致すると言っても、心の中をのぞいて見るわけにはいかならぬから、一致するかどうかを確かむことはできません。そこで、この世の中にうまい制度が生まれてきて、政府というものができて、その政府が全体を治めていくことにし、しかも、その政府は、結局は國民の心をもとにしてでき上がっていると考えるのであります。タケノコが一本出てくれば、そのタケノコというものは、根があつてどつかの竹やぶにつらなっているに相違ない。政府というものがあつたら、つまり國會があつたり、内閣があつたりして、政治をやらうとすれば、その政府は天から降つてきたものでもなく、地面からわいてきたものでもなくて、結局、タケノコがどこかの竹やぶからできてくるように、國民すべての人の心にもとをおいて、できていると考えるのが正しい。つまり、人間というものは、自分の心によらなければ動くものではない。そして、自分の心によってできている政府のさしずだから、それに従うというのは、おしつめてみれば、自分の心に従つて動くことになるのであります。鏡に向かつてい



第12図 政府のもとに國民

て、それが鏡であることを忘れて、それに写っている人におじぎをする、よく考えてみたら、それは自分であつたということもありましょうが、それと同じように、われわれが政府に従うということは、結局、自分に従うことなのであります。自分の頭がはげているならば、政府の頭もはげている、というようなふうに言えると思います。こんなふうに考えてみると、われわれを支配する力は政府にある、しかし、その力の本もとを調べてみると、結局、それは國民の心をもとにしてでき上がったものである。これを続けて言えば、政治力の根源は國民の心であるというのであるが、この長たらしい文句を手短かに言うに「主権は國民にあり」というように言い表わせると思います。こゝで主権ということでは、政治の根源たる意思力ということであつて、國民というのは國をつくつておる人間の全部であります。かく言えば、何の



不思議もないのであります。法律家というような人たちは、ともすると、これをむすかしく説明して、かえって、わからなくしてしまうことがあります。

**國民の意味** たゞ、こゝで注意しなければならないのは、國民ということの實際の意味であります。なるほど、八千万の國民が主権の本体であるということは正しいけれども、その八千万人の中には、生まれたての赤ん坊もあれば死にかけて病院でまったく息をしているだけという者もある。また、刑務所の中に、はいつていて、外に向かつて何も言えない人もあろう、そういう人が國の政治力のもとをなしているのか、という質問をする人があるけれども、そんな言葉じりをつかまえるのではなく、國民というものを大づかみに見て判断しなければなりません。實際に、そういう子供や刑務所にいる人がはいらぬことは当然のことであります。

### (二) 主権は國民の正しい心の一致にある

そこで、これで大体主権が國民にあるということとはわかったと思いますが、なお一つ大事な点が残っております。主権が國民にあるということを経験的に考えると、國民

の大多数が、勝手次第なむりやわがまゝな考え方をもつても、それが多数であれば、結局、政治の根本の力になるのだ、従つて、政治は國民のひとりびとりの私利私欲、つまり、わがまゝな心できめるものである、だから、われわれは数さえまとまれば、どんなわがまゝを言つても正しいのである、遠慮はいらない、こんな氣持が起こりやすいのであり、實際世間の動きの中には、こんなものが含まれているらしい。しかし、これはたいへんな間違いであつて、なるほど、主権は國民の中に存するに相違ないけれども、ひとりびとりのわがまゝをもつて、数だけそろえばそれを正しいとする意味は含まれていません。それがためには、國民の心というものを一ぺんよく考えてみなければなりません。われわれが心をもつて、数だけそろえばそれは確かであります。しかし、われわれの心はどんなものかと言つて、實質をつかむことは容易なわざではありません。人の心はもとよりわかりません。自分の心だつて、はつきりわかるわけではないけれども、まず、わかりやすい自分の心を調べてみると、私の経験から言うならば私の心の中には、決してきれいなものばかりではないのであつて、いろ／＼きたないものが、たくさんはいつてゐる。悪い心もあればよい心もある。氣まぐれな心もあれば落



ちついた心もある。自分のひとりだけの仕合わせをはかつて、自分だけよければ他人はどうでもよろしい、という氣持もあるけれども、親子・兄弟一緒に仕合わせになりたい、という心もある。また、同じ地方の人、たとえば、町の人、村の人が仕合わせになるように願う心もあります。自分の学校がよその学校よりもよくなるように願うという心もあれば、自分の学校は少しは損をしても日本全体の学校がよくなればよいというような心も起こる。また、日本國のためならば、われ／＼のひとりびとりの利益はがまんをしようという心もあり、さらにずつと進んで行つて、世界全体の人間の仕合わせをはからなければならぬという心もある。

こんなふうには、私どもの心の中は、結局、いろ／＼なものが入り乱れているのであります。つまりぬれ例をとるならば、紙くずかごのようなものだと一言でないことはありません。人間が紙くずかごのようなごた／＼の心をもつて仲よく暮らしていくということは、まったく不可能なのであつて、それなりつぱな政治ができるものではありません。それでは、どういふふうにはこの心を扱つていったらよいかというと、これからは、私たちはほんとうにはよくわからないけれども、自分のたゞ理想を言えば、

自分の心は、いろ／＼な入り交じつたものがあるけれども、それを一つの正しい心にまとめ上げていかなければならないと思ひます。

たとえば、朝八時に起きようと思つていても、今日は眠いから十時まで寝ようと思ふことがある。どちらも心には違ひないが、一時の氣まぐれの心がおちついた心を妨げないようによつていかなければなりません。また自分がほしいと思つても、人のものは奪つてはならないという心も起こるのであつて、こんな場合は、自分の利益と世間の利益を違わせないように考えねばなりません。つまり、何とかして私どもの心をまとめ上げていかなければならないのです。どうしたら美しくまとめ上げることができるとかという大きな問題になると、これは非常にむずかしいことであつて、一口には答えられません。これがうまくまとまる人は、よほどえらい人であると思ひますが、ともかく、私どもは学問をしたり、深く物事を考えつめたりして、何とかして自分たちの心を美しくまとめあげるようにせねばなりません。

國民のひとりびとりの、みがき上げた正しい心の一致するところに従つて國の政治をする場合に、正しい意味において「主権が國民にある」ということがいえます。世



間で、新しい政治は多数の政治である。だから、どんなむりでも多数で押し通すというような考え方は、人間の本质、人間の本心を見失った非常に間違った考え方であります。

## 【問題】

- (1) 國民に主権があるというのはどういう意味か。  
 (2) 民主政治の根本はどんな点にあるだろうか。

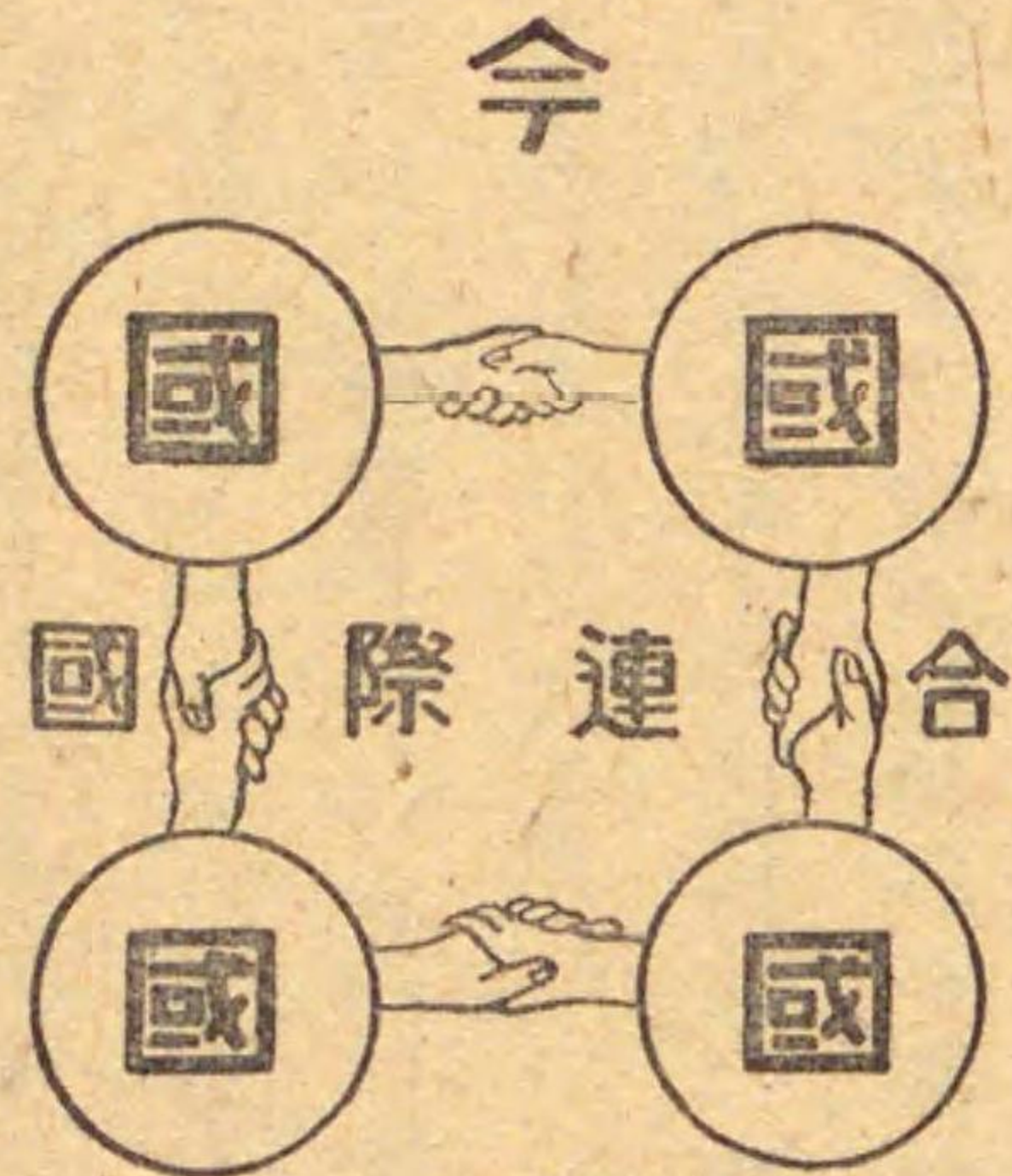
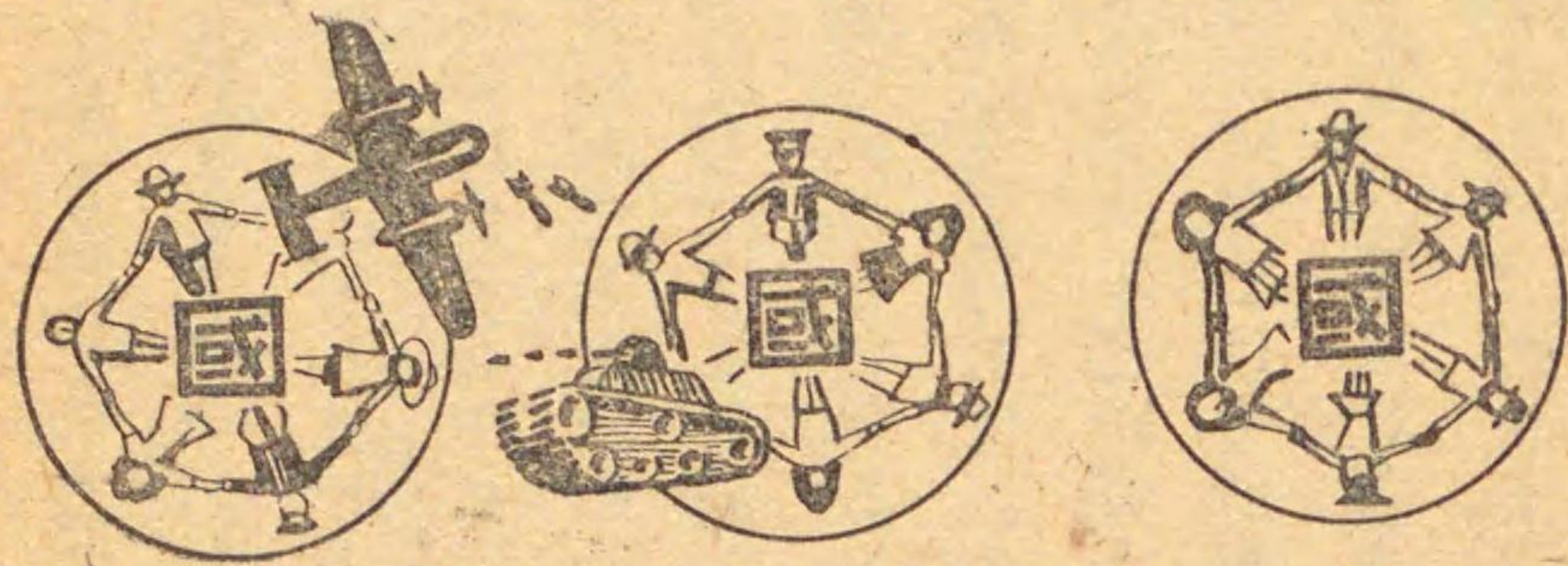
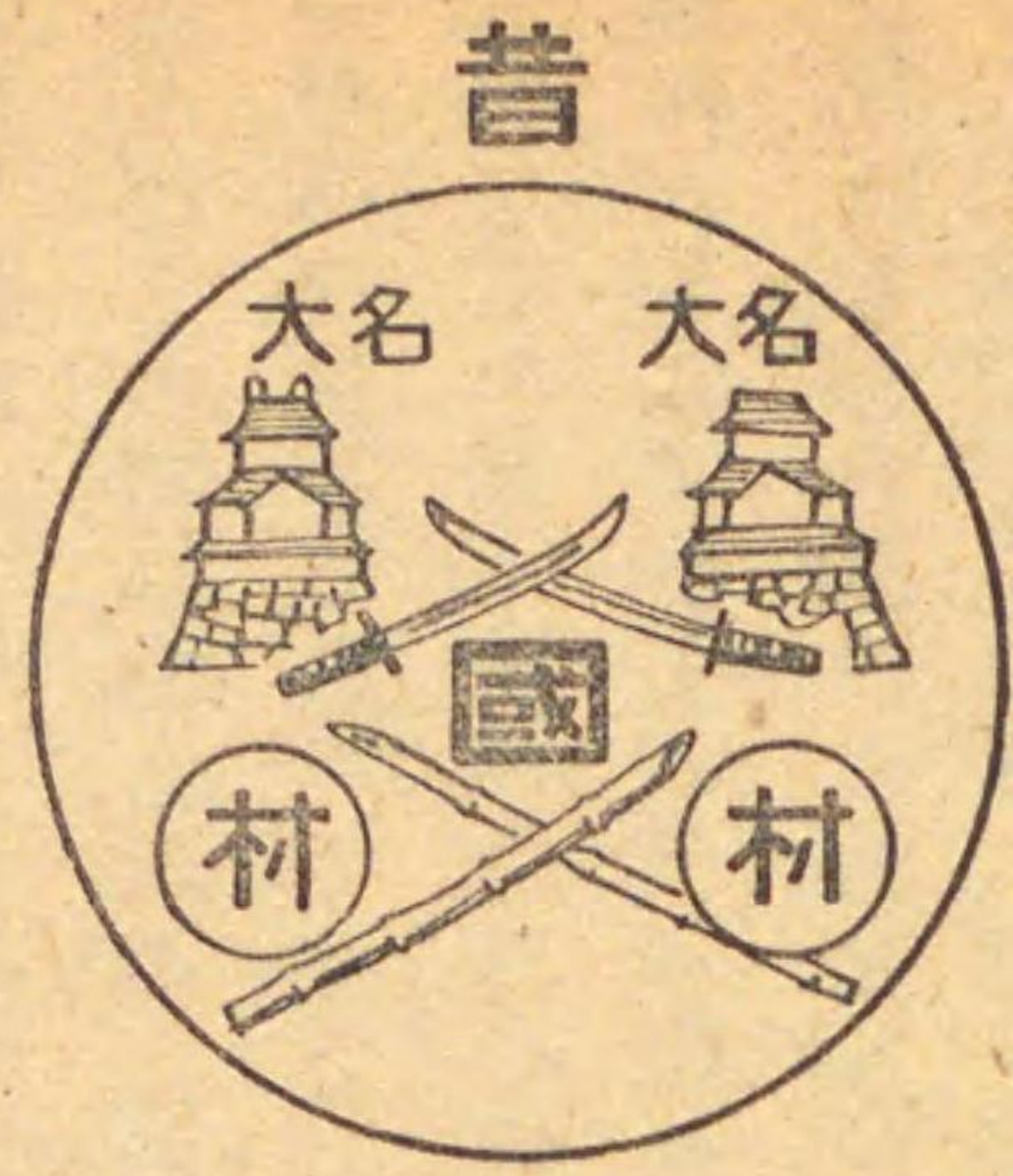
## 第七章 平和の原則

## (一) 平和を願う心

四本柱とたとえた原則の第一は、世界平和の原則であります。人間が人間を尊重する理想をもっているのだから、人間同志が殺し合うということはないはずであります。どこの國だって、昔は知らず、現在、人を殺すことを是認するところはありません。しかし、歴史はどうなっているかというところ、どこの國の歴史を見ても、最もはなやかな時代は、血なまぐさい人殺しの記録で満ちております。たくさんの人間の命を断ち、町を焼き、村をこわしたことが、人々の手柄としてほめたゝえられています。こんな不思議なことを何と説明するでありませんか。一七九一年のフランスの憲法ですらも、すでに侵略戦争を禁止する規定をもっておりまして。今から百五十年ほど前に、カントが「世界の永久平和」という書物を書いて、世界に戦争をなくするような工夫



世界とは友だち敵の関係  
であるとのドイツの言葉  
はいけない



世界は友だち  
(國內)友だち(國  
際)の関係である  
べきである

第13図 世界はだんだん狭くなって来た

をしました。それにもかゝらず、世界の人間は今なお悪魔のごとく、阿修羅のごとく、けんかをしている。これを何と説明することができるのでしょうか。かような矛盾が起こってくる一つの大きな原因は、人間の仲間を狭く取扱う考え方もしれません。この間までドイツに用いられておった言葉に、「世界とは友だちと敵の関係である」というのがあります。この意味は、一つの國では人間みな友だちである。しかし、國と國とが違えばその間は敵の関係である。だから、全世界は友だちと敵が入り交じってできているというのであります。古い時代には、非常に自分たちの仲間を狭く考えて、大名と大名が戦ったり、村と村とが戦ったのでありますが、近ごろの人間は、相当考え方が廣くなつて、全世界の人間をも友だちと思うようになってきたことは、だれしも知っています。國際連盟とか、國際連合とかいう思想がだん／＼完備してきたのは、このことを示すものでありましょう。小さな声で言いたいのだが、われ／＼の住んでいる地球は、実は、最近に十分の一か二十分の一くらいに縮んでしまった。こう言ふと、そんなばかなことはない、地球の直径は今も昔も同じだと抗弁が出るでしょう。私の言つたことの意味は、通信交通が発達し、經濟が一般的になり、思想



が早く流れていくようになる、実際、全世界の人間が利益を緊密に感ずるのであるから、つまり、地球が小さくなったと同じようである、こう説明できるのであって、思わせぶりの言葉を使って恐縮であります、われ／＼が議論をするときは、いつもこの地球縮小の考えを前提としなければなりません。「打てば響く」という言葉がありますが実際、地球の一部をたゞけば世界のどの部分も、その影響を受けるのが実情であります。してみれば、全世界が友だちと敵のかたまりであるのではなくて、お互に人格を認め合つて、すべてが友だちになるのが正しいのであります。だから、全世界は友だちの関係であることが正しいことになるのであります。しかし、かく言うのは一種の理想論であつて、生きた世界の姿は、なか／＼友だち関係にはなりそうもない。少なくとも、地球は二つの力に分裂していると解するのが常識であります。しかしわれ／＼は、こういう有様をたゞ見すごしておくのがよいとは思いません。人間は本来尊いものであると思つてゐるのに、いろ／＼方法を設けて大量虐殺するというのは、いかにも情ないことではありませんか。われ／＼は戦争の悲惨な結果をつく／＼と体験したのであり、平和を求むる熱情が強いものであります。今このまゝに捨てておく

ならば、人間の殺しの知識の方が、文化の知識の方よりも先に進んで、各種の新しい兵器が発達し、その威力が激しくなるにつれて、世界の文化が破壊されるばかりでなく、人間自身まで破壊されるような行き道をとることは、一点の疑いもありません。戦争の悲惨を痛感したわれ／＼が、たゞ腕組みして見ていられるわけではないのはわかり切つています。何とかしてこの世界に永久の平和をもちこむように努力しようと思つるのは自然の結果であります。われ／＼は、まづたく、この考えをもち出したのであります。そこで新しい憲法の前文の第二項には、「日本國民は恒久の平和を念願し」というような理想を示しております。また第三項には、國と國との間には政治的徳があることをはつきり認めております。

## (二) 戦争放棄の原則はどんな意味だろうか

また、憲法第九條において、例の戦争放棄の原則をつくつてあります。戦争放棄の規定は二つの点をきめてあるのであつて、一つはいわゆる侵略的戦争をやらなないということをしめており、一つは戦力を保持せず國の交戦権を認めない旨を明らかにしてい



ます。前のことは実質を言っているものであり、後のことは方法を明らかにしているの  
でありまして、たとえば、タバコを吸うことはやめよう、そこで、きせるやパイプ

# 世界に永久の平和を



第 14 図 世界に永久の平和を！

ら、物の道理の上において、これが正しいことは、だれも怪しむものはないことと考  
えます。長い間、世界の人間は、平和をつくり出そうと思いながら、他人より先に平  
和を実現しようとするのは損をする心配があるので、だれもやり出そうとしなかつた

を捨ててしまおうというよう  
な考え方があります。この  
ような世界平和を実現しよ  
うとする日本の考え方は、  
世界がどんなであろうと  
も、われ／＼は一切兵力を  
捨てて、いわば捨身になっ  
て平和の旗印をになって立  
上がった趣旨でありますか

のを、日本が初めて企てたのであります。これは世界の歴史あつて以来の大きな事柄  
であります。たゞ世間の人がこれについて疑問をもっているのは、はたしてこれが日  
本の独立を守り得るかという点であります。

たとえば、外國の軍隊が日本を踏みにじろうとするような場合に、われ／＼は何ら  
の兵力をもたないで、どうして國を保ち國民の生命財産をまっとうすることができ  
かという点であります。これは實際困難な問題であるに相違ありません。この心配が  
あればこそ、世界の人間がやり出さなかつたことでありまして、それをわれ／＼が大  
決心をしてやり出したのでありますから、一たびこの決心をした限り、これに對して  
疑いをもつことは、まことに正しくないことと思ひます。しかし、たとえ大きな理想  
をもつて立上がったにしても、疑いのある点は十分明らかにしておかなければなりま  
せん。

そこで、第一に考えるのは、一体原子爆弾が発明されたとか、そのほかさらに進ん  
だばげしい兵器がつくられてきたときに、人間が戦争をやめなかつたらどんなことに  
なるであろうかということ、まじめに考えてみたいと思ひます。いかなる人も、靜



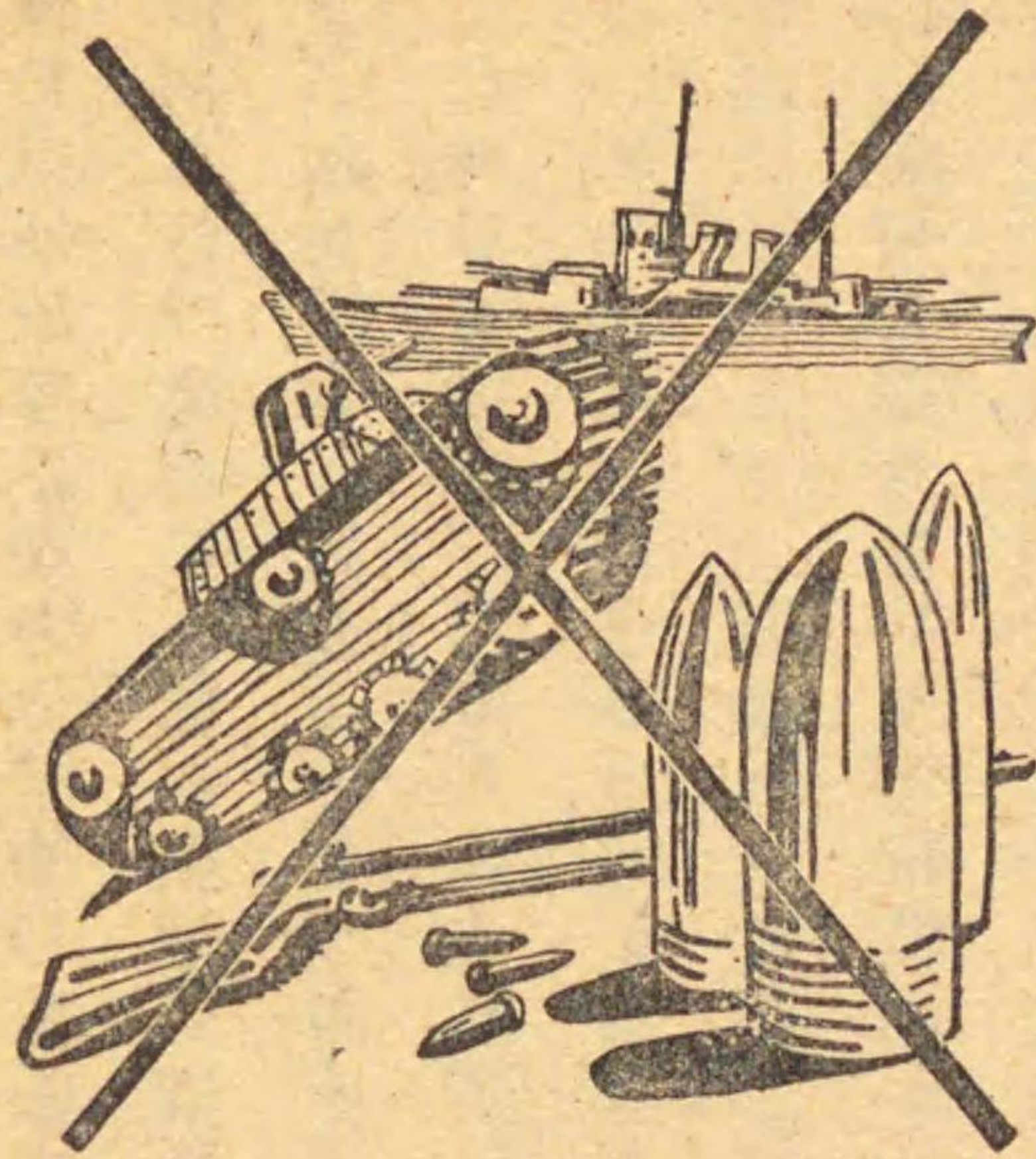
かに考えてみるならば、その結論ははっきりしております。つまり、暴力によって人類が、または人類の文化が、消滅するということでありまして、これがはたしてわれわれの人間理想に合致するものでありましょうか。これに対しては、言うまでもなく、合しないと答えるほかはありません。それならばどうすればよいか。われわれは戦争をしないとするよりほかに答ができません。しかし、諸國をして戦争をさせないとすることは、日本の力だけではどうすることもできないのでありますから、まずわれわれだけで戦争をやらないようにするのが一番正しいのであります。もちろん、今後一切の國と國との關係を、平和の方に向けていくように日本が努めていくのが正しいけれども、これは平和が結ばれてからあとの問題であります。外國の話で聞いたことですが、二匹のネコがけんかをしておる。一方が他方を食ってしまうというような姿である。これを見たある人が、その勝負はどうなるかということを考えながら、席はずして、しばらくしてから、もとのところへもどってきて、あのネコはどっちが勝ったであろうか、多分、一方のネコはほかのネコを食ったために、まるく太っているだろう。こんな予想をもっていました。もどって見ると、そこには何があつたか。

赤ネコも黒ネコもいないで、残っているのは赤いしっぽと黒いしっぽだけだつたという話があるが、あくことなき戦争の結果は兩國ともほろびてしまうというふうに、このネコの話を手本に考えるのが、おそらく正しい答でありましょう。

第二に考えるのは、日本がこんな方法をとる限り、不正な外國の兵力を防ぐことができないのではないかという疑いがあります。日本のある学者は、この憲法を解釈して日本は防禦のための戦争をも放棄していると言う。しかし、この憲法のどこを読んでも侵略戦争をやらないことは明らかであります。防禦戦争を放棄したとは規定していません、それを規定しているように解釈する意味が私にはわかりません。私の信ずるところによれば、この憲法は少しも自衛の戦争そのものを禁じてはいないけれども、兵力をもたないということの結果、自衛の戦争も事実において、できなくなると解すべきものと思っております。それでは、なぜ自衛の戦争のためには兵力をもてる規定しなかつたかという疑問が起こるかもしれぬが、もし兵力をおくならば、結局その兵力は自衛戦争にばかり使うのではなくて、侵略戦争にも使う心配が起こってきます。どこの國でも、戦争を始めるときには、大抵自衛戦争という名目でやるのであ



## 世界人類の平和



第15図 戦争放棄

をする、つまり竹やりとか、にぎりこぶしとかいうことよりほかにしようがありません。しかし、そんな心配をし過ぎるよりも、海を泳いでいるたこは、からもなし、きばもたないけれども、やはり、今も生きていてわれわれの魚市場をにぎわしておることを考えて見るがよいと思います。もしまた、一層極端な場合

るから、どうしても手段の方において制限しなければ、正しい目的が貫徹しません。

そこで、この憲法の規定するように実際上は、自衛戦争もできない結果になつたわけでありませぬ。はなはだ不吉な予想ではありませんが、かりに不正な外國の兵力によつて戦争をしかけられた場合には、われわれはこの憲法の前文の中にあるように、世界の平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとするのが第一の方法であり、第二の方法としては、われわれが実際できる程度の防禦

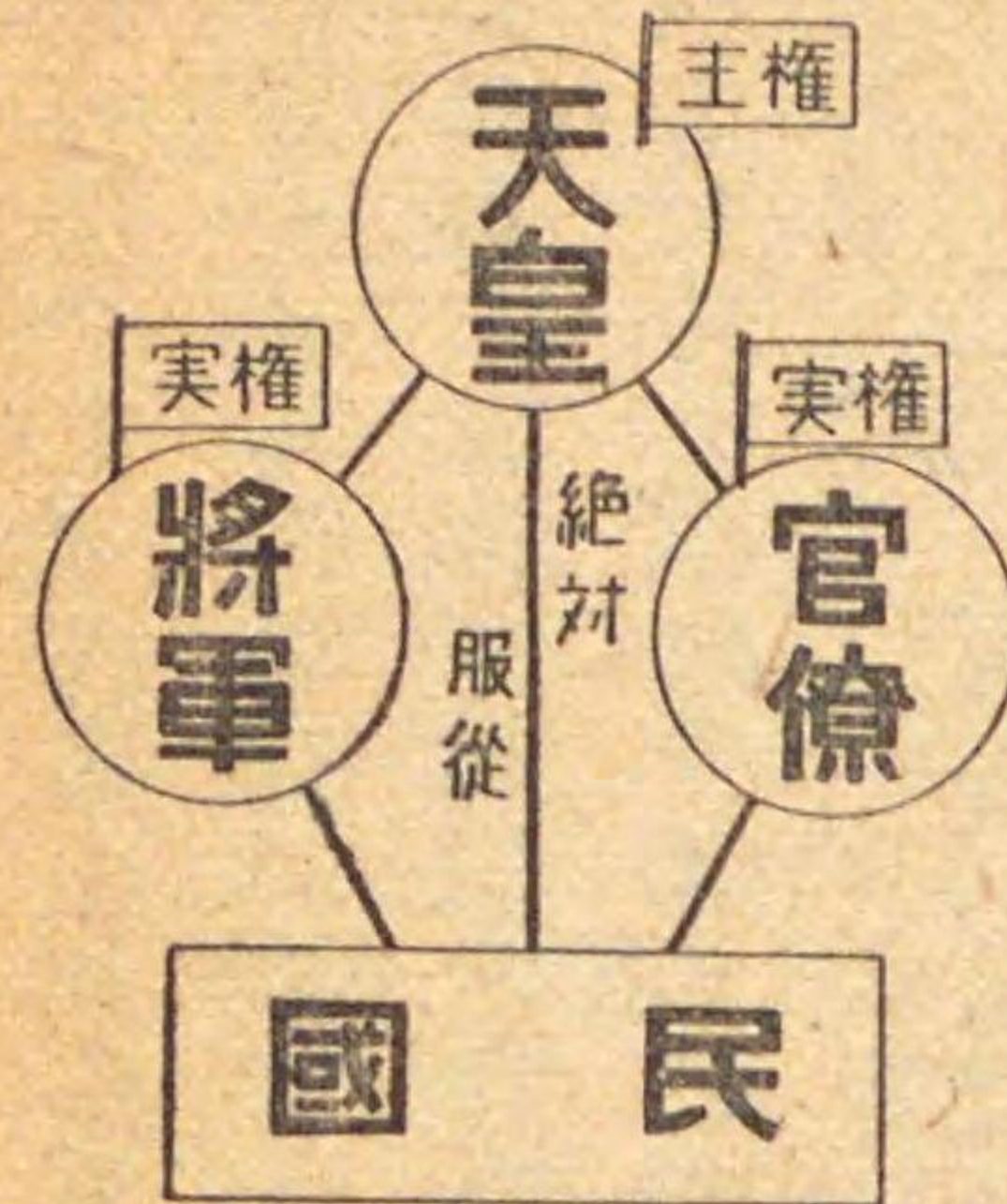
を想像し、いかなる人力を盡くしてもまぬかれることのできない不幸が迫つたとするならば、これはまづたく假説的なことではありませんが、世界の正義を維持しようという熱意をはたすためには、さような受難は、むしろ誇るべきではありませんまいか。ここに付け加えて考えたいのは昔から大きな業績を上げた宗教家、あるいは、たとえば禪宗の坊さんなどが、説教をしてまわるときに、刀をさしたり鉄砲をもつたりして歩いたことがあるかということでもあります。

第三に考えることは、世界の文化の現状においては、戦争についての考え方がまだ十分進歩していませんのであるのに、日本だけ進歩していることは、行き過ぎではないかという点であります。たしかにそんな意味はありますが、だれかが先に立たなければ、物事は進歩するものではないのであつて、人が進歩しないからこちらも進歩しないという理屈はないであろうと思います。

第四に考えるべきは、それではわれわれは、國家の安全を成行きに任せ、いわゆる無抵抗主義をとるべきものとするのかという疑いが起るかも知れませんが、われわれは決して無抵抗主義を正しいと思いません。正義のためには、十分主張すべきものと



### 天皇制は



第 16 図  
天皇制は—こう考えられていた

て、力の持主だという感じに響いて、國民はその前にたゞ絶対に服従するものだと考えられやすいのであります。また事実、一般人はそのように考えていました。また、天皇制という言葉は、天皇の下に將軍とか官僚とかいうものがくつついて、その一かたまりの人間が勝手次第な

従来、天皇とか天皇制とかいう言葉は、いろ／＼使われておりますが、しかし、わかりにくい点がたくさんあります。たとえば、天皇は主権者であるとか、主権は天皇がもつておられるとかいう場合には、何となく天皇と國民とがはっきり離れてしまつて、力の持主だという感じに響いて、國民はその前にたゞ絶対に服従するものだと考えられやすいのであります。また事実、一般人はそのように考えていました。また、天皇制という言葉は、天皇の下に將軍とか官僚とかいうものがくつついて、その一かたまりの人間が勝手次第な

## 第八章 合理的な天皇制

### (一) 天皇及び天皇制に関する今までの考え方

と思いますが、戦争は何も正義の印ではないのであって、戦争に勝つたからとて、それが正義であるということは、われ／＼にはわかりません。戦争を放棄したということ、正義を放棄したということは、まったく意味が違ふと思います。正義を守り通すための方法としては、外交上の手段などの平和なる道が今後考えられてよからうし、また、われ／＼はできるだけ早い機会に、その方法をとらねばならないと思ひます。

#### 【問題】

- (1) 戦争と平和とについて比較して考えてみよう。
- (2) 憲法に戦争はしないと定めたのにはどういう意味があるだろうか。



政治を行なつて、國民の利益を害し、人間の幸福を傷つけておつた制度の全体をさすように考えられた場合があります。これらの考え方の、よしあしは別としまして、もし、われ／＼が眞に正しい意味での天皇および天皇制をもととするならば、これらの間違つた考えをはつきり是正しなければなりません。

### (二) 天皇の地位についての歴史的な考え方

日本の歴史の中に、古くから天皇のいろ／＼の性質が現われておるけれども、その要点をつかんでみると、三つの別々のものがあるように思われます。

第一は、**宗教的地位**であつて、古代の日本人は、天皇が特別の宗教上の重要な地位を有せられるように考えており、言葉や歌や文学にも、その心持が出ています。

第二の天皇の地位は、**政治上の地位**であつて、日本の歴史は、天皇の政治的な地位の強かつたことも、弱かつたことも教えています。徳川時代に天皇の政治権能が非常に少なかつたことは、だれでも知っています。足利時代あしかがはいうまでもなく、さかのぼつて、頼朝よりともが幕府を開いてから天皇の政治的地位が縮小したことは明らかでありま

す。それよりさらにさかのぼつて、古代に踏みこんでも、天皇の政治的地位は、実際においては、非常に強いと言ひ切れないのであつて、藤原氏ふじわらが政權を自由にしたこと、だれでも知っております。ところが、明治の時代になると、天皇の政治権能が非常に強くなつて、言葉のおもて、または形式・理論だけから言つと、國の政治は一から十まで天皇が決められるとも言ひ得るのであつて、明治憲法には、「天皇は國を統治する」とか、「統治権の總攬者そうらんしゃ」であるとかの言葉を使つておる。かように、天皇の政治上の権能は、時代によつて非常に波があつたことは明らかであります。何らかの程度において、政治上の地位があつたことは、疑いの余地はありません。

第三の地位は、**天皇の國民感情の中における地位**であります。日本國民は、昔から天皇を非常に尊敬し、その感情の上において、深い愛敬の念慮をもつておつたことは、だれも知っています。この心持は、歌やその他の文学の上によくあらわれています。このことは、だれでも知つておるところの、君が代の歌の中味を味わつてみてもわかります。これは、天皇の御生命のながいことを國民が念慮する感情の現われにはかならないのです。昔から、天皇の政治的地位には、いろ／＼の変化があつたことは、す



で述べた通りであるが、國民が感情の上において心を天皇に向けておつたことには大した変化はありません。この天皇と國民との間に感情上の深いつながりがあると、すなわち、天皇が國民の愛情をもつてとりかこまれていることは、日本の歴史中の意義深いことからであります。

### (三) 民主政治と君主政治は相いれないだろうか

次に、以上の三つの天皇の地位は、國民主権の思想と相いれないものではないかというところが問題になってきます。第一に、天皇の宗教上の地位は、これはまったく信仰の問題であつて、政治と関係はありません。従つて、國民主権と無関係のことであり、何ら矛盾するところはないのであります。火星の住民と地球の住民とが無関係であると同様であります。第三の感情上の地位は、天皇と國民との間が深い敬愛の感情をもつて結ばれておることを意味するのでありますから、意思問題であるところの國民主権とは、また関係はないはずであります。手近な例をとつても、一軒の家に年とつたおじいさんがあるときに、そのおじいさんは、家のことについて何の發言権

はなくても、家族から敬愛されておることがあるのは普通であります。ところで、第二の天皇の政治的地位はだれが見ても、國民主権の問題と正面衝突をするように考えられます。つまり、天皇が政治を行なわれるのであるなら、國民が政治の中心であることと相いれないと考えるのが常識です。この理由のために、從來、日本人は國民主権の思想を非常にきらつたように考えられます。明治の初めに、五箇條の御誓文ができたときにも、この考え方がもとになって、いろ／＼な論議が起りました。

明治時代に、ヨーロッパ風の民主政治の思想が、日本にだん／＼盛んになつたころに、民主政治という言葉そのものが、君主政治と衝突をするとの考えで排撃されたこともあります。そのために、わざ／＼民衆政治という言葉を使って、議論をぼかさうとしたのは、実際あつたことであります。そのほか、道徳上または社会上の議論において、民主政治が君主政治と相反するように教えられたことが多いのであります。ことに、昭和年代に至つて、治安維持法という法律をつくつて、天皇制を否定しようとする考え方に対して嚴罰を加えようとしたのは、おそらく、この考え方すなわち民主政治という新しい思想が勢力をもつてくるにつれて、政治関係者たちが心配をしたこ



との結果でありましょう。もし、この考え方が正しいとすれば、國民主權の國に君主の政治的地位があるべきわけはないのであつて、君主政治と民主政治とは、黒と白、赤と青というように、まったく両立しないものであつて、一方が正しければ他方は認めることができないことになります。はたしてかように考えていいものであろうか。

(四) 新憲法は天皇についてどのように規定しているか

これは學問上の問題でありますから、直接に規定はしませんけれども、なにしろ大問題ですから、新憲法はこの問題を法律的に明りょうに解決しております。すなわち、主權の本体は國民である、しかし、天皇はこの國民の意思に基づいて、その地位を有せられることとしておるのです。いわば、主權の本体と、主權の現われる出口との區別が考えられるのであります。電燈をともしようとすれば、スイッチをひねるとあかりがつく、従つて、普通の場合にはスイッチが電燈のもとであるように考えても大した間違ひはありません。しかし、停電の日にスイッチをひねつても、電燈はつかないものであつて、これを思うと、電氣が電燈のもとであると考え、また、スイッチはその電

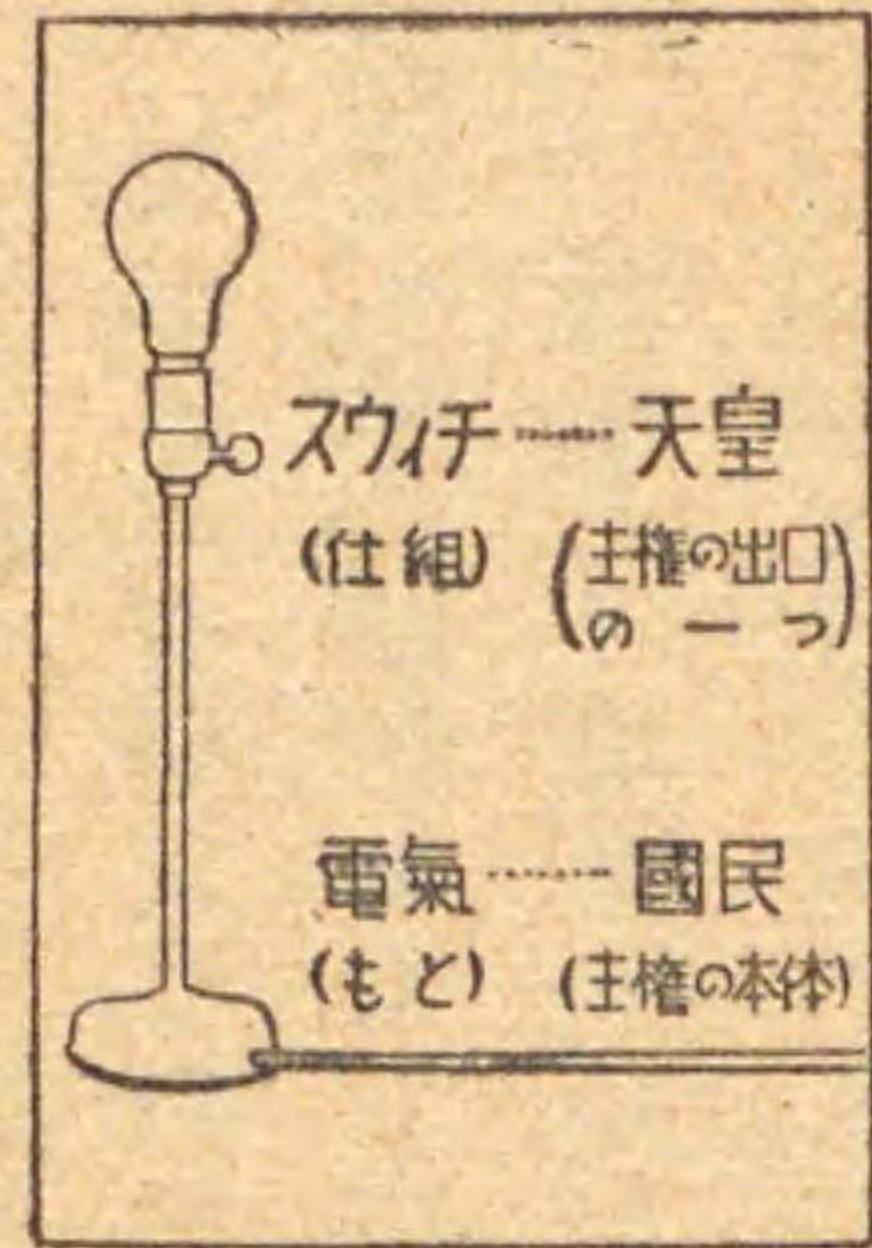
氣の流れるための一つの仕組であると考えることが正しいことになります。さきに述べた政治の根源力は國民にあり、そして、この政治をある程度に實現するのが天皇であると考え、ちやうど、この例にあてはめてみると、よくわかるであります。われわれの先祖たちは、こういう点に氣がつかないために、天皇が政治の本体であるように説明をしておつたことは事実であります。しかし、もう一步深く考

宗教上の地位

信仰上の問題で  
國民主權とは無關係である

政治上の地位

國民感情上の地位



意旨問題であつて、國民主權とは無關係のはず

第17図 天皇の地位と國民主權

えてみれば、おそらく國民が政治の本体であるといふところまで進んだにちがいないのであつたけれども、ちやうど、いつも電氣が流れておるならば、實際上では、電氣が電燈のもとである、と、むずかしく考えなくても、よいように、政治についても、ごく淺薄な説明をしておつたの



ではあるまいかと思ひます。しかし、この考えがいずれであるにしても、憲法みずからは前に述べたようにはつきりとこれを解決しておつて、道理の上に疑いを残すところはありませぬ。従つて國民主権の上に合理的な天皇制ができ上がることに何の不思議はないのであります。憲法は、天皇についていろ／＼な規定をしておりますが、念のため、おもな問題を並べて説明を加えてみましょう。

**第一に宗教上の地位** 宗教上の地位のことは一言もこれを述べていません。これは政治に関係がないからであります。

**第二に國民感情上の地位** 國民感情上の地位も憲法は触れていません。これも政治に関係のないことであるからであります。

**第三に政治上の地位** 政治上のことについては、いろ／＼な点を明らかにしておりますが、事柄から言うと、二つのことをきめておる。

**天皇の地位はどうしてできたか** 一つは、天皇の地位がどうしてできたかという問に答えたのであつて、これは、さきにも述べたように、主権の存する國民の総意に基づく、と規定してあります。古くからの傳説では、天皇の地位は神勅に基づく、とさ

れ、または、天然自然の法に基づく、と考えられていたけれども、かようなことが合理的にのみこめないことは、あえて説明するまでもありません。

**天皇の地位の内容** 他の一つは、天皇の地位の内容を規定してあります。地位の内容は、天皇の存在、すなわち、たゞおわします、ということに基づく地位と、天皇の働き、すなわち、天皇がどういふことを行なわれるかという点を規定しております。

**第四に新憲法における天皇の権能** 右の天皇の地位の大略を述べて見ましょう。

天皇の地位は、本來、主権の存する國民の総意に基づくのであります。(憲法第一條) 結局は、國民の総意が動くに従つて、また、地位が動くことがあり得るはずである。天皇の権能を廣くするがいいか狭くするがいいかということとは、なか／＼むずかしい問題であつて、憲法が國會で議論をされたときに、激しい論議のあつた点であります。が、これには、一つの冷やかな眞理が伴なつてあります。すなわち、世襲の君主の権能は狭くしなければならぬということでありませぬ。なぜ世襲の君主の権能が狭くなければならぬのかと言へば、色々の理由があります。

第一に、世襲の君主が位につかれるのは、血統によるのであつて知識・能力・性質



等を考えてではありません。それゆえ、もしも、世襲の君主の権能が非常に広いものであるならば、その人の能力・性質等の不適合のために、天皇みずからが迷惑を感ぜられるか、あるいは國家が大きな損失を受けることもあるであろう。つまり、人々は、いろ／＼性質がわかれておるから、何でも完全にやつてのけることは、必ずしもできることではないのであります。してみれば、世襲の君主の権能は、なるべく狭いことが望ましいのです。外國の例でいえば、イギリスの君主も、ベルギーの君主もその権能は決して広いものではないし、昔の日本の歴史を見ても、君主の権能の狭かった時代の國の姿が格別不利益でなかつたことを見ても、明らかであります。

第二に、天皇の権能行使の結果として、天皇にいろ／＼な責任を生ずることもあるに相違ありません。たとえば、外國から責任を問われて、戦争責任があるとかないとか言われることもありましょう。また、道德上の責任を論ぜられることもありましよう。もとより憲法では、天皇に政治責任の起こらぬように注意してありますが、一國の天皇の行爲があるかぎり、何かの責任が起こることは避けられません。そのために、天皇の御地位に何か不幸な結果が起こらないとは断言できません。天皇の地位が

不安定であるということは、國の不安定ということにもなるのであつて、好ましいことではありません。従つて、その権能をできるだけ狭くし、かつまた、権能行使のために、**内閣の助言と承認**とを必要として、天皇の御地位に責任の生じないように工夫することが正しいと言わなければならぬ。

第三に、憲法の上に天皇の権能が非常に廣いのは、実は、憲法の文字を飾る意味があつて、実際には行なわれないことでもあります。ひとりの人が、國の重大なことを何でもやり遂げるといふようなことは、まったく空想的であつて、実際にはあるべきことではなからうと思ひます。従つて、実際には、たくさんの人間がこれを手傳つて、ほかの者が実際はこれを行ないながら、名義とか權威とかを天皇によらしめることになります。そこで、もしもトラの威をかりるキツネのような人間が、實際事務を担任することが起こり、天皇の尊嚴をきずつけて、自分のわがまゝを行なう、その結果、國家に大きなわざわいを生じ、國民をだましたり苦しめたりする結果にもなるのであります。これは、前戦争中のありさまを考えると、だれにもわかります。

以上のようなことを考えてみると、天皇の権能は狭い方がいいということになりま



す。しかし、それでは天皇の権能を極度に縮めて、ほとんどないに等しいものにするがいかといえ、これは一つの大きな問題であつて、國民が天皇を敬愛する心と照らし合せて、おそらく最善の制度とはいひがたいことになるであらう。國民主權や民主政治の考えとくいちがわぬようにすることは、もちろんですが、國民の感情をも、よく満たすものでありたいのです。そこで、憲法で天皇の権能を定めるには、多からず少なからず、ほどよいところに決定しなければなりません。この点を憲法はつきりと定めています。その要点は、四條と六條と七條とに書いてあります。四條は原則を定めておるのであつて、天皇は一般的には國政に関する権能を有せられないのであり、たゞこの憲法に定めてある國事に関する行爲だけを行なわれるのである。國政と國事とを明確に區別するわけにはいかないが、言葉のもつておる味わいは、特に政治と言ひ得ないような派手でないものを、國事に関する行爲と言つたものでありましよう。その國事に関する行爲の範圍は、六條と七條とに書いてあつて、大づかみに言つと、十二の項目であるということができます。この十二の項目は、天皇が行なわれるのが適當であり、かつ、實際において、政治上の論議をかゝすことのないものが選ばれてあります。

が選ばれてあります。

**天皇の権能** その一つは、今説明をしますが、おもなもの三つ四つをあげてみるならば、まず、**天皇は國會の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する**と定まっています。内閣総理大臣を任命することは、政治的に非常に大きな問題であるが、しかし、國會の指名に基づいてこれを行なうとすれば、天皇が政治のうずまきの中に入られることにはなりません。また天皇は**内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する**。これも重大なことではあるけれども、内閣の指名ということによって、天皇が、みづから政治のうずまきの中に入られる余地は絶無となるのであります。次に、また、**天皇は憲法の改正、法律・政令および條約を公布する**と定めてあります。この公布は大事なことであつて、公布がなければ憲法改正や法律等が効力を生じないのであります。しかし、公布ということは、すでにでき上がったものをその本来の目的に合わせるように、一般に知らせることであるから、政治的なうずまきに天皇が巻きこまれるおそれは、もとよりないと考えていいのであります。天皇は**國會を召集**しました衆議院を解散するとあります。國會を召集するのは、一種の形式上の行爲で



國民主権や民主政治の考えとくいちがわぬようにすることはもちろん國民の感情をもよく満たすものでありたい。

第四條——原則（憲法に書いてある國事に関する行爲だけ）

おもなもの

○内閣総理大臣を任命する

○最高裁判所の長たる裁判官を任命する

○憲法の改正・法律・政令および條約を公布する

○天皇は國會を召集し、また衆議院を解散する

### 天皇の権能

第六條

國事に関する行爲の範圍（十二項目）

第七條

ありますが、政治的な意義を含んでいます。衆議院を解散することは、政治上の意義が相当重大であると言えないことはありません。しかし、これの実質は、内閣が決定するのであって、天皇が実質を決せられるわけではありません。すなわち内閣の助言と承認によって、これを行なうのでありますから、天皇の行爲としては、儀式的意味で

第 18 図 天皇の権能は？

あって、実際において、政治の、うずまきに巻き込まれないと言えます。そのほかの項目も、大体儀式とか形式とかいう意味が強いのであって、格別政治問題となる余地はありません。たゞ、**栄典を授與せられる**ことは、内閣の助言と承認によるのではあ  
るけれども、形の上では、相当重いことであるとも言い得る。しかし、**栄典**というこ  
とは、天皇によって授與せられる場合に、特に**栄典らしい**意味が強くなるのであるか  
ら、その意味において、すなわち、**栄典の形式的な**値うちを増加する意味において、  
この制度が好ましいでありましょう。

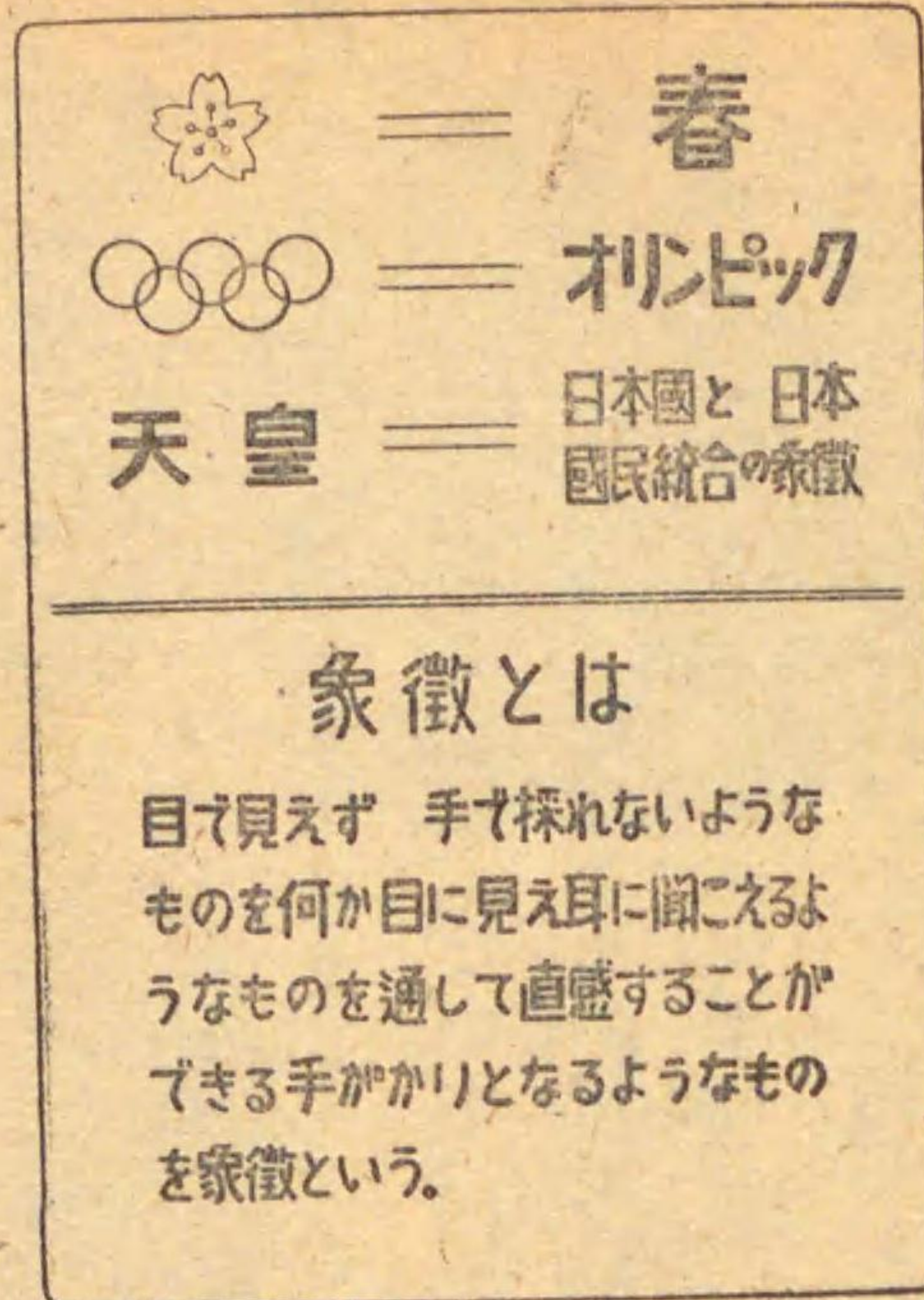
#### 第五に日本國および日本國民統合の象徴の地位

天皇の存在による地位というのは、憲法の第一條に書いてある象徴の地位であります。象徴ということは、目新しい言葉であつて、何となくわかりにくい氣持はするけれども、考えてみれば、平凡なこと  
とであります。人間は、目に見えないもの、耳に聞こえないもの、手でさわるること  
できないようなものに対しては鈍感であつて、はつきり頭の中に浮かび出させること  
ができません。たとえば、春が來たと口には言うけれども、人間は春そのものを直接  
に認めることはできないもので、春がどこへ來ているのかと質問されるとまごつきま



す。しかし、かようなものでも、五官に触れ得るものを通して、はっきりと理解する力をもっています。櫻の花が咲けば、春が来た、何人も知るでありましょう。ところで、國家というものは、実は五官によって知ることのできないものです。土地とか人とか組織とかいうものをもとにして、頭の中で考えることのできるものが、國家であります。土地が大きくなったり、小さくなったりしても、國家たることは変わりません。人間が生まれたり、死んだりしても、國家たることは変わらないし、政府が変わっても、また憲法が変化しても、國家たることは変わらないはずであります。

このような、目で見えず、手で採れないようなものは、頭で直感することが出来るためには、結局、何か目に見え、耳に聞こえるようなものを通してなければならぬのであります。かような場合の手がかりとなるものを象徴というのであります。これを平易な言葉で言えば、天皇を見れば日本國が直感され、また、日本國民統合が直感されるというのであります。このような象徴の地位は、外から見て感ずるのであります。天皇は何らの働きをされなくても象徴であります。よく世間では、天皇が象徴であることは従來の制度が変化してこんなになつたように思うけれども、多分これ



第19図 象徴とは

は従來といえども天皇は象徴であると解するのが正しいと思ひます。たゞ今までは、天皇の権能が非常に強かつたために、象徴というような静かな地位が、國民の念頭に浮かばなかつたというにすぎないでしょう。こゝで、一つ注意すべきことは、日本國民統合とは何であるかということでもあります。古

くから、日本には、このような言葉が國法の上に認められたことはありません。明治憲法にも、こんな文字はありませんでした。この意味は、日本國民の統合体という意味であつて、統合する働きという意味ではありません。八千万の國民をひとりびひとり見れば、それは人間である。また八千万の人を、特別なたゞ一つのものに組立てて考へれば、それは國家である。この二つのものの中間のところで、たくさんの人間が一つに組合わされておる有様を考へることが出来ます。人間の個別性を失わない程度



で、全國民が一かたまりをなしている有様です。すなわち、世間の言葉で言う社会と  
 いうようなものが考えられますが、これが日本國民統合であります。古くから、日本  
 の法律では、個人のことは考えておつたし、國家のことも考えておつたが、日本國民  
 の協同生活体そのものを十分意識していなかつたために、社会という觀念がはっきり  
 していなかつたのです。日本國が條約を結ぶという場合は、これは國のことでありま  
 す。しかし、日本國が今、文化を高めようとしておるといふような場合には、これは  
 日本國民の統合体の意味と解してよからうと思ひます。

第六に人間天皇 天皇には一個の人間としての地位がある。よく世間で「人間天  
 皇」と言うが、この意味であります。古い時代の人は、天皇の政治上の地位と、天皇  
 の人間としての地位を区別しないで、同じもののように考えておつたために、いろ／＼  
 わからない説明が生まれてきたが、正しい考え方は、天皇が國そのものを象徴する場  
 合は、すなわち、その公の地位であるが、天皇が學問をなさつたり、スポーツを行な  
 われる場合には、國とはまったく關係がないのであつて、すなわち、政治的地位では  
 ありません。この点をはつきり了解すると、古い考え方が間違つておつたことが明ら



第 20 図 公の天皇と人間としての天皇



かになります。昔は、天皇に「わたくし」なしという言葉があつたけれども、こういう考え方は、一個人たる人間天皇が人民を支配されると説明します。すなわち、一個人たる天皇が、自分の氣まゝに自分の利害のために、國を支配されるという思想になるのであつて、これでは正しい民主政治は考えることができません。

**皇室財産** この考え方はつきりさせると、天皇の財産について、非常に大きな問題が起つてきます。昔は皇室財産というものがあつて、実際は百三十万町歩の森林・原野、金額において、六十億の財産が天皇に存しておりました。ひとりの天皇が、何ゆえにかく多くの財産を有せられるかということに疑問をもつ人があつて、天皇は財閥である、資本家であるというふうな考え、これを批判する議論が相当にありました。しかし、よく考えてみれば、これは、天皇に公の地位と私の地位との二つあるのにかかわらず、これを混同して、その両方に必要な費用を支弁するための一かたまりの財産であつたから、奇妙なものになつたので、われわれの正しいと思う考え方にあてはめて言えば、公の地位に必要な財産は、これは國の財産であるべく、その支出は國の費用としてこれを行なうべきであります。しかるに、これが天皇の眞の私有財産と

合体されておつたから、天皇が資本家であるような形を現わして錯覚を生ずることになつたのであります。そこで、正しい考え方にあてはめて言えば、天皇の公の地位を実現するために必要な財産は、これを國の財産にしてしまうのが正当であり、人間天皇の経費を支弁するための財産が、天皇の私有財産となつておることが正しいのであります。そこで、この憲法は、天皇の財産、すなわち、皇室財産は、これを國のものにすることにしました。この言葉をそこつに解釈すると、天皇の私有財産もなくなつて、顕微鏡一つ、万年筆一本も所有することができないようにも思えるかもしれませんが、そうではありません。憲法第八十八條により國の財産となる皇室財産は、これは、天皇が公の地位を実現するために必要な財産を指すのであります。

これに関連して起る一つのこととは、もし、皇室財産がなくなつてしまえば、天皇の御生活に必要な経費はどうして生み出すかの点であります。人間天皇として、いくらかの財産を有せられるにしても、天皇およびその家族、すなわち、皇室の費用は、おそらくそれをもつて支弁することはできないだらうと思ひます。國の公の地位を満たされている天皇の費用、およびその家族の費用を國家が支弁することは、物の筋道



から言つて当然であります。そこで憲法はかような意味の、いわば私生活に関する皇室の費用は、一般の國費の中に計上して支弁すべきものとなりました。なお、これに関して、非常にわかりにくい規定が一つあります。それは憲法の八條であります。皇室に財産を譲り渡したり、あるいは、皇室が皇室外から財産を譲り受けられるような場合には、國會の議決によらなければならないことになっておる点であります。この規定のほんとうの意味は、皇室經費は私目的の經費であるから、前にも述べたように、國會の議決に従つて、國費からこれを受けられるのが本筋であつて、そのほかに、財産の譲り渡し等があることは、何か皇室の本質に紛らわしいことが起る心配がないでもないから、そこで、國會の議決を必要としたわけであります。

## 【問題】

- (1) 天皇の地位はどのように変わつてきたか。
- (2) 世襲の君主の権能は何ゆゑに狭い方がよいのか。
- (3) 天皇の行なう國事に関する行爲にはどんなものがあるか。

## 第九章 民主政治の徹底

## (一) 民主政治とはどんな意味か

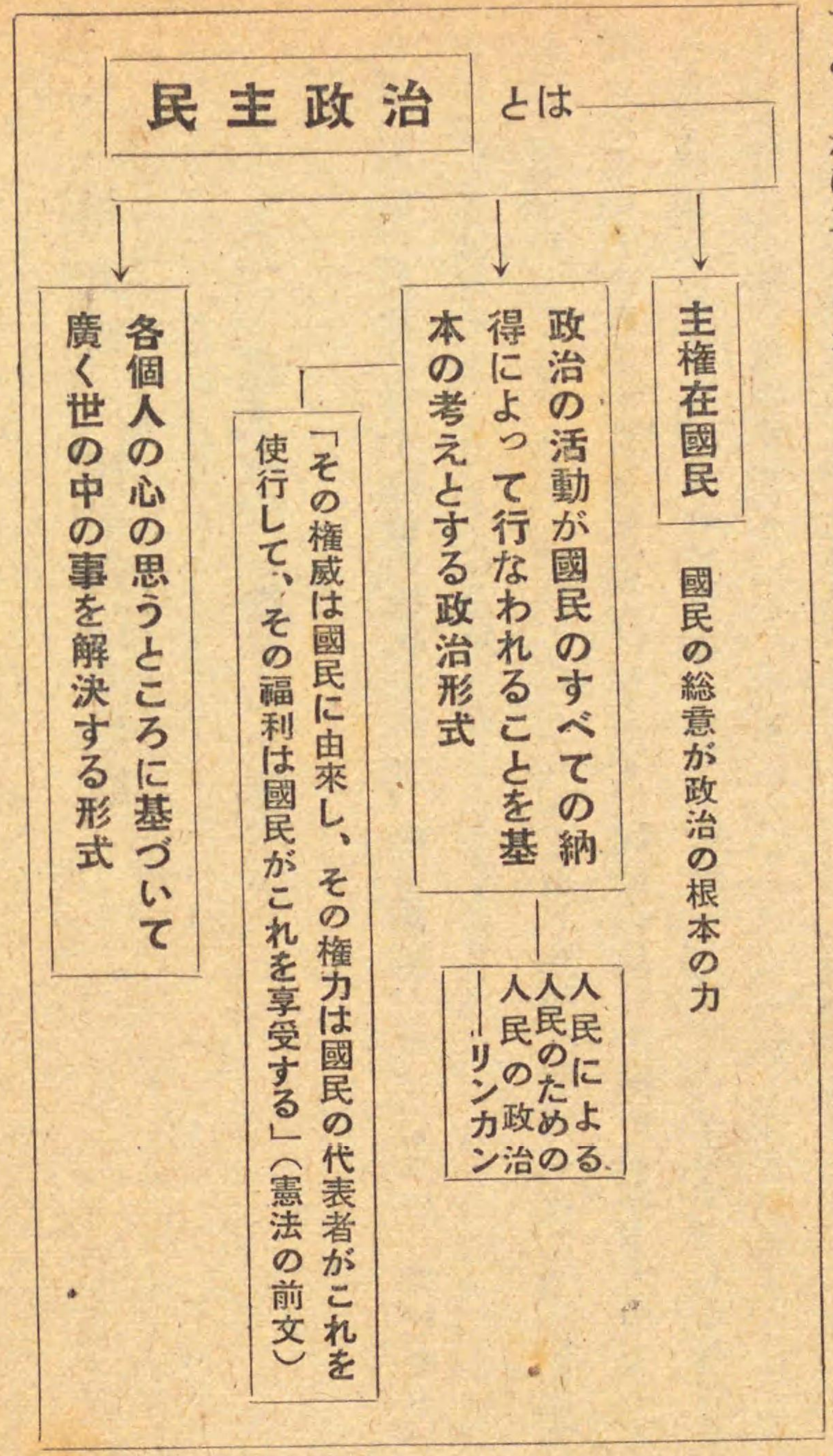
憲法の第三の柱は民主政治の徹底である。民主政治とは、どういう意味かということについては、人々いろいろ意見があるであろう。

まず第一に、それは主権在國民ということと同じ意味に解することができます。つまり、昔の君主政治や貴族政治ではなくて、國民の總意が政治の根本の力であることによる政治であります。これは理論上の民主政治の意味であります。しかし普通はもすこし別の意味に用います。

第二に、民主政治は政治の活動が國民のすべての納得なつとくによつて行なわれることを、基本の考えとする政治形式を言ふと説明することができます。これは政治の形式を言ひ表わすものであります。リンカンの有名な言葉に「人民による人民のための人民の



政治」というのがありますが、おそらくは、これにあたるでありましょう。(ちなみにこゝに人民の政治ということは、人民が政治する意味であるか、人民を政治する意味であるかは二つの考え方があります。どちらでも意味をなすけれども、私は、通説に



第 21 図 民主政治とは

従って、人民を政治する意味に解しています。(なお、このことは、憲法の前文の中に、「その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使して、その福利は國民がこれを享受する。」という言葉をもって國政を説明しておるが、同じような意味になるものと思います。

第三に、民主政治の言葉は、廣くこれを解して、ひとり、政治に關係するばかりでなく、各個人の心の思うところに基づいて、廣く世の中の事を解決する形式をさすこともあります。單に民主的と言う場合の世間一般の用例はこれです。

### (二) 指導者政治と民主政治の比較

こゝに私の用いようとするところは、この第二の意味であります。民主政治は一般に正しいものとされています。しかしながら、古來の政治は、必ずしも民主政治ではありませんでした。強い権力者が強い指導を行なつて政治を実行した事例は少なくないのであります。封建的な政治はこれに当たります。軍國的指導者政治もまたこれに当たります。主権が國民に存するという原理が眞理であるならば、

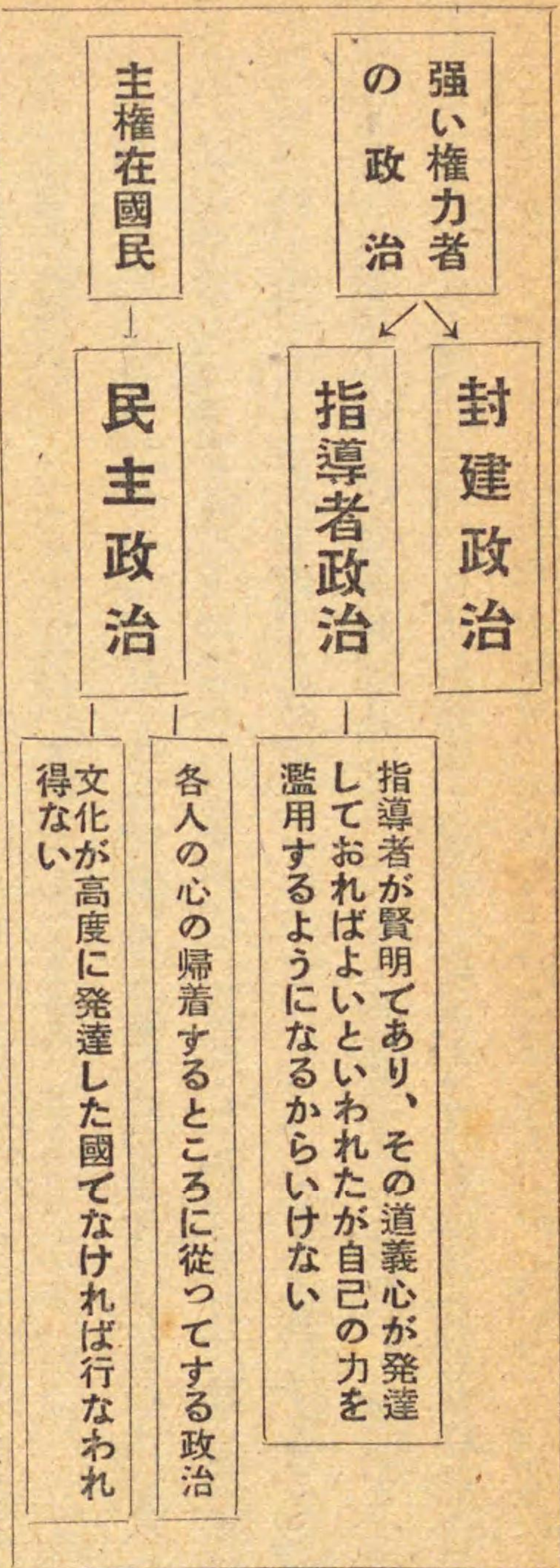


各人の心の帰着するところに従って政治をするのが当然であります。従って、政治の形についても民主政治が正しいことは、もちろんであります。それにもかゝらず、従来、指導者政治が相当大切に取り扱われたのは、今から思うと不思議なようですが、これにもまた、いくらか理由ありと考えられます。もし、民主政治と指導者政治の優劣について、しっかり見きわめておかないならば、将来、また指導者政治が復活するおそれがあるかもしれぬ。そこで、こゝに指導者政治が何ゆえに今まで行なわれたか、また指導者政治が、いかなる欠点を現わしたかを明らかにして置きます。人間の精神が十分に発達して、自己を尊重し、他人をも尊重して胸襟きんを開いてお互に協同する氣持ができ上がるのでないならば、ほんとうの民主政治が行なわれることはできません。かえって、指導者政治の方が實際的であり、また、指導者が賢明であり、その道義心が発達しておるならば、確かに指導者の政治にもいいところがあります。それゆえ、以前、指導者政治がほめたゝえられたのは、むりからぬ面をもっております。しかしながら、歴史をながめまわして考えるに、指導者政治が行なわれておると、初めは指導者もつゝしんで國民の利益を尊重する政治を行ないますが、そのうちに指

導者は自己の力を濫用するようになって、その結果國民の利益は、打ちこわされてしまふのが通例です。人間は弱点をもつておつて、権力を有すれば自制心が欠乏する、自制心が欠乏すれば自己のわがまゝを行なう、わがまゝを行なえば政治が悪変するといふことが、公式的なものといえます。ゆえに、文化の進んだ國民には指導者原理を是認する余地はありません。ところで、民主政治は各人が自分の思うところを主張して話し合いをし、その間に、いろ／＼違う考え方が次第に解け合つて、最後に一つの考えに形作られていつて、初めて完成するものでありますから、手続から言えばめんどうであり、時間から言えば氣の長いものであります。

その結果、他人を尊重する心のない人々、他人の意見を理解することの出来ない人々には、民主政治を完遂することが出来るはずがありません。要するに、民主政治は、國民の思想が円熟し、その判断力が充実するものでなければ、完全に実行することができません。政治形式の中の最も高級な、そして最も困難なものと言わねばなりません。そこで、眞の民主政治は文化が高度に発達した國でなければ行なわれ得ないのであります。今、われ／＼は指導者政治の欠点を十分意識して、かつ、ある程度の文化





第 22 図 指導者政治と民主政治

段階に到達したのでありますから、今において行くべき正しい方向は、民主政治の一 つあるだけと考えます。すべての人が同じ意見を持ち、同じ結論に到達することは、政治上望ましいことには相違ありませんが、実際の人間世界で、万人が同一の結論を持つようなことは、きわめてまれであり、あるいは、不可能なことでもあります。各人がその意見を主張することは、もとより自由であります。実際の政治方針は、一つにならなければならぬのですから、政治の仕方の上からは、多数が少数を無視して、その意見を実現することはやむを得ません。それでなければ、いつまで待っても

方針が定まらないでしょう。そこで、民主政治は、國民の全部の納得を必要とするのではなくて、全部の納得によることを原則とするといったのであります。

(三) 民主政治のいろいろの形式

憲法による民主政治は、その形いろいろであります。大体、一國の政治を大づかみに分けると四つになります。第一は、國の政治の大原則、すなわち憲法を制定改正することであり、これを憲法制定権と呼びます。第二は、國民の権利・義務そのほか國民の行爲の標準を定めることであり、これを立法権と呼びます。第三は、一つ一つの政治を行なうことであつて、たとえば、税金をとつたり、学校で教育を行なつたり、警察上の取締りをする類であります。これを行政権と呼びます。第四は、権利關係の争いのある場合、または人に刑罰を科する場合などに行なう裁判をすることであり、これを司法権と呼びます。

國のはたらきを、以上のごとく憲法制定権と立法権と行政権と司法権にわけたのであります。この四つの権能はおのずから特色があるために、民主政治の原理をこれ



に組合わせると、いろ／＼な政治形式が生まれてきます。

**直接政治による民主政治** まず、憲法の制定、または改正については、この憲法の認むるところは、直接政治の形であります。直接政治というのは、國民が直接に政治上のことを定める発言をする政治形式であります。もしこの憲法を改正しようとする、**國會が発議した後、國民が國民投票によってこれを承認すること**になっていきます。つまり、國民の過半数が承認しなければ憲法の改正は行なわれないのであります。この大事な根本法規の変更については、國民が決定の<sup>かぎ</sup>を他人に渡さないで、自分で行使するのであります。道理の上から当然至極と言わなければなりません。このような形を直接政治による民主政治と呼ぶのが普通であります。

**間接政治の民主政治** 第二に、立法権の行使は、だれも知るごとく、國會の手によってこれを行ないますが、その國會は國民の選挙による代表者がこれを組立てていきます。つまり、立法権は國民がみずからこれを行なうのではなくて、國會という代表者によってこれを行なうのであります。これを間接政治の民主政治と呼びます。法律をつくるのは数が多いのであるから、國民が一々これにあずかることは無理であり、ま

た法律の制定については是非を判断することは、なか／＼複雑であつて、國民が直接自分でやることはむずかしいから、かような代議政治が発達したのであります。ある國においては、法律についても直接政治を交えて用いることがあるけれども、日本の憲法は、すべて間接政治としております。

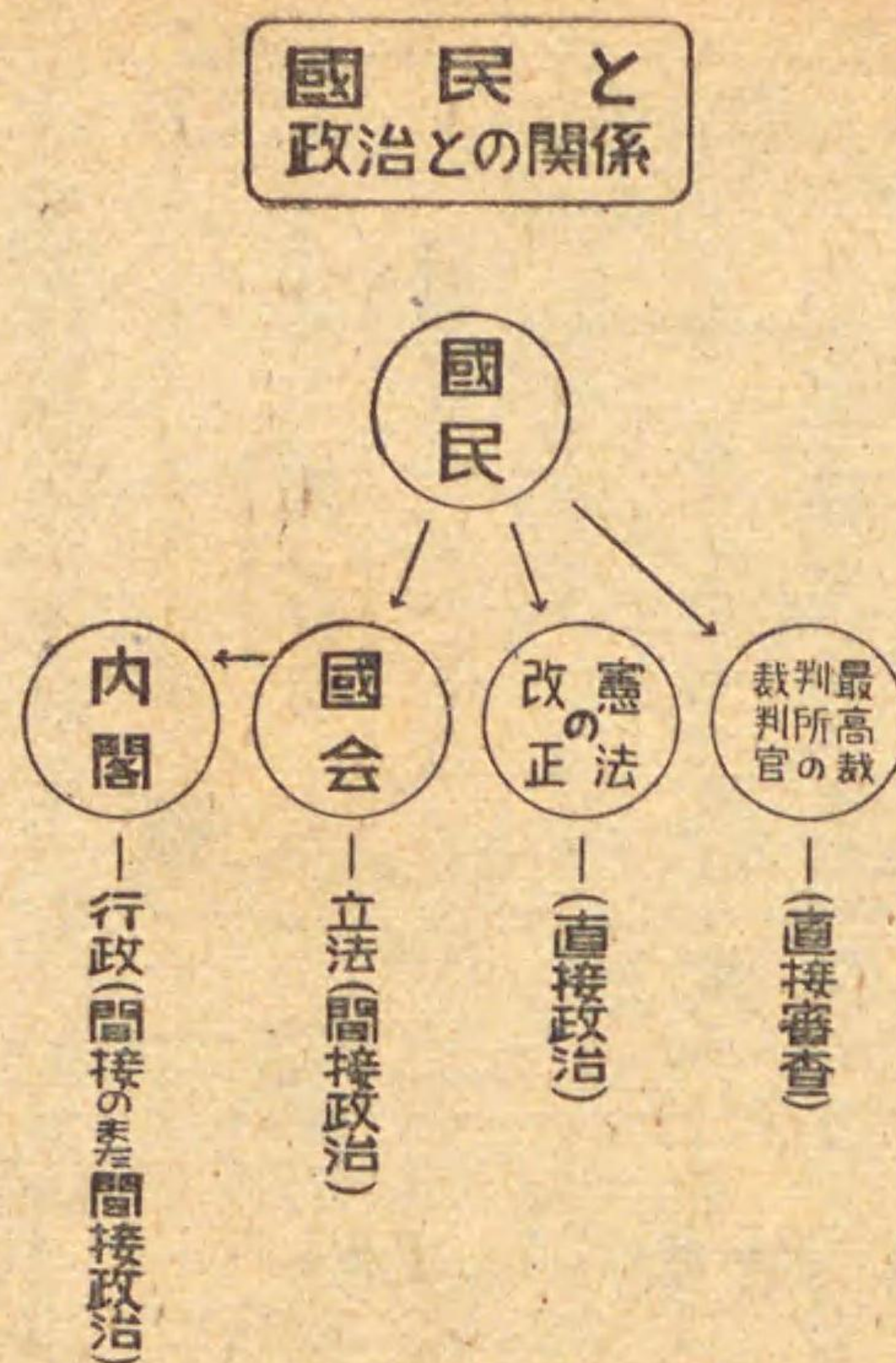
**内閣制度による民主政治** 第三の行政権の行使は、少しくようすが違います。行政権は内閣がこれを担当しています。内閣というのは、総理大臣と國務大臣とを合わせてつくつた会議体であります。アメリカの大統領はひとりで行政を担当するが、日本では十数人の大臣の合議体がこれを担任するのであります。古いことわざに、考えるは多数のこと、行なうは少数のことと言つておるが、**實際物事の善悪を考えるには、ひとりでは間違いが起るのであつて、多数の人が集まって相談をすれば一番よい結果が**です。「三人寄れば文殊もんじゆの知恵」というのは古くからの格言であります。しかし、實際物事を行なうには、多数の人が相談をしておつてはうまく行くものではないのであつて、たとえば火事で近所が燃えておるのに、小田原評定おだわらとでも言うべき群集会議をして、**適当な方法を見つけ出すことは、大抵物笑いの種になります。**そこで、考えの結晶



ともいふべき法律をつくるには、国会のような多数の会議体がこれをきめるのがいゝけれども、行政のようなきびく／＼と実行しなければならぬことについては、多数の会議体はおもしろくありません。すなわち、少数の人が責任をもってこれを行なうのがよいのであります。しかし、たゞひとりの人がこれを決するがいゝか、あるいは、何人かの人がこれを決するがいゝかは、程度問題として考えなければなりません。アメリカはひとりの大統領が責任をもつが、日本の内閣は十数人の人が責任をもつこととしておるの、つまり、いくらか多数の人に考えさせて、間違いのないことを期したのであります。そこで、この内閣は、明治憲法に比べて言うならば、いわゆる大権政治における天皇の地位にも似たものでありますが、新しい憲法では、天皇の権能は、前に述べたように、ごく狭いものとし、行政の実権はすべて内閣にこれをもたせて、いわゆる責任政治を実現しております。これは大きな変化であります。

そこで、この内閣制度がどうして民主政治になるかと言へば、第一に、内閣は国会によつて動かされるものであります。もしも衆議院が内閣の不信任決議をすれば、内閣総辞職をするか、または衆議院を解散せねばなりません。そして、新国会が開かれた

148738



第 23 図 国民と政治との関係

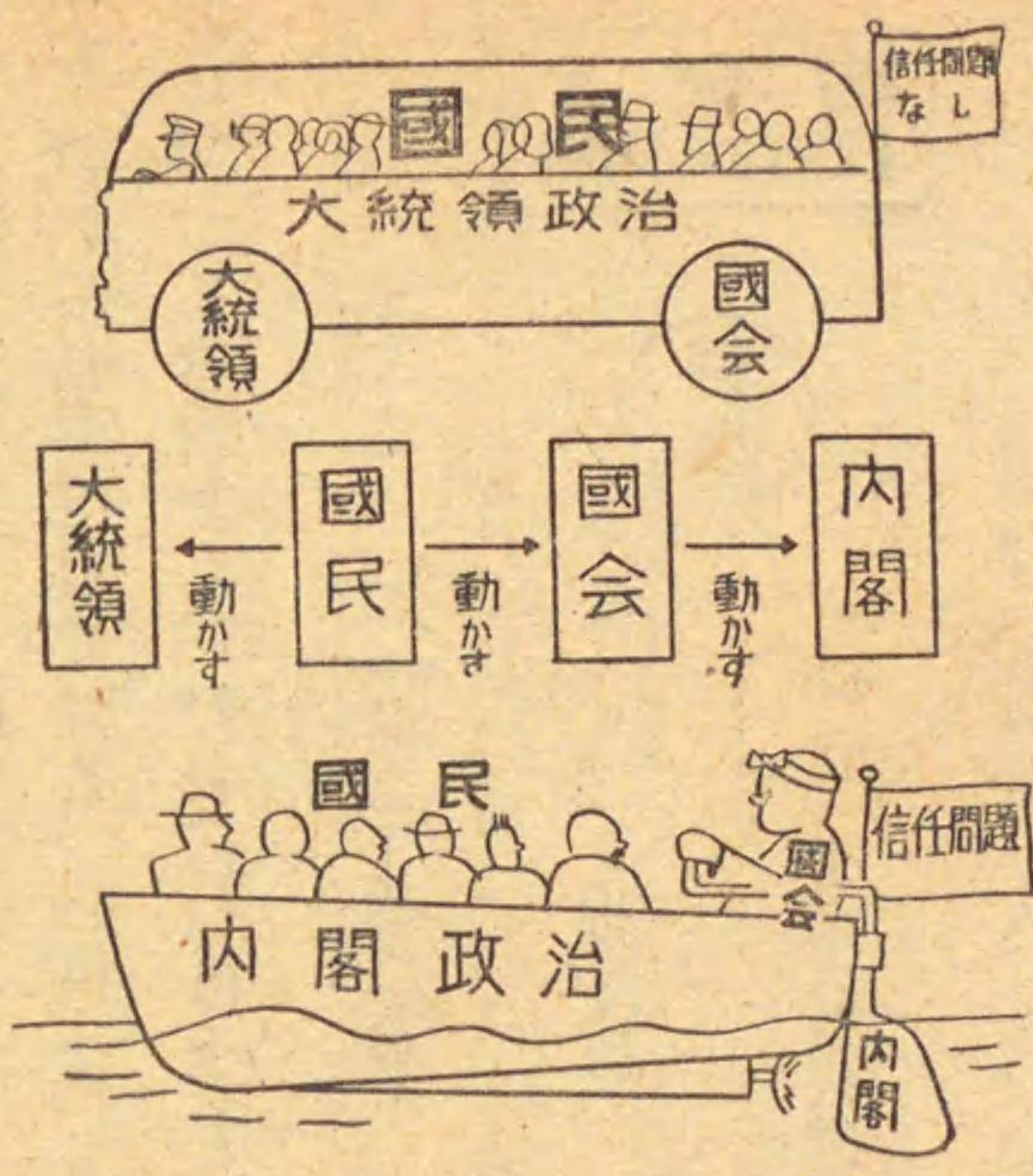
ら、内閣は総辞職をせねばなりません。また、内閣総理大臣は両院の指名に基づいてでなければ任命されません。内閣は、政治のやり方について、国会に報告したり、国会に対して弁明をしなければなりません。大体こんな方法によつて、内閣は国会によつて監督され、また地位を動かされるのであります。

第二に、国会そのものは国民の選挙によるのでありますから、行政は、いわば国民からいへば間接のそのまた間接の政治と呼ぶことができます。明治憲法では、行政は國

民と離れたようになっておつたから、行政のよしあしを国民が一々批判して、その責任を問う道が非常に不十分でありましたが、この憲法のもとでは、国民は国会によつて代表され、その国会が要するに内閣を批判したり、非難したり人選したりすることができるのであります。すなわち、行政についても、民主政治が完全に行なわれてお



るといふことができず。よく世間で、アメリカの大統領政治の方が日本の内閣政治よりもまさっておるといふ人があります。はたしてそうでありましょうか。日本の制度は大略イギリスふうの議院内閣政治と呼び得ます。アメリカの大統領政治は、これを分権政治と呼ぶことができます。その違う大きな点は、議院内閣政治のもとでは、国会が内閣を動かす力をもっています。分権政治では、国会は行政府を動かすことができないのであつて、国会も内閣も、と



第24図 内閣政治と大統領政治

もに別々に国民によつて動かされることになります。この二つの制度の優劣は、相当こみ入つたものでありますから、ここにその利害を説明はしませんが、議院内閣制は確かによい政治であるといふことだけは言い切れます。また、アメリカでは、議院内閣政治を行なうことのできない特別な事情があるので、分権政治になることもやむを得ないと説明できます。

裁判官に対する直接審査 第四に、裁判所の問題であるが、裁判所はこれを民主的にすることが相当困難なものであります。國民の意思に従つて裁判をする方法について考へうる普通の形が二つあります。一つは人民裁判とでも言うべきもので、人民が直接に、または人民の代表者がたゞちに裁判を行なうこととあります。これは人間が集まれば群集心理が支配するため、必ずしも正しい裁判はできないと思われます。

また、陪審制といふことがあつて、人民の中から選ばれた者が人の罪の疑いを判定します。これも一利一害のある制度であるけれども、日本ではかつて実行しかけて思ふようにいかなかつたもので、この憲法は認めていません。一体、裁判官は國民の意思に従う、すなわち世論に従ふことがよいかどうかと言へば、通常世論は大きな波を描いて変化するものです、そしてかく変化する世論に従つて裁判をすれば、裁判が非常にぐらついて、かえつてその信用を失うものであります。國民の間に、ある傾向の意見が高まると、裁判官がその氣持を受けて裁判をするといふふうであれば、同じよくな事がらについても、きよのうの裁判と、きよのうの裁判が違ふようになつておもしろくありません。従つて、裁判官は國民の顔色を見ないで、自己の良心のみに従つて裁



判をすることが正しいとするのが、おそらく根本的な原理の一つでありましょう。ところが、別の面から考えると、もしも裁判官が國民と離れてしまつて、國民の考えを無視して、自分の勝手な氣持のみで裁判をすることになつたらどうかといへば、必ず裁判官の専横なる裁判、すなわち專制的な裁判が行なわれるに相違ありません。その結果立法院も法律の有効無効問題で裁判所に押さえられ、行政府も行政の効力について裁判所によつて押さえられ、裁判官の思うところに従つて政治の全般が動き得ることになります。あたかも、かつて軍部の勢力が一切の政治を切りまわしたと同じような結果になる心配があります。これでは、民主政治の実体は消えてしまふと言わなければなりません。これらの結果をあわせ考えると、裁判官に対しては、國民の顔色を見ることなかれと注文をするとともに、國民の顔色を見よと注文したくなるのであり、表面上、まことに矛盾したことになってきます。かような矛盾をどうしたらうまく解決することができるかは相当困難な問題であつて、世界の諸國の制度も、これを明白には解決していません。

日本の憲法は、この点について、一部の國の制度にならつて、裁判官の審査の制度

を認めています。つまり、裁判官は、自分の良心に従つて裁判をすべきものであり、他の力によつて心を動かされてはなりません。しかし、裁判官の中の上層の裁判官、すなわち、最高裁判所の裁判官だけは、任命のとき及びその後十年目ごとに、國民の投票によつてこれを審査し、もし、投票の多数が裁判官の免職を可なりとするときは、その裁判官は免職されることになります。これで、きわめてゆるやかな形で裁判官に民主政治の結果を及ぼすわけでありす。これを最高裁判所裁判官の地位に対する國民の直接審査と申します。もしも、この程度を越えて、世論の聲が裁判官を動かす、たとえば、裁判所の周囲を群集が取り囲んで氣勢を張つて、裁判官の判断を動かそうというようなことにでもなれば、決して民主政治の美果は得られないでしょう。以上述べたところによつて、民主政治の形式が大略明らかになり、またその實質もいろいろ違ふことがわかつたと思います。また、以上述べたほかにも、いろいろ民主政治の形式が憲法の中にありますが、それは今こゝでは省略します。

#### 【問 題】

(1) 民主政治はどういうわけで發達してきたのであろうか。



- (2) 指導者政治の長短を考えてみよう。
- (3) 國の政治のはたらきを大づかみに分けてみよう。
- (4) 議院内閣政治というのはどういふことか。
- (5) 民主的裁判について調べてみよう。

## 第一〇章 國民の權利及び義務

### (一) 基本的人權とはどんなことか

憲法の中には、**基本的人權**という言葉がありまして、これは言葉は非常にむずかしいように聞こえますが、人間が人間として生きておるためには、どうしてもなげればならない權利というほどの意味であります。人間が、もしこの權利がなくなってしまうと、もうほんとうの人間ではなくて、牛や馬と同じであるというふうに考えられるのであります。古い時代には、奴隸というものがあつて、人間ではありながらも、お金で賣り買いされたり、鎖でつながれて、ひどく使われたりしたのであります。そういうものになるならば、形は人間であつても、ほんとうは人間でないということになります。古い話に、ローマにネロという乱暴な王様があつて、運動場のようなところにトラやシシを放して、そこへ生きた人間を連れ出して、シシやトラがこれ



を食うのを見物して酒を飲んだという話が傳わっております。つまり、人間を動物の餌にするというのは、人間でない扱ひであると言ふべきでしょう。

日本の古い話にも山椒太夫さんしゅうたゆうという物語があつて、ひとりの悪者につかまつて、おかあさんおかあさんの子と男の子を連れて北國へ行つたときに、ついに悪者につかまつて、おかあさんは佐渡さどの島に賣り飛ばされてしまい、ふたりの子供たちは丹波たんばの國の山椒太夫という大きな百姓屋に買われていつて、そこで、畑を耕したり、たきぎを運んだりするよゝに使われました。あとで、その男の子は偉くなつて、母親をさがすためにあちらこちらを歩いて、佐渡の島へ行つてみましたところが、百姓屋の庭先に、目のつぶれたおばあさんが、長いさおを振りまわして、アワの穂を食べに來るスズメを追つていたが、そのスズメを追う時に歌を歌つて、その歌の中に自分のかわいい子供の名を入れて、さみしい悲しい声を出しておつた。それで、親子がめぐり会つたという話が残つておりますが、これは作り話かもしれません。人間を賣買する風習があつたことはこれでもわかります。アメリカの有名なリンカンが、歴史上非常に偉い人と言われるのは、奴隸を救つて、奴隸という制度を世の中からまづたくなくしてしまつて、だれ

でも、ほんとうの人間であるようにした有名な奴隸戦争を行なつて、戦争に勝つたために、アメリカの人間はみんな自由の人になつたということからでありまして、これは有名な話です。ところで、われ／＼今日の人間は、何も犬や馬のように鎖でつながれておるわけではありません。一應は自分の考えで働いて生きておるのでありますけれども、しかしどうかすると、奴隸に近いようなこともあるのであつて、一生がい他人に使われるばかりで自分のほんとうの人間らしい生活のできない人もあります。

これではいけないので、人間は人間らしく、自由自在に世の中に生きていくことが好ましいに相違ありません。どうしたらほんとうの自由な生活ができるかということを考えてみると、世の中の人がお互に他の人を尊敬して、自分が大事であると同様に、他人もまた大事にする。中國の孔子が言われたように、「おのれの欲せざるところを人に行なうことなかれ」とか、ヨーロッパの学者が言つたように、「おのれの欲するところを人に行なえ」というふうでなければならぬと思ひます。この考え方を突きつめていきますと、**基本的人権**という思想になつてくるのであります。この考え方は、長い歴史によつて、次第次第に人間の頭にしみこんできたのであります。私たちがこ



の世の中に生まれてきたときには手がついており、足がついており、頭もついておるのでありまして、その手を動かして仕事をする、足を動かして飛びまわる、頭を働かしている／＼なことを考えるというようなことは、当りまえと言わなければなりません。この自由とか、あるいは権利とかいう人間の力は、何も法律できまつたわけでもなく、國から與えられたわけでもないという考え方、つまり、生まれながらに自然にこういう権利・自由をもつておるといふ考え方が、今の人間の正しい判断とされておられます。非常に深い學問から見て、この考え方は、なおいろいろ研究をしなければなりませんけれども、大体から言えば、この考えは正しいものと思われれます。

**共同生活への思いやり**　ところで、私どもは、世の中にひとりきりで生きておるのではありません。物語にあるロビンソン・クルーソーは、離れ島にひとり生きていたのでありましたが、こんなふう生きておるならば、人間は勝手次第なことをしてさしつかえはないでしょうけれども、世の中がたくさんの人間からできておつて、お互に助け合つたりしていく場合には、銘々が自分の思う通りに勝手次第に生きていくことはできないに相違ありません。世の中あるいは社会というものがあつておることを考えな

ければなりません。そこで、ひとりの自由・権利というものと、社会全体の幸福なあり方というものとの間に、いろいろめんどろなことが起こってくるわけです。よく鳴る太鼓をおみやげにもらつたと仮定いたしまして、たとえば、太郎さんがその太鼓をうれしがつて思う存分にどん／＼鳴らすということは、これは確かに人間の自由であり、権利であろうと思ひます。けれども、お隣りに大病人があつて、この太鼓の音を聞くに寝られないというような場合に、晝晩とぶつ続けにこの太鼓を鳴らされたならば、非常に迷惑するに相違ないと思ひますが、この考えをひろげていけば、人間は自由には相違ないけれども、しかし、たくさんの人間が共同生活をしておる場合におきましては、ほんとうの勝手次第な自由があるわけではないことがはつきりするのであります。アリやハチのような下等な動物でも、お互に助け合つておるのに、人間だけが勝手に生きていくという理屈はなさそうです。

十八世紀の有名な哲學者のルソーという人が、「社会契約論」といふ書物を書いて、その一番初めのところに、「人は生まれるときから自由であるが、しかしどこへ行つてもみんな鎖でつながれておる」といふ言葉を書いておられます。これは、本來、自由と



考えられる人間が、その実、いろいろと制限を受けておる、わがまゝに動くことができないということを言い現わしておるのです。

以上のことから二つの事柄がはつきりしてきます。つまり、私たちの自由というのは、法律によつて、または他の國とか人とかいうものからもらったものではないということ、次にわれわれの自由は、そっくりそのまゝであることができないので、いろいろの制限を受けなければならぬということでもあります。

**基本的人権の意味** ところでこの制限をつくることもいゝには相違ありませんが、もし、だん／＼この制限が強くなつていくとすれば、人間らしくなくなつてしまつて結局、牛や馬のようにけだもの扱いに考えるよりほかにしようがありません。そこで、自由に制限はあつてもいゝけれども、これ以上制限されてはならぬ、これだけの自由はどうしてももつていなければ人間と言えない、という境があるに相違ありません。この境のところの自由、すなわち権利を、基本的人権と言うのであります。再びくり返して言えば、法律より上のものである、かつ、これをどうしてももたなければ人間でなくなるというものが、この言葉の意味になつてくるわけです。こういうこと

はこの世の中の發達につれて、だれも疑わないことでもありますけれども、昔の人は、いろいろの説明を加えて、この考え方をもちとらしく説明をしております。

**社会契約説** その一つの説明のしかたは、大昔、人間が初めてこの世の中に現われたころから人間はみな自由であつた。けれども、たゞ勝手に自由にしておつてはかえつて不自由である。よそからの敵を守ることもできない、お互のけんかも防ぐことができないというので、人間がお互に相談をし合つて、約束を結んで自由をいくらかずつはき出して、その自由を國とか強い人とかいうものに譲り渡して、初めておだやかな秩序のある社会生活が生まれてきたという説明をして、この考え方を**社会契約**と言つております。しかし、人間がわが／＼こんな約束をしたということとは、歴史上ないことであつて、これはたゞ、自由と制限とがからみあつて人間の社会生活ができておる有様を説明したにすぎません。しかし、十八世紀ごろに、この社会契約という考え方を学者が唱えて、また、多くの人が、これはもつともだと思つた時代におきましては、**实际社会契約**があつたように考え、また**社会契約**をする方が正しいように考えた人があります。その一つのおもしろい事例としては「**メイフラワー号事件**」という



歴史上の事実が残っております。一七一二年ごろにヨーロッパからアメリカへ新しい天地を求めて、こゝで自由な社会を築き上げようとして出かけた人、つまり、出稼人でかせきじんのような人たちがありますが、それが「メイフラワー」——「五月の花」という名前の船に乗ってアメリカへ行きました。アメリカへ上陸する少し前に、船の中で、人々がほんとうの社会契約をして、上陸したらこの約束に従って自由な社会をつくるという文書をつくりました。これは一つのおもしろい歴史的事実であつて、この考え方がまつたく正しいとは言えませんが、そういう意気込みをもつて新天地を築こうとしたところに、人間の心持のおもしろさが現われておると思います。つまり、世の中に、人が契約をしたと同じような氣持で、人間がたくさん集まつて仲良く暮らしていくのであると説明をするならば、大体正しいと思われるのであります。

今日、憲法で基本的人権という言葉は、このような考え方から生まれてきておりますが、正しい意味におきましては、この小説めいた考えを捨てて判断をするのがいゝと思ひます。そこで、一つの國があつて、その中の人間が平和に幸福に生きていこうとするならば、お互の基本的人権はこれを尊んで、これを傷つけ合つてはならないこ

とは言うまでもありません。この理由から、どこの國でも、憲法をつくるときは、基本的人権のことを中にはつきり書いて、政府の力でもこれをこわしてはならないといふふうにしてあります。日本の憲法も、この精神から第三章ができておるのであります。しかし、こうは言うものの、これはなか／＼めんどろな問題をたくさん含んでおるのであります。

#### 基本的人権についての諸問題

**基本的人権の中味** そのめぼしいところを言つてみますと、

第一に何がほんとうの基本的人権の中味であるかということであり、普通には考へますと、基本的人権の中には三通りくらいのものがはいつてあります。一つは私どものもつて生まれた自由を政府からせよめられることはないということであり、たとえば、政府が勝手に人民を縛つて、ろう屋に入れたり、政府が勝手に人民の財産を取上げたり、また、政府が勝手に、人民が学問をすることをとめたりするようなことがあつてはなりません。



その次は、國から保護を受ける権利が含まれておるのであります。たとえば、人と人との間に、争いが起こつて決めかねる場合に、裁判所に訴えて裁判をしてもらうとか、間違つた政治を改めてもらいたいと、政府に求めることがこれであります。

その次は、むずかしい言葉ではありませんが**参政権**というものがこれにはいつておるのであります。私どもが國をつくつていく限りは、代議士を選ぶ権利がなければなりませんし、また、代議士に選ばれる権利もなければならぬし、いろ／＼な役人になつて、行政をやつたり、裁判をしたりする権利もあるはずであります。これらは國の政治をする上において、自分の働くべき分け前を主張する権利と云うことができましよう。これらの三つの種類、くり返せば**自由権**と**保護請求権**と**参政権**がおもな中味であります。なおそのほかに**平等権**ということも含まれております。平等権というのは、法律の上では、つまり、國が國民を取扱う上では、一切の人を同じねうちのものとして扱うということでありまして、高い背の人でも、小さな背の人でも、男でも女でも、金持でも貧乏人でも、年取つた人でも若い人でも、世の中のことに付いて、法律の上に區別して、えこひいきをやつてはならぬというのがこの意味になります。平

等ということとは、人間がまつたく、だれもかれも同じ力のものであるということではなくて、法律上の扱いが平等であるというだけであります。もとより、人間の中には知識のある人もあり、学問のある人もあり、腕力の強い人もあり、弱い人もあり、自然に存する値うちの違いのあることは当たりまえのことです。もしもほんとうに、人間が同じような力の者であるならば、野球をやつても勝負はつかないでしようし、碁を打つても勝負はつかないことになりませんが、そんなばかなことはありません。あとでまた何か説明をすることもありましようが、世間ではどうかするとこの平等という言葉を考え違えて、人間が天然にどの点においても差別がない、こんなふうを考えますけれども、それは間違いであります。

**基本権の廣さ** 第二に、基本権の廣さと言いますか、幅と言いますか、その中味がどんなものであるかという問題があります。たとえば、命を守ることは基本権であるか、学問をすることは基本権であるか、労働をすることは基本権であるか、ストライキをやることは基本権であるかというような問題が起こってくるのであります。この基本権のひろがり、あるいは幅の問題は、時代時代によつて違ふのであります。こ



れをはつきり見きわめることはできないと思います。そこで、憲法はその基本権の幅を實際上不便のないように、一つ／＼規則をつくって並べ上げて私たちに示してあります。しかし、こゝに並べてあるものだけが、基本権の全部であるとは言い切れません。町を通つてみると、商賣家の店のガラス箱に、いろ／＼な商品が並べてあって、小間物屋の店をのぞけば、齒磨<sup>みがき</sup>があり、白粉<sup>おしろい</sup>があり、香水がある。いろ／＼並んでおりますけれども、それは見本であつてガラス箱にないものでも、その家で賣つておるところがあらうと思ひますが、憲法に書き上げておる基本権もこんなやうなもので、並べてあるものは基本権に相違ありませんが、並べなくても、學問上の解釈によつて考えらるる基本権があらうと思ひます。たとえば、絵を描いたり、文學をやつたりすることは、憲法の中に書いてはありませぬけれども、多分、基本的人權の中に含まれてあらうかと思ひます。

**基本権を狭めることができるか** 第三に、基本権というものが、憲法で、はつきり書いてあつても、もし政府の力で、この基本権を狭<sup>せば</sup>める道があるのではないかという疑いがあります。明治憲法では、大体から言つて法律をつくれれば、この基本的人權は

狭めることができなので、たとえば、演説をする自由があつても、書物を發行する自由があつても、法律でもつてこれをいろ／＼に縮めていくことができ、神や佛を信ずる宗教の類でも、また、國の力が法律などによつて、狭めることができ得たのであつて、この間の戦争の終わりごろには、この手でもつて、國民の基本権が非常に縮んでしまつたことは、だれもよく知つておるところであります。

ところで、新しい憲法はどうでしょうか。もしも國會でつくつた法律によつて、この基本的人權が自由に縮めることができるといたしますと、大きな氷のかたまりをかかえて宝物にしておるやうで、光が当たればその宝物が消えてしまふと同じやうに、われ／＼の基本権も國會の力でなくなつてしまふかもしれませぬ。こんな考え方は決して正しいことではないのであります。そこで、この憲法では、基本権はこれを大事にして、法律をもつても壞<sup>こわ</sup>すことができないことになつておるわけで、明治憲法に比べると非常な大變化であります。

**基本権はどんなことがあつても制限できないか** 次に、第四に考えますことは、それではこの基本権は、どんなことがあつても制限することができないかという点であ



ります。さきにも言いましたように、自分の好きに太鼓をたゞけば、他人がどんなに迷惑してもかまわないという道理はありませんので、人間のもつておる基本権でも、時と場合には、これを縮めなければならぬであろうということは、だれも見当がつくのでありますが、しからば、どうしたらこれを押し縮めることができるかということを考えてみなければなりません。

せつかく國民に基本権を認めましても、何かの力でこれが押し縮められるとすれば、たいへんなことになります。さればとて、まったくこれを押し縮めることができなとなれば、人間の社会生活はともやりきれぬものではありません。つまり、絶對的な基本権を主張するのは、ばかか氣ちがいかの言葉になろうと思ひます。けれども、しかし、どうしたら、またこれを制限することができるかということになると、なか／＼うまい考え方も出ぬわけでありませう。ところで、この憲法はこれをどうきめるかといへば、非常にうまい言葉をもつてその点を明きらかにしております。この答を出す前に、ひとつ考え方をかえて別のことを申しませう。

さきにも言つたように、私たちは、ロビンソン・クルソーのように、ひとりて存

立して生きていゝるのではなくて、たくさん集まつて住んでおる人間のひとりであります。つまり、社会生活をしておる人間のひとりであります。電車に乗るにも、遠慮しておつてはなか／＼うまく乗れませんが、さればとて、他人を押しつけて乗るといふことはよくありません。このときに、だれの頭にも起こる問題は、自分の勝手に動いて世の中の幸福を見くびるのがいゝか、それとも世の中の幸福を大事にして、これがために、ひとりびとりの利益をまつたく無視してしまうのがよろしいかということ。昔から個人主義という言葉もありますし、団体主義という言葉もあります。どちらが正しいかということ。考え方は人々によつて違つておつたに相違ありません。ある時代には、個人主義が非常に強くて、人間がオ、カミを放し飼いにしたように、他人のことはどうでもいゝ、自分のことだけを考へて、わがまゝ勝手にふるまうのが正しいというような氣持をもつた人があるに相違ありません。

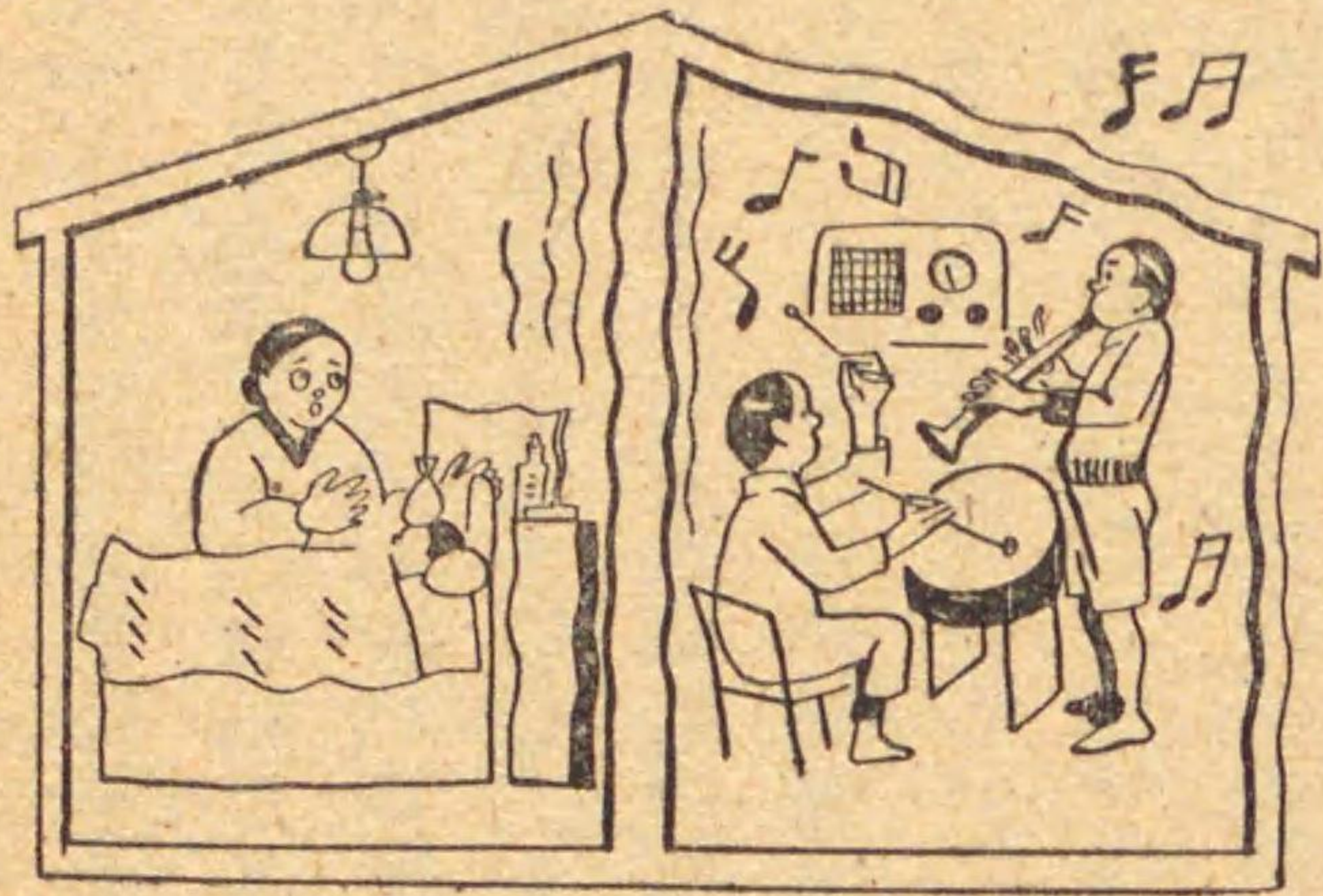
また、これとまつたく反対に、全体のためならひとりびとりの人間はどんなに踏みつけられてもかまわない。ひとりびとりの人間は、つまり、道具のようなものであつて、全体の人間のかたまりがほんとうの生き物であるという考へもあつたのです。ま



た図書館には本がある。たとえば、何百万冊もはいつておるのですが、図書館という言葉を使うときに、本のかたまりの方をまず思い浮かべる人もありましょう。それと違つて、一冊の本の方をまず考える人もありましょう。たくさんの人が行列をして表を歩いていくときに、行列を先に心に深く思う人もありましようし、また、ひとりびとりの人間をまず心に考える人もありましよう。その考え方は人によつて違つたのであるけれども、実際は両方がせりもちのものであつて、本をなくしてしまえば図書館もなくなつてしまふ。ひとりびとりの人間がなくなれば、行列も考えられないわけでありまして、こういうことを正しく判断をするためには、両方を一緒に考えるのがいゝのではありますまいか。私どもが世の中に生きておるときには、もちろん、ひとりびとりの利益、ひとりびとりの生きがいのことを考えるけれども、同時に社会全体の利益をも考えるのでありまして、ひとりびとりの生きていくことと、社会全体が仕合わせに動いていくこととが、うまく調和するようにならなければならぬと思ひます。この考え方が現代においては正しいと思はれておるのであります。

金米糖こんまいとうという菓子がありますが、これは御承知のように、一つの丸いものではある

人は自由であるが  
その自由には  
おどりこしてはならない  
「わく」がある



第25図 基本的人権 (1)

けれども、これに三十六本の角つのがはえておる。角のない金米糖は考えられませんが、同じように個人生活を見捨てた社会も考えられないし、社会を離れた個人も考えられないわけです。それゆゑに、人々が実際の社会生活をやつていくために、ひとりびとりの自由と社会全体の幸福とが、むしろ釣合をとつていくべきであつて、どちらか一方のみに重きをおくということは筋違いであるといつてよく、憲法もこの精神によつて規定せられなければならぬはずであります。そこで、前の問題へ返つて、人間は自由であるが、その自由にはおどり越してはならないわくがきまつておるといふことになりましよう。この思想を憲法は明白に規定をしております。これは大事な言葉でありますから、憲法の文句をそ



つくりこゝに書き上げますが、憲法の第十二條に「國民は、これを」すなわち自由及び權利を「濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」というのであります。言葉はむずかしいのでありますが、そのねらいどころは、ひとりびとりと社会全体との幸福がうまく調和するようにすべきものであり、その限度内において、初めて基本権が存在するということでもあります。たとえば、法律をつくつて基本権を制限する場合にも、もしこの趣旨に合するならば、その法律はりっぱに役に立ちますし、もし間違つて、この趣旨にさからつて基本権を制限するということであれば、その法律自身が憲法違反であつて、効力のない、役に立たないものになるはずです。日本人は、新しい考え方によつて、權利とか自由という思想がかなり進歩しましたが、たゞ、この一つの制限をうっかりするきらいがあります。

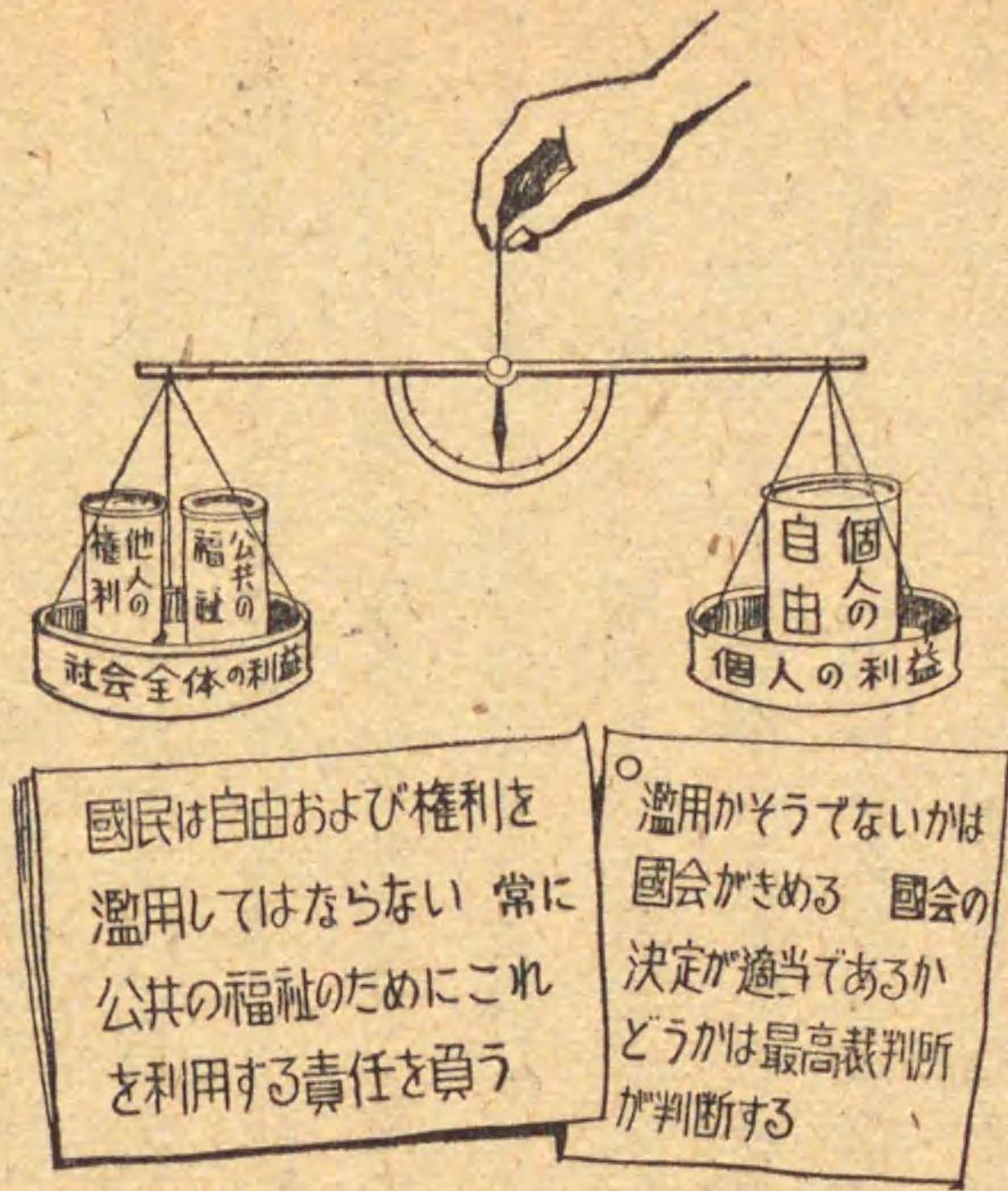
憲法ができてから、何となく人間が我利我利亡者ちやうじやになりすぎたように思われますが、それは多分この十二條の基本権のわくを不注意に見過ごしたためでありましょう。この憲法のわくは、一つ／＼並べ上げてある國民の權利のどれにもあてはまるのであります。幸か不幸か、それがたゞ十二條にちよつと書いてあつて、解釈するとき

あらゆる規定にあてはまることになつておるために、氣の早い人がこれを見過ごしたきらいがあります。憲法の規定が、いわば、はなやかでなくて、濫くその制限を定めておるために、いろ／＼な誤解が起こつたかもしれないけれども、われ／＼はこの濫い憲法の規定をはなやかに読んで、間違ひの起こらないようにしなければなりません。

上に述べた「これを濫用してはならない」という言葉は非常に意味の深いものであります。何が濫用であるか、基本権本來のあるべき境界線を打ちこわす意味でありましょうが、もつと正確に言うとはどんなことを指すのであるかは、文字だけとしては明白ではありません。これは人間各自の賢い判断によつて解決しなければならぬのであります。大体かような濫用などという言葉は、時代時代によつて實質が違ふものであり、千變万化の事柄について文字ではつきり書き上げることのできるものではないのです。禪宗の坊さんが、「禪宗というものはなかく／＼わからない。文字に書いてもかえつて間違ひが傳わる」という考から、不立文字ふりふちという言葉を使つておりますが、まあそんな氣持と理解することが正しいのであります。それにしても何とか説明せよとならば、他人の同様の權利を妨げないことと、公共の福祉を害せぬことの二点をあげ



得ると思います。そして實際上、この濫用という文字の意味をはつきりさせることは、憲法の運用の問題になるのであります。つまり、國民の代表者たる國會議員たちが物を十分に



第26図 基本的人権 (2)

がこれをきめるのであります。つまた、心配しすぎる人があつて、その裁判所の判断も間違いではないかというようなことが起こりましても、これは實際上、その当

考えて、そうして、「これならば濫用である。こういうことは禁止すべきだ」という法律をつくることもありましよう。

しかし、またその法律が間違つておるかもしれないのであつて、そのときには更に最高裁判所がこれを判断して、国会の法律が行過ぎであれば、その法律を効力のな

否の勝負をつける方法はありません。従つて、あとは政治上の問題として、國民がよろしく処置していくよりほかに道はないと思います。

(二) 國民の基本的義務とは何か

大体、國民の基本権のことは説明をいたしました。もう一つ、これとからみ合つて、國民の基本的義務という思想があります。私どもがたくさん集まつて仲良く暮らしていく場合において、お互にわがまゝ勝手にしないで助け合わなければならぬことは当然であり、従つて、いろいろの務をしなければなりません。つまり、世の中のために、こういうことをしなければならぬという根本のものが、こゝに言う國民の基本的義務にあたるのです。権利のことは世間でやかましく言うのは普通であります。義務のことは、憲法の中にもそんなに詳しくは書いてありません。しかし、大事なものは書き上げてあるのであります。たとえば、この基本権は「國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」とか、あるいは「國民は納税の義務を有する」とか、「勤勞の義務を負う」とか、これがこれにあたります。義務の規定が少な



いのは、實際の必要上、権利の方を言えば、大抵の目的を達するからであります。つまり、憲法自身が國民の立場を擁護することをねらいとしておりますから、義務のことを詳しく書く必要がないのであります。その中でも、今述べた基本権は、國民の不断的努力によつてこれを保持しなければならぬとあることは、ちよつと見ると、大した尊いことでもないように見えるかもしれませんが、これこそ最も大事な義務であります。ひとりびとりが自分の基本権をおろそかにすることは、東洋風の考えから言ふと、遠慮深いことであり、わがまゝをしないことであつて、いゝことのように思ふ人がないとは言われませんが、さきにも言つたように、権利を放棄すると、人間でなくなると同じである。人間が牛や馬のように、あるいは奴隸のようなものになることであつて、人間が奴隸になるようなことをしでかすことは、それこそ、人間本來の務を怠るものであるのですから、特別にこんな規定をおいたのです。大体、一般的なこととは、説明を終わりましたが、なお、基本的人権の中で、おもなものを少ばかり詳しく説明してみましよう。

### (三) 基本的人権のおもなもの

**國民平等の権利** まず第一に、國民平等の権利であります。人間の主体性ということを行いました。その人間が自分の心に基づいて生きてゆくということを考えますと、「かれも人なり、われも人なり」と考えることは当然であります。そこで、平等という思想が起るわけです。従来は、人種が違ふと不平等の扱いをしたり、宗教が違ふと、正しい人間の扱いを欠いたり、また、世の中に社会身分の差がありまして、武士は武士、農民は農民というふうな、初めから地位が違ふように考えられたこともあり、華族とかいうような特別な人は一般の人間よりもずっと偉い者のように思われており、また、今ごろの法律では禁止してある思想ではありますけれども、世の中で普通人よりも低い人間がある、こんなふうな考えられておつたこともあります。かようなことは、人間そのものをけいべつする思想であつて、許すべきものでないことは当然であります。そこで、この憲法では、華族もこれを認めず、また、社会に低い人があることも認めませんので、昔の言葉で言うところの「天は人の上に人を



つくらず、人の下に人をつくらず」という思想を十分徹底しておるのであります。フランス革命の当時に、フランス人は自由と平等とを二つの護本尊まもりのように主張をしましたが、その言葉は正しいと思います。しかし、一步踏みこんでみますと、實際人間は平等であるべきものであるかという点、こゝにはなかく大きなむずかしいところが含まれておるのであります。

世間で、男と女とは、法律上同じ權利をもつておる、法律上同じ立場をもつておる、すなわち、世俗の言葉で、「男女同權」、こんなことを言つておるのです。これは正しい言葉に相違はありません。ついでこの間まで、男は高等の學校へ行けるが、女はなかなか行かれないとか、男には參政權があるが、女には參政權がないとか、男は役人になれるが、女が役人になることは非常にむずかしいというふうであり、親の財産を相続する場合にも、男と女とは立場が違うということもあり、そのほか、いろいろな点で扱いが違つておりましたが、今になつてみれば、どうしてこんな不思議な區別をしながら大した不平を言わなかつたか、思えば、嘘のような氣持がするのであります。もつとむずかしくこれを考へて、ほんとうに男女は平等であるかということまで突

き進んでみましょう。もし法律の扱い方が平等でなければならぬというのであるならば、男の働く時間だけは女もまた働いてよいことになる。また、夜の夜中でも工場や鉱山に働かなければならぬということになります。果してこれが正しいでありますようか。あるいは男が結婚し得る年齢と、女が結婚し得る年齢とが同じであつてもいいでありますようか、というふうに考へていくと、どうもこれを同じにするということとは不合理なように思われます。こゝが大事な点であつて、平等ということはただ何でもかでも平等にするということではなくて、物の道理に従つて平等にし、從來の間違つた不平等を除き去るということでもあります。男女はからだのできぐあいも違つており、体力なども違つておる。したがつて、働くべき方面も、自然に違つてくるのであります。こういうように、實質において違つておるものを、法律の上で何もかも平等にするということが正しいわけはありません。さればとて、今までのように、女子は家庭のことばかりやるものであつて政治に關係してはならないというふうな行き方をとつたことは間違いであるとするれば、平等という思想は相当深みを加えて考へなければならぬのであつて、本質上、平等であることに重点を置きながら、結局は不合



理な不平等はいけないということに帰着するでありましょう。それをむりに一から十まで形式的に平等に考えるのは間違いであつて、それならば男におしろいをつけるというくらいのおかしい議論になるのではありますまいか。

**精神の自由** 基本的人權の中に、精神の自由に関するいくつかのものが、はいつてあります。たとえば思想の自由、良心の自由、信教の自由、学問の自由というようなことがこれであります。今までの歴史では、人間の心の動き方をむりに押さえつけたことが明白であります。古い話で言えば、天が動くとか、地が動くとかいうことの学問上の道行きをおきてできめて、太陽が動くと言わなければならぬ、地球が動くと言つてはならぬとしたようなのは、学問の自由を制限したことでありましょう。また、昔あつたように、キリスト教を信じてはならないという原理をたてて、その宗教を圧迫して、しまいには、日本にキリスト教をまつたくなくしてしまいました。ことにおかしい話としては、それでもキリスト教を信ずる人がありはしないかという心配から、年に一ぺんは、キリスト教の宗教についての絵を下において、その上をすべての國民に踏みつけさせる踏絵ということを行なつて、氣がとがめて絵を踏まないもの

を見つけ出して宗教上の制裁をしようとしたようなことは、今から思えば、これも不思議千万なことでもあります。今でも俳句をつくる人は、踏絵という題目をおいて楽しんでおります、おもしろいことには相違ないけれども、不合理なことであつたわけです。たとえば、「その中にちんばおかしき踏絵かな」の句があります。

**言論の自由** また言論の自由ということは、だれでも自分が言いたいと思つてを言つてよろしいという意味であります。日本の事柄から見ても、また外國の事例から見ても、昔から言いたいと思つたために、死刑に処せられたということ、はまれではありません。死刑とまで行かないにしても、世の中から追い出され、あるいは、役人の地位から、追われたということもまれではありません。議会自身ですら、言論の自由を抑圧するようなことをやり、ある意見を主張した人を除名(議員の身分をなくする)したことは、たび／＼あつたのであります。一体、人間の考えとか、学問というもの、人間それ自身の心の現われであつて、ひとりびとりの人間を大事にするならば、その人の言論をおさえつけるという理屈はないと思ひます。大きな目で見れば、あるときには非常に悪いとされた議論でも、後になると正しいとされることは、間々ある



のでありまして、たとえば、徳川時代に正しいとされた將軍を絶対の權威者とする議論は、今日は、だれも正しくないと思つておるに相違ありません。人間に階級があつて、その階級をおどり越えて他人の中に入つていくことは、許すべからざることとされ、士・農・工・商の階級を認められたのは、明治維新前のことでありますが、今日さうなことをだれも認めてはおりません。これを言いかえると、人間の考えや學問が伸びていくのは、人間の手足が伸びるのと同じようなものであつて、やむにやまれぬ自然の動きであります。ところが手が伸びたから、おもしろくないので手を切つてしまへ、足が大きくなつたからおもしろくないからこれをけずつてしまへというようになふうに、國の権力などで思想や學問をおさえていくなれば、國の権力は、なるほど思ふ通りに振舞うことができるであります。人間そのものの精神の發育は止まつてしまふのであつて、思想の自由を抑圧することは、人間世界に最も恐ろしい結果を生み出すのであり、また、歴史上生み出しておるのであります。

**婚姻の自由** 婚姻の自由ということが規定されております。古い時代には、男と女とが結婚をすることは、本人たちの心を無視して、ほかの力でこれを成り立たせるよ

うなことがあつて、そのために、世の中が卑屈になつてきておつたことは、疑いの余地はありません。芝居を見たりなどしますと、この婚姻の自由が許されなかつたために、本人が自殺するなど、いろいろ悲しい哀れな事件が起こつておることがよくわかります。こういうことは、すっかり改められて、婚姻は、男女両性の自分たちの考えによつてのみ成り立つというふうになつておるのであります。こういうことを古い人の中には、悪い改正のように思つておる人もありますが、これなどは、人間を尊ぶことから見て、当然かくならなければならぬ変更であらうと思ひます。しかし、これをはき違えて、たとえば、親切な親たちや友だちの忠告を無意味のものとして無視したり、その忠告をすることをふつごうだとすることは、憲法の趣旨ではありません。もとより、自分のことを心配し、ことに、經驗に富んだところの親・兄弟の意見を尊重することは、これは人間として結構なことであると思ひます。たゞ、要点とするところは、最後の判断は本人の決心によるべきものである、外の力で無理強いをしてはならないということでありましよう。

**不法拘禁の保障など** 國民の基本権の中で、罪とか、刑罰とかいうことに関係をし



て、縛られたり、ろう屋に入れられたりなどされないように、保護されたたくさんの規定があるのでありますが、これらは昔からの自然の道行きとして、政治家が権力を濫用して、個人の生命・身体・住居・財産等に不当の圧迫を加えて、いろいろなむりをやり、横暴を行なったことが多いのであります。

人間は、いくら正しいことを言つても、強い意思をもつておりまして、ろう屋に入れられたり、刑罰に処せられたり最後には死刑に行なわれるということであるならば、言いたいことも言えず、正しい行き道もとれなくなってしまうのであつて、この点をしっかり保護しておかなければ、國民生活は安全にはならないのであります。そこで、むずかしい言葉ではありませんが、不当な刑罰権の行使に対する國民の保護ということは、古くから尊重せられたものでありまして、これを正確に、はつきりと、この憲法が書き上げたのであります。

**社会生活上の権利の保障** なお、この憲法の中味について、特別に大事な問題は、社会生活上の権利がみとめられていることです。明治憲法で國民に認めておつた権利は、いわば、ひとりびとりの生活を、保護するということに重きをおいておりました

が、人間は、ひとりびとり生きておるのではなくて、多数が集まつて社会的な生活、つまり、協同生活をしておるのであります。これは、非常にむずかしい問題をたくさん含んでおりますが、世の中の発達につれ、世の中の経済的な原理が、だん／＼変わつて、機械工業の発達、いわゆる産業革命を通つたあとにおきましては、十八世紀ごろと違つたいろいろ新しい社会的な問題が起こつておりますから、これに伴つていろいろ近代的な原理が出てくるはずであります。憲法の中に生活権、勤勞の権利、休息の権利とか、勤勞者の團結権とか、勤勞者の団体交渉、その他団体行動をする権利などが保障されておるのは、この趣旨に基づくものであります。これらの社会的原理は、新しい世の中の発達に應じて、今後も、だん／＼発達していくだろうと思ひますが、それと同時に、世の中の人々が、新しい権利を誤解していろいろ行き過ぎをしたり、また、新しい権利に反感を持つ心配も相当にあるのでありまして、國民は、十分これらの権利を研究し理解しなければならぬと思ひます。

## 【問題】

(1) 基本的人権といふのは何か。その内容を調べてみよう。



- (2) 基本的人権は制限することができらるであろうか。
- (3) 個人主義と団体主義の長短を比べてみよう。

## 第一章 國 会

### (一) なぜ代表者会議が必要なのか

民主政治は國民の納得なつとくの政治であります。しかし國民の数は多いのでありまして、たとえば、八千万人あるとして、その全部の納得によって政治を行なうことは、その実、不可能なことであります。實際問題として、一つの論点に、十人の人の意見が一致することは、まず少ないでしょう。十個の問題について、十人の人の意見が一致することは、さらに少ないでしょう。ところが水のわき起るのように、毎日発生してくる、たくさんの困難な問題について、八千万人の意見が一致するなどということ、たゞ夢に描くよりほかに考えられることではありません。民主政治が、どうしてもこれでやっていけるかという心配が起こってきます。そこで、理論として、民主政治は、きわめて正しいものには相違ないけれども、これを實際上うまく行なっていくに



は、いろ／＼な技術的な方法を考えなければなりません。原理的に言えば、國民の全体會議で國の重大事件を解決することが考えられます。その昔、ゲルマン民族が月明の夜に、林の中で火をたいて國の重大事の問題を會議したと言われておりますが、昔なら、そういう簡単な方法でもやれたであろうけれども、現代において、たくさんの人間が、一堂で困難な問題を論議し合うことは、絶対に不可能であると言わなければなりません。従つて、自然に發達する進み方としては、代表者による會議ということになつて來るほかはありません。政治の根本を代表者の會議によつて行なわしめることは、古くから、イギリスで高度の發達をして、諸國の代議政治は、多かれ少なかれ、これと關係をもつておるらしいのです。ところで、代表會議によつて、政治をきめていくといふところまで考えてきて、問題になるのは、この代表會議が國の政治のあらゆる事柄をきめていくがいかどうかであります。イギリスの議會は、その發達の道行きから言えば、議會で立法のことも、重要な行政や司法のことも、みんな解決するようなやり方から發達して、今では、その主力が法律をつくることに向けられておるのは、だれも知るところであります。實際の經驗から言つても、たくさん集まつて議

論をすることは、方針の決定以外には適當でありませぬ。國の方針の決定は、おもに規則をつくることや、國の經費を支弁することの根本をきめることとありますから、國會が、立法と予算との二つの面において、發達してくるのが普通であります。

## (二) 國會はどんな働きをするか

**國權の最高機關** 國會とは何であるかといへば、これは國の政治の一番もつになる組織体であります。くみたてたものであります。このことを憲法は、「國權の最高機關」と言っております。この「機關」という意味は、大きなものの一部であつて、その部分については、そのものの働きが大きな部分の働きそのものになるのを指すのであります。たいへんわかりにくいことを言いましたが、ちょうど、われ／＼の手は人間自身ではなく、その一部に過ぎません。しかし、手で物をたぐれば、人間がたぐいたこととなります。つまり手はその働きの面だけで言えば、人間そのものと同一視されるということになります。牛の角は牛そのものではないけれども、角をたぐれば、牛をたぐいたこととなります。角で突けば牛が突いたこととなります。こんなような



氣持が、機関という言葉の意味になるのであつて、國會は、國そのものではないが、そのはたらしの範囲では、國そのものであるというふうに理解してよろしい。國の中で一番もとなる力は國民にあります。しかし、國民の代表として、國會ができていゝるのだから、つまり、國會が國權の意思力そのものではないけれども、國の力を代表するものであり、すなわち、その機関であります。その働きは、どの機関よりも強いのであります。それゆゑ、國權の最高機関になるわけであります。そこで、この國會というもの、つまり、國民を代表する機関は一体どんなことをするでしょうか。

世間では、國會は法律をつくるものであり、立法機関であると言つております。この言葉は正しいに相違ありません。そこで、憲法第四十一條にも、「國の唯一の立法機関」と書いてあります。しかし國會は法律をつくるだけのものではないのであつて、政治的な意味から言つと、その大切な働きは、もつとほかにあるのであります。それで、國會は何をするものかと言へば、その目ぼしいものを数えあげてみると、次のようにいろいろのはたらしがあります。

立法機関である 第一は、國の立法機関、すなわち、法律をつくるものでありま

す。國の大切な規則、すべて人が守らなければならない規則、すなわち、法律をきめるのは國民全体であるはずですが、これを國民全体が集まつてきめることは不可能に近いのですから、國會がその國民の代表者の集まりとして、法律をつくるのであります。

行政についての働きいろいろ 第二に、國會は行政について大切な働きをします。

行政は、一般に政府つまり内閣が行なうものには相違ないけれども、國會は、その政府に助言したり監督したりする働きをもつております。國會は、國民を代表する最高機関ですから、國會が自分で行政もやつたらよいではないかと一應思われます。しかし國會が自分で行政を担任しようとする考え方は一般には認められていません。なぜかといへば、國會自身で行政をすれば、その行政をすることによつて、わがまゝをすゝる心配があるからであります。権力を持つものは、自然わがまゝをしやすいのです。それゆゑ、自分で行政をしないで、助言や監督だけをするのです。國會が行政を監督する方法の目ぼしいものは、一つは内閣に対して行政上の質問をして答弁を求めることとであります。議會が開かれると、總理大臣が施政演説をすることは、だれも知つて



いますが、もし國會が法律をつくるだけのものならば、施政演説を國會に聞いてもらう必要はなからうが、この演説を大事なことにするのは、國會が内閣を監督しておるからであります。國會は内閣の言うところを聴いて、いろ／＼得心のいかぬ点を根掘り葉掘り確かめる。場合によつては、悪意的な質問といふべきところまで踏み込む。これが政治上の大事なことになるのであります。

**予算の議決** 第三に、國會は予算を議決します。予算、すなわち、國の金の出入、すなわち、収入支出の見込みを定めるのは、政府が國の金を使うときに、勝手なことができないようにする趣旨であつて、つまり、この方法によつて國會が行政を先手を打つて監督することができるのであります。

**内閣総理大臣の指名** 第四に、國會は行政政府を組み立てる人間をきめる権能をもつております。行政の中心は内閣であり、その内閣の中心は総理大臣ですが、その内閣総理大臣は、だれがこれをきめるかといへば、形の上では天皇の任命であります。天皇は衆議院と参議院、すなわち國會の指名に基づいて内閣総理大臣を任命するのであります。つまり、實質上は、國會が内閣総理大臣をきめることになります。これは

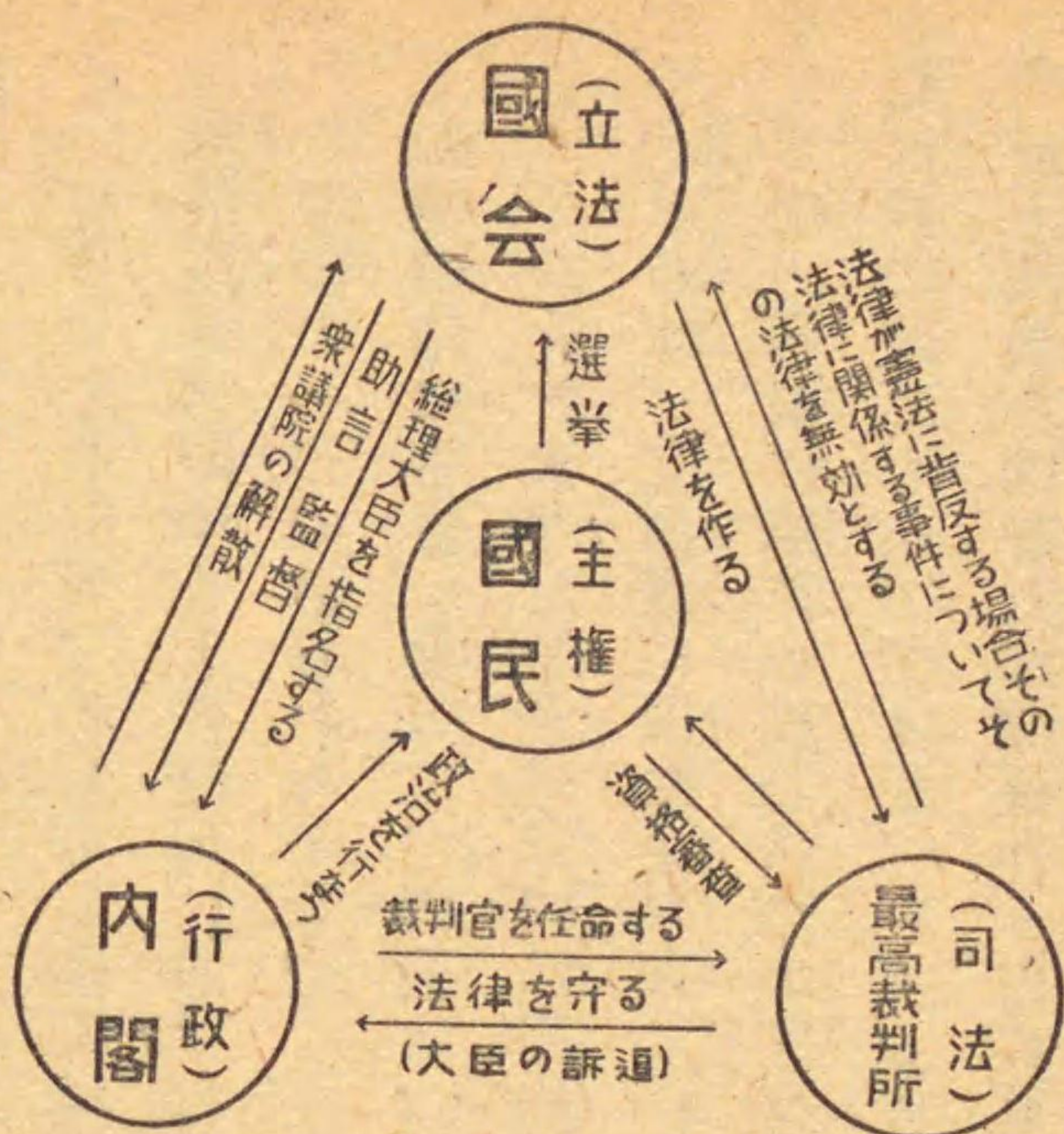
非常に重大な権能であつて、政治の大切なかぎを持つような働きをしています。これによつて、國會がきらうような内閣は出来ません。これと相伴なつて、内閣は國會の一部である衆議院の信任を得ていなければ、いつでも総辭職をせねばならぬことになつています。衆議院が、もし不信任決議をすれば、総辭職をするか、または、十日以内に衆議院を解散するよりほかに道はないのであります。これが内閣の連帶責任といわれるものの一つのあらわれです。

**その他のはたらき** 第五に、國會は、以上の四つのほかに、いろ／＼の細かい権能をもつております。たとえば、國際條約を結ぶことについて、承諾の権能をもつています。これは、立法権に似たようなものであるけれども、いろ／＼性質が違つています。また、國會は憲法の改正について發議をし、これを國民に提案するのです。これも立法権に似たものであるが、いろ／＼違つております。

**政府と國會とはどんな関係か** 右に述べたように、國會は、いろ／＼の権能をもつておるのであるが、その中でも、内閣総理大臣が國會の意思に従つて、あるいは任命され、あるいは辭職するということは、すこぶる重大なことであります。國會と内閣



との関係、つまり、政府と国会とはどんな関係をもつべきかということについて、世界にはいろいろ違った制度があるけれども、そのうちの代表的なものは、イギリス



第27図 国会とは何か

方が筋をきめて、大統領はこれに従って行政するだけであつて、大統領を国会が信任するとかしないとかいう問題はありません。大統領は、まったく国会と離れて國民から選挙されており、国会に対して責任を負うということにもなっていない。こんな

のもつておる議院内閣制と、アメリカのもつておる大統領政治であります。イギリスの政治では、内閣が国会の意思によつて進展するのであるから日本と大体似たような考え方でありませう。これに反して、アメリカでは、内閣と国会はその働き方が違つておるのであつて、行政は大統領がこれを担任し、国会は法律をつくる。つまり、国会の

ふうに、議院内閣制と大統領制とがあるけれども、日本の国会は、イギリス風の議院内閣制、すなわち、責任内閣制によつたものであり、細かい点では、イギリスよりもっと詳しく、その関係が憲法でまっています。議院内閣制というものが、日本にとって非常にいゝものかどうかということは、さきにも少しく述べたけれども、大體適当な制度と思われれます。そのわけは、國民が権力の本もとである。そこで、國民は國會を選んで實際上の政治の根元とする。しかし、法律をつくることと、行政をすることとは性質が違つて、同じ人たちがやるには、色々のつごうの悪いことがあります。ことにわがまゝな政治になる心配がある。そこで、國會が別に内閣を支持して、内閣に行政をやらせ、その監督権を自分の手に收めることにするのである。この議院内閣制は、議院が潜在勢力をもつて、内閣は、その上に躍おどらされておる、力の弱いもののように考えやすい。政府を非常に軽く、たゞ、國會の下僕ひぼくのように思う傾きがある。

しかし、政治の行き方をながめると、そうばかりも限らないのであつて、内閣と腹を同じうしておる政党が、衆議院で指導的な力をもつておるのが普通であり、いわゆる政党内閣制をとつておる場合においては、衆議院と内閣とが一枚の紙の裏と表のよ



うな関係をもつて、その紙が動くのは、表が動かすのか裏が動かすのかわからないというふうにとえられる。かくて、国会と内閣とが非常に密接な関係をもつ。場合によつては、内閣が自分の與党である国会を動かしていくことさえもあろう。そこで、議院内閣制が一番落ちつきのあるもののように考えられます。

議院内閣制はどのようにして發達したか 議院内閣制が、どうして發達したかといふと、こゝに一つの沿革がある。昔イギリスで、国会と政府との連絡をよくするため、国会の勢力と違う内閣をこしらえて、内閣の力によつて国会の勢力を押付けなければうまくいかなうと考へた時代があつた。つまり、内閣と国会とが同じような形であるならば、二つのものが協力して、時の君主を圧迫する。そこで、君主にとってはおもしろくないというふうな考へに基づく。しかし内閣と国会とが反対であつてはどうしても政治はうまくいかなう。そこで、この考へ方はよくない。次に、内閣は国会のどちらの政党にも関係のないようなものにやらせたらよからう、こういう考へ方もあつた。ところが、内閣が国会のどの党派にも根柢をもたないと、結局どの党派からも反対されて政治はうまくいかなう。そこで、内閣の人選を国会の多数党の中からこ

れをやつてみた。ところが、これが一番ならかに政治の行なわれる形であつたといふことであるが、さような發達に基づいて、議院内閣制は生まれてきたのであります。

ところで、大統領制というものにも、また一つの長所はある。そのわけは、大統領も國民から選ばれ、国会も國民から選ばれておるために、いずれも直接の國民の代表者である。そこで、国会と大統領の間に意見の争ひがあつても、どちらもやめる必要はないのであつて、おの／＼自分のなわ張りの中で仕事をすればいゝ。つまり、国会は法律をつくり、大統領は行政をする。そこで、何にも支障を起すことはない、こゝういふように考へられております。しかし、よく考へてみれば、同じく國民から、選ばれた二つのものであつても、選挙の調子やら、あるいは、選挙する時期が違ふこと、関係のために、二つのものが、相反する政党の者からでき上がるようなこともあり、そうすれば、国会と大統領がうまくいかなうことになつて、一つの車に二つの輪があるときに、一つの輪は右へ曲がり、一つの輪は左へ曲がると同じようになる。立法と行政は違ふといふことも、もとより言えるけれども、そんなにはつきりと、この二つのものが別々に動けるものではないから、そこに、いろ／＼な政治上の支障が起こ



つてきて、國會も大統領も思うように動けない。いわゆる政治の停頓ていどんを生ずるおそれもあります。この二つの制度を念頭におきながら、日本の憲法は議院内閣制を採ってきたわけでありませぬ。

### (二) 一院制と二院制の比較

國會のできぐあいについて、いろいろ問題があるが、その一つは、一院制と二院制との論です。一院制というのは、一つの會議体で國會をつくることであり、二院制というのは、二つのまったく違う會議体で國會をつくることでもあります。三院制というのも考えられないことはない。一院制がどうか、二院制がどうか、いろいろ議論があつて、今日といえども、まだ學問上一定はしていません。一院制をいゝとする考え方は「國民は一つのかたまりである。してみれば、一つの國民を代表するのには、一つの會議体で十分であり、また、それで適當である」というのです。ところが、二院制を主とする考え方は、「一つの國民ではあつても、その國民の心持をうまく代表するのには、一院制ではどうしてもぐあいが悪いのであつて、國民のもつておるいろいろ

な特色、たとえば、保守的であるとか、進歩的であるとか、考え深いとか、熱情が強いとか、というような違った性質を、なるべくうまく國會に表わさなければなりません。これを表わすには、そんなにたくさんさんの會議体をつくるわけにもいかなないから、二つの院をもつて、大体國民の違った心持をうまくまとめていこうという考え方がおもになつておるのであります。

**イギリスの二院制** 二院制が発達してできたのは、その実は、こんな考え方がもとになるわけではなくて、イギリスに起こつた偶然の出來事からきております。イギリスはその昔、三つの階級からできておると考えられていました。君主と貴族と平民との三つです。この三つの階級がともくくくに相談をして物をきめるといふ考えで、貴族の會議体、平民の代表者の會議体、君主と、この三つのものが集まつて國會を形作つたのであるが、そのうち、君主を取り除いて考えると、貴族の會議体、一般人の代表者の會議体と二つができてきたのです。要するに、これは封建時代の自然の発達から起こつてきたのですが、封建制がなくなつても、しかも二院制による方が、さきに述べたような事情によつて、いろいろ利益があり、今日まで、保存せられてきたので



あります。日本の憲法が議論される際にも、一院制を主張する議論が相当に強かった。ことに、日本には、もはや貴族はない。それなのに、二院制をもつ理由はない。こういうふうに言われたのであります。また、これと違つた理由によつて、二院制をアメリカでは認めておられます。

**アメリカの二院制** アメリカという國は、一つの國ではなくて、小さな國の集まりであるという意味と、一般國民の集まりであるという意味との二つをそなえておられます。つまり、合衆國です。そこで、こういう複雑な國と國との間の利害關係もあるし、國民相互の間の利害關係もあります。そこで、國と國との利害關係をきめるための一つの會議体と、國民相互の利害關係をきめるための一つの會議体とが、なければならぬ。この考え方から、各州を代表する上院と、一般國民を代表する下院との二つが、生まれてきたのです。これに、さきに述べたように、二院制度に伴なう一般的の利益が加わつたのです。二院制の利害得失は、日本の立場から言えば、いろいろ考える点があるけれども、三、四の点をよく念頭におかなければなりません。

**二院制の長所と短所** 第一は、一院制の國會は、どうしても議決が専横であり、輕

卒でありがちです。一院で一ぺんきめてしまえば、それがたゞちに國の法律になるという場合は、自然國會が自分の力を買いかぶつて、不慮にわがまゝをする危険もあり、また輕卒に行動することもありがちであろうと思ひます。これは、かつて、十八世紀から十九世紀にかけて、フランスで實驗されたところですが、二つの院にしておけば、一方が輕卒であつても他方が注意深い、一方がわがまゝであつても、他方がこれを批判する、というようなわけで、自然に制限し合うために、大した間違いが起こらないということが言えるのであります。

第二は、二院制であれば、國民の氣持がうまく代表され得る。たとえば、國民のうちの注意深い人たちならば、反対するでしょう。輕卒な人々であれば賛成するであろうというような二組の人を一つに集めて、多数決にしても、いゝ結果は生まれません。注意深い人は悪いと言つたり、注意深くない人はいゝと言つたり、考えが別々になる。この二つの會議体で、その各々の立場から論議をさせ、別々に結論を作らせ、その結果によつて、さて本問題をどうしたらいいかと考えるのが一理であります。

第三に、國民というものは、初めから何でも知つておるものではないのであつて、



一つの法律案が出て、それに対して、自分たちの意見は、すぐにはきまらないでしょう。そこで、一つの院で議論をしておる間に、いろいろの考えが國民の間に起こつてくるでしょう。それから、また、同じ問題が他の院に移つておる間に、國民の考えがいろいろ動くでしょう。こうして、一つの案が二院において別々に論議されておることによつて、國民の考えもだん／＼深くなつて、ほんとうの考えが生まれやすいのです。すなわち、議事の丁重という結果が生まれてくるのであります。

以上に述べたような考えを取入れていけば、二院制の方がまさつておるように思われるのです。その一つの傍証としては、世界における数十箇國の制度の中で、二院制をもつておるのが大部分であるということが役に立つてあります。

ところで、二院制にとつて、最も大きな欠点として考えられるのは、甲の院ではないと言つても、乙の院ではいけないと言つて、二院の意見が相反するため、大事な政治上の問題が、いつまで経つても解決しない心配です。二院の氣持が、自然、おのおの特色が出てくるために、問題によつて甲の院が否決して乙の院が可決することもあるでしょうし、問題によつては、甲の院が可決して乙の院が否決することもありま

しょうし、結局両院を通るものは、多くの問題のうちの最大公約数とでも言うべき一部分だけです。酒好きの人に進物をするときには、何がよいかはよくわかる、もち好きの人に進物をするにも、何がよいかすぐに氣がつく、しかし、酒も、もちも好きでない人に進物をするときには、よほど、こまかに考えなければ、よい知恵が出ぬと同じような理屈でしょう。これを昔の人は、一つの馬車の前と後とに、向きの違つた馬を二頭つけて走らせるというふうに、たとえたのであります。そんな馬車は、北へも南へも行けない、その辺をうろ／＼するに止どまるであります。同じように、二院制では物事がなめらかに進行しないということになります。内閣が、一院の多数を力にして成立しても、他の院の勢力がこれと違つていたのでは、何らはたらしきもあらわし得ないので。そこで、有力な内閣であれば、二院を巧みにあやつる方法を用いるのですが、時としては、それが不法であつたり、または不正であつたりする手段を使うことにもなります。



## (四) わが國の二院制はどのように工夫されているか

こう考えてくると、二院制には、合理的な点もたくさんあるけれども、政治がうまく進行しないという非常に重大な欠点が伴っています。そこで、どうしたらいいかということが眼前の問題となるではありません。ところで、一つのくふうをみると、二院制のいゝところだけは、これを手に入れて、悪いところは、うまく除けることができるのです。この巧妙な手段はどうすることであるかと言えば、二院の勢力を區別して、一方は強いものとし、他の一方は弱いものとし、その強いものに政府の進退のかぎを握らせることとあります。つまり、二院平等の組立でなくて、二院の勢力を不平等とする組立であります。かようにすれば、二院制の利益は得られるけれども、もし、二院が互に相争うような場合には、結局、その強い方の院の意思が通って、弱い方の院の意思は、一時、物事の動きを抑制するだけの意味をもつだけのことになって、政府は大して困る立場に陥ることのないようにやっています。この考え方、す

なわち、二院制を採用しながらも、二院を不平等にして、一方の院に特に強い勢力を認めて、これと政府との關係を密接ならしめるという方法が、日本の憲法の採用してあるところでもあります。かような考え方は、世界の制度をながめ渡していくと近ごろは、大体こういう方向に進んでおるように察せられるが、日本の憲法は、特にこれをはつきりさせておるといふことができます。これは、あだかも一つの馬車に強い馬を一頭つけて、反対の方向に非常に弱い馬をつけたようなものであって、互に制限し合い、抑制し合うことはあるけれども、馬車そのものは、ゆるくではあるが、必ず一定の方向に動いていくことができるようなものであります。つまり、第二院（セカンド・ハウス）を第一次院（セカンダリー・ハウス）にする考え方があります。ある学者は、この考え方に物足りないで、國會を一院制にして、そのほかに、國會とは別に國會に附属する諮問機関（参考のため意見）（を尋ねる機関）として、第二次院類似のものをつくるのが合理的であるとも言っています。大体の考えの方向は同じであるけれども、かような仕組みでは、第二院が非常に微力になって、第一院のわがまを抑制することができなくなるであらうと思えます。



## 【問題】

- (1) 國會はどのような役目をするであろうか。  
 (2) 内閣の連帯責任とはどういうことであるか。(一七六ページ参照)  
 (3) 議院内閣制と大統領制との長短を比べてみよう。

## 第二章 衆議院及び参議院

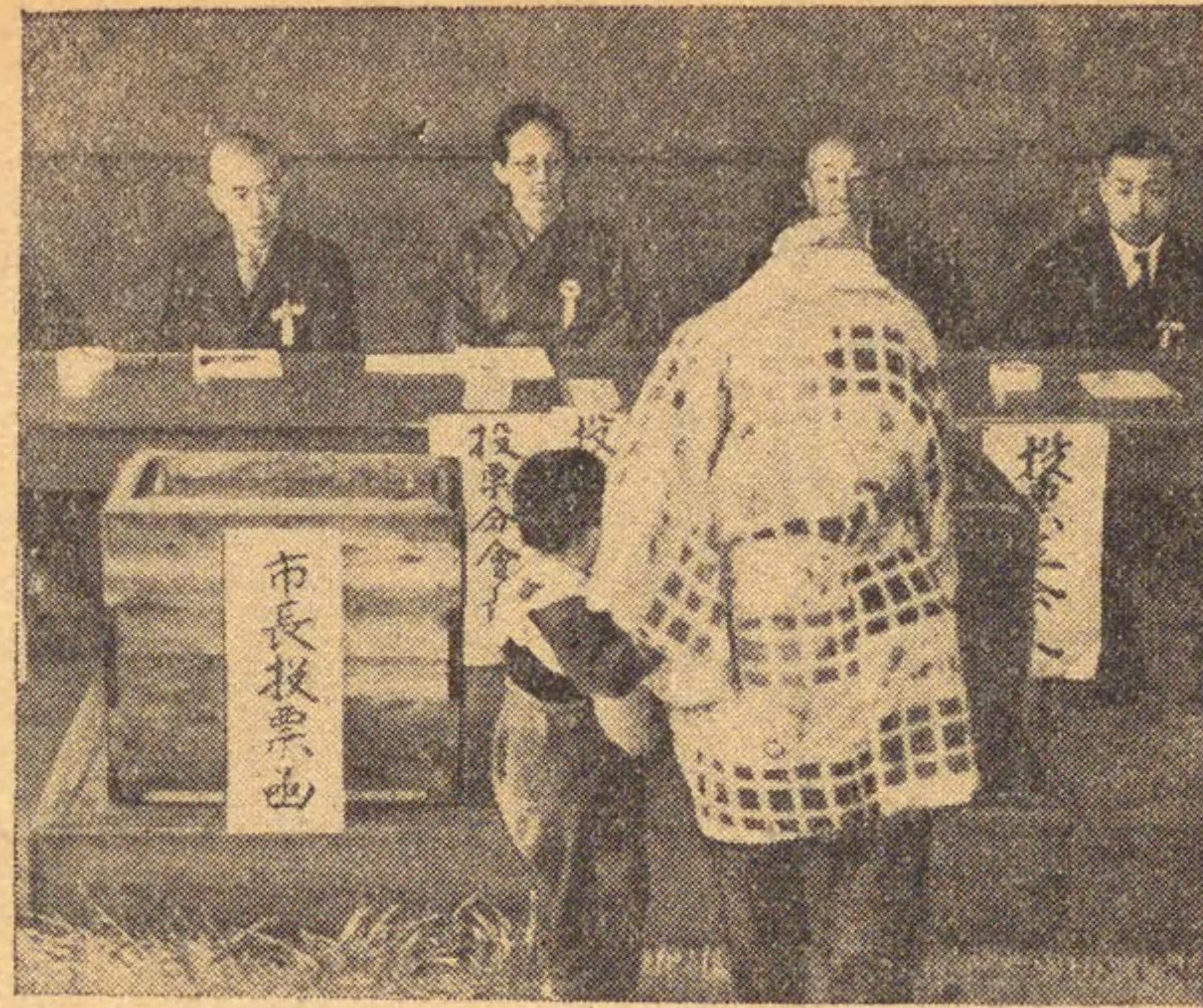
## (一) 二院のつくり方はどのようなになっているか

國會は二つの會議体でつくることは、きまつたにしても、この二つの會議体をどうしてつくるかということは、まだそれでは確定しません。二院制度を設けるについては、二院のつくり方が一番大事な問題になります。古い日本の制度では、衆議院は國民から選挙させたけれども、貴族院は選挙された議員と、そうでない任命された議員とでできており、選挙議員の中味も、いろいろになっておりましたが、要するに、そのやり方では、公平に全國民を代表するということにはならなかつたのであります。そこで、新憲法で二院制度をつくるについては、その各院のつくり方をよほど氣をつけなければならぬのです。

**成年者普通選挙** まず、兩院を通じて考えることは、成年者普通選挙をとること



あります。一口に、國民が、だれでもみな政治に関係をもつと言うけれども、しかし



第28図 選挙風景

ちがいに刃物をもたせる」ということわざがあるように、おもしろくないことであつ

一人まえに考えのかたまらない未成年者には、まだ、その資格がないと言っている、そこで、これをのけて、成年に達した者は、だれでも選挙権をもつとするところが正しくなってきました。これが**成年者普通選挙**の考え方であります。普通選挙制とは、原則として、だれもが選挙権をもつ制でありまして、制限選挙と対立するものです。しかし、だれにも選挙権があると言うものの、犯罪人とか氣ちがひとかいうような道徳上や知識上の欠点のある人に選挙権をもたせることは、「氣

て、これを除くことは当然であります。しかし、その点を除けば、だれでも同じように選挙権をもつことが当然であります。従つて、人種によつて、選挙上の区別をしてはなりません。日本人の中にも、血統を調べてみれば、違つた人種の者があるでしょう。けれども、アイヌ人だから選挙権がないとか、古く外國から移住してきたから選挙権がないとすることは許されません。また、宗教その他これに似た信念によつて区別してもならぬのでありまして、キリスト教を信ずるとか、孔子の教えを守るとか、佛教信者であるとかいう理由によつて、何らの区別がないのが当然であります。男と女との違いをもつて選挙権の区別にするとは、つい、この間までは、これを正しいとして、疑わなかつたくらいでしたけれども、今になって考えてみると、このくらい不合理なことではないのであります。女性だから、たゞ家を守つておればいゝ、よき妻となり、賢い母となるのが本分であつて、選挙などに関係をすることはよくなまいといふふうになつて言われてきましたが、人間個人の尊さを考えていけば、さような議論がまつたくなることは当然であります。ついでに言いますが、よく世間では、女の代議士は女性の利益のみを考えるのが任務であるように思つておる人がありますけ



れども、一般に、日本國民を代表するはずのものでありますから、こういう考えは正しいとは言われません。そのほか、門閥関係や、教育の有無や、財産や収入の多寡によつて、選挙の資格を区別してならないことは当然であります。これらは、憲法の中に、はっきり書いてあります。

### (二) 両院議員はどのようにちがうか

こんなふうに、選挙の資格が、ちゃんときまってしまうと、衆議院と参議院の議員が、結局、同じことになってしまうのではないかとの疑いがありますが、右の資格のうち、成年者の要件は選挙する資格であります、それゆえ、選挙される方の資格では、年齢を区別してもよいのであります。また、選挙する方法を区別すれば、相当の変化を生じ、目的を果たすことができるのであります。現在の制度は、その考えによつておられます。大体の考え方は、衆議院の方は國民の氣持をごく普通に代表するといふところに着想があり、参議院はいくらか違った考え方を加えて代表をさせるのであつて、たとえば、いくらか長続きをする考えを代表させるとか、物事について注意深

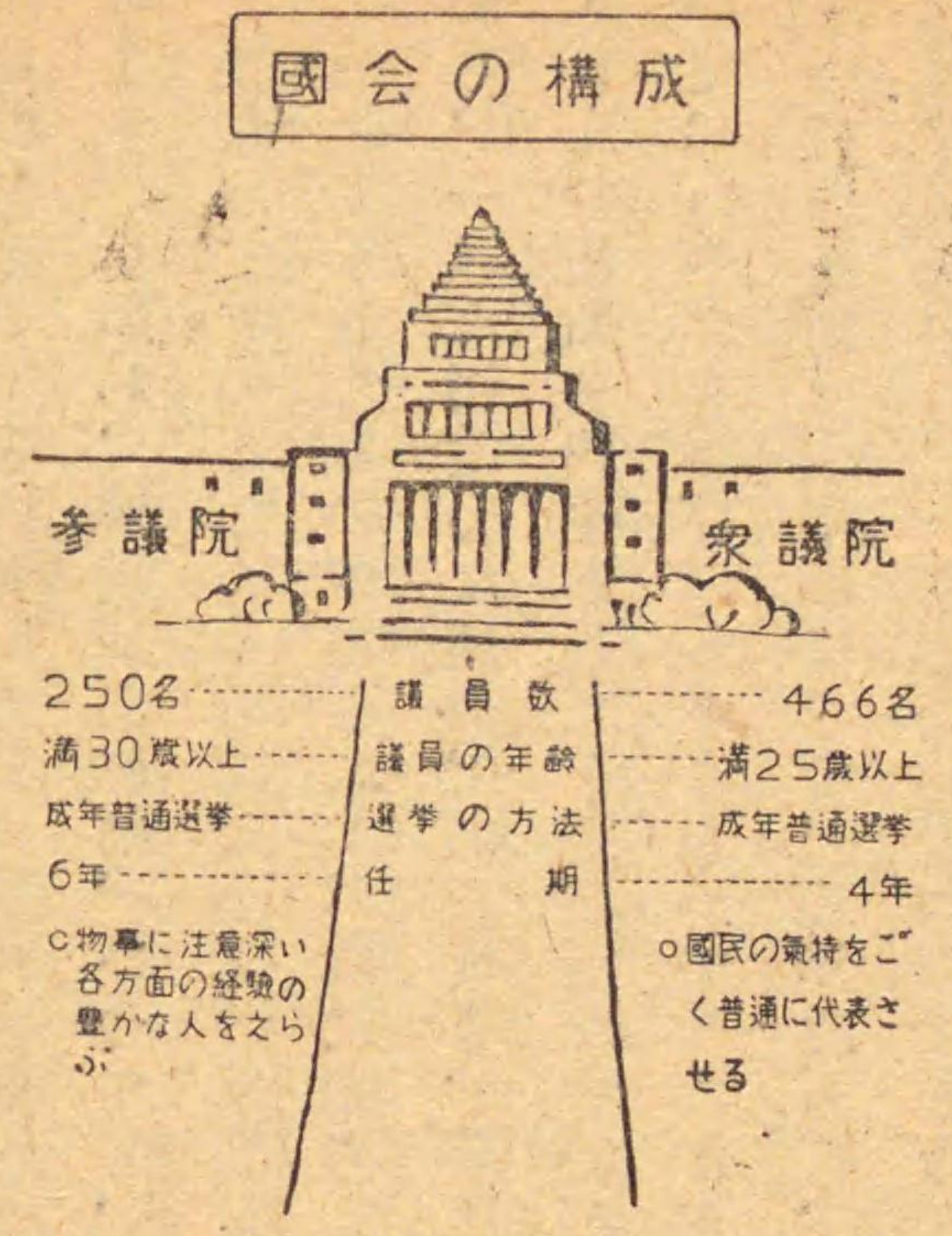
い考えを代表させるとか、各方面の経験の豊かな人を代表させるとか、そんな氣持が加わつておられます。そこで、議院のつくり方に、いくつかの変化が出てくるのです。

**任期のちがひ** 目ぼしい点三、四をあげてみると、衆議院議員の任期は四年になつておられます。しかし、解散があれば、いつでも、その任期がなくなつてしまいます。この主眼点は、そのとき々の國民全体の氣持と、衆議院の議員の氣持と、できるだけ近づかせようとするのであります。國民の考え方は、波を描いて変化していくものですから、一ぺん当選した議員であつても、長く國民一般の氣持を持ち伝えるとは言われません。任期を四年として、選びなおすのが適當です。しかも、その上に、解散によつて、いつでも選びなおすことができるようにしたわけであります。ところが、参議院の方の任期は六年になつて、三年ごとに、その半分を改選するとしておられます。これは、國民中の、いくらか長続きのする考え方を代表させよう、つまり、思想の変化の激しいところをつかまないうで、長い目で見た氣持を、つかもうとするのであるから、任期を六年として、しかも、解散などという制度を認めないのであります。しかし、六年とすると、その間に、國民の氣持と参議院の氣持とが、非常に食い違ふよう



な心配もあるから、議員を半分ずつにわけて、三年ごとに、その半数を改選するよう  
にして、ある程度、國民の氣持と、うまく調和させるように考へてあるのです。

数のちがい 次に、衆議院議員の数は、四百六十六名というたくさんの数になつて



第 29 図 国会の構成

おるが、参議院議員の数は、二百五十名となつております。なぜ、こんなに数を違へるかといへば、参議院議員は、幾多の特色をもつた、一口に言えば、考へ深い専門の知識をもつた人を求めておるために、そんなに数をたくさん殖やすことは、必要でもなければ適當でもありません

ん。ところが、衆議院の方は、ピチ／＼した國民の氣持をそのまま代表させるのですから、数が少ないと、國民の心持をうまく写し出すのに不便です。比較的多数の人を

出すようにするのが好ましいということに基づくのであります。

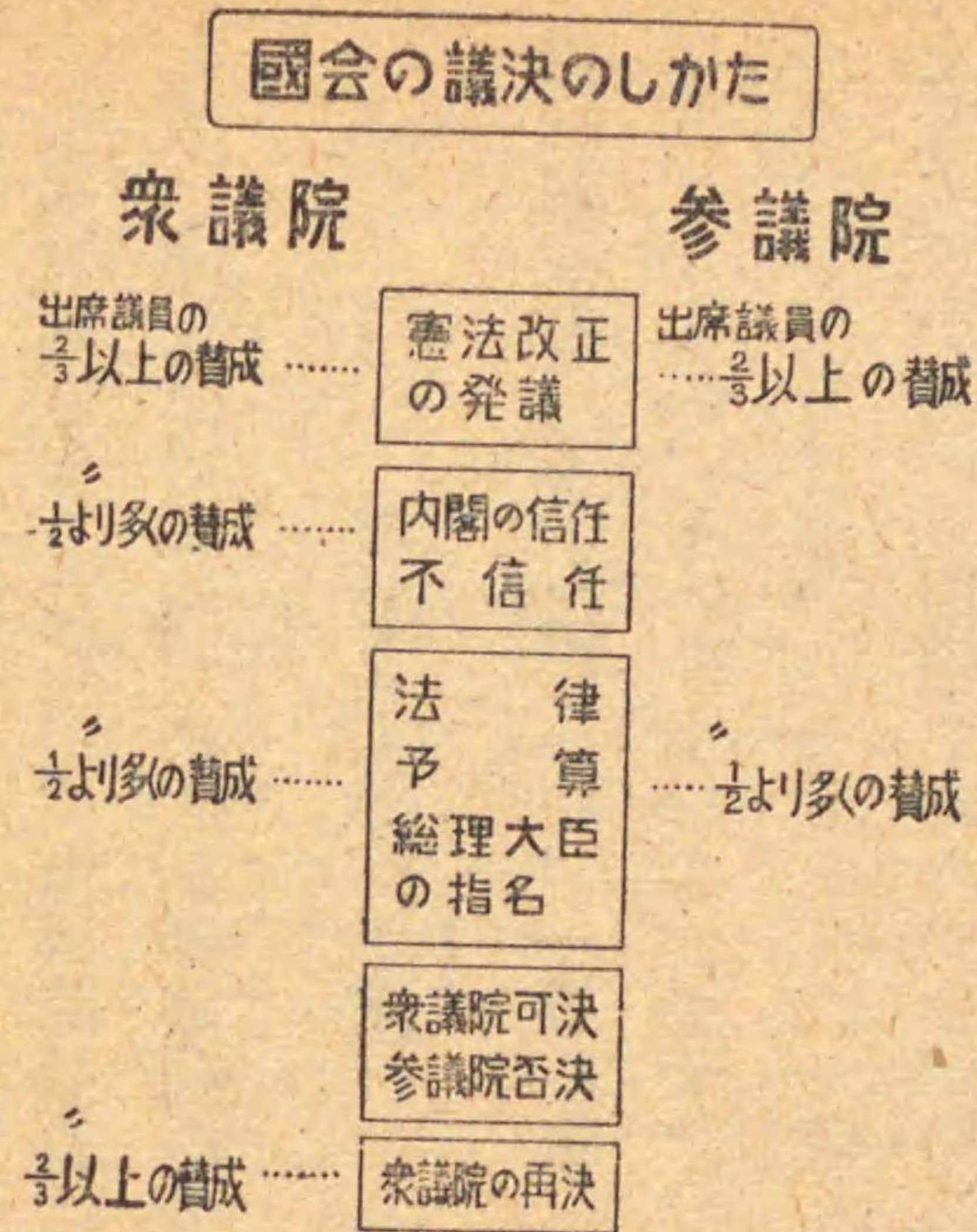
年齢のちがい 被選挙年齢について言いますと、衆議院議員となるには、二十五歳以上でなければならぬが、参議院議員は三十歳以上ということになっております。これも、考へ方の老熟した人を参議院の方にほしがるためであります。

(三) 両院の意見が違つた時はどうするか

両院制度をつくつた場合に、一番問題になるのは、もしも、両院の意見が違つたならばどうなるか、という点であります。たとえば、げたをはいて行けということと、くつをはいて行けということと、二つ違つた結論が出たときに、どっちをほんとうの答へとするかという問題であります。明治憲法では、こういう場合には、何とも解決の方法がなくて、結局議がまとまらない、議会の働きが成立せぬということとで終わつてしまつたが、これでは、政治をやつていくのに、物事がはかどらなくて困るのであり、どんな大事な問題でも、一つの院が反対したために、いつまで経つても実行ができませんということでは、國家の働きが衰へて、世間で言うじり貧になるようなことにも



なつていきます。そこでこの憲法では、その点を非常に注意深く規定してあります。大体の考え方は、両院の意見が違つたら、しまいには、衆議院の意見が通るといふのであり、言葉をかえて言えば、参議院はどんな意見を述べても、結局は衆議院の意見にかなわないので、しばらく衆議院の考えを押さえていく役には立つけれども、まったく反対する役には立たないといふうになるのであります。一つの例を言へば、法律案を衆議院で可決しても、参議院がこれに同意しないような場合にはどうなるかといふと、衆議院で特別な多数決、はっきり言えば、出席議員の三分の二以上の多数で再び可決すると、そのまま法律



第 30 図 国会の議決のしかた

になるのであります。普通には二分の一の多数で議決になるけれども、このように、参議院で反対があつた場合には、衆議院で特別に三分の二以上の多数できめなければ

ならぬというふうにして、うまく調節をはかつたわけでありませう。予算や條約については、扱い方が少し違ふけれども、考え方は似たようなものであります。ところが、一つだけ例外があつて、衆議院の議決も、参議院の議決も、同じ値うちをもつことがあります。それは、憲法を改正する場合の議決であります。憲法を改正するには、その初めに、両院の三分の二以上の賛成で発議しなければならぬのであつて、この点では、二つの院が平等であります。なぜ、憲法改正のときだけ、平等に扱つたかといふことは、ちよつとめんどろな問題であります。特に大切に扱つて、軽々しく憲法の改正をすることを避けようとする意味が根本であります。

(四) 国会議員はどのようにして民意を反映するか

こゝで一つ、問題になるのは、国会は國民の代表であるといふことになつておられますけれども、国会議院としても、神様でないから、ときどき間違つた考えをもつことがないとは言われません。また、選挙された当時は、國民の心持と、ちゃんと一致しておりましたも、しばらく経つうちに、國民とまつたく考え方が別々になつてしまつ



て、國民はこうしたいと思つておりましても、議院の方では、まったくそれと違った態度をとることもあります。つまり、議院が國民の鏡であるというたとえ方に従うならば、國民の顔つきと議院に写つておるその顔つきとが、同じでなければならぬのに、國民は佛のような顔をしておつても、鏡に写つたところは、鬼のような顔をしておるといふたとえにあたりまして、かような場合に、どうしてほんとうの國民代表にすることができるか、これは相当むずかしい問題であります。

**衆議院** 実際は、衆議院については、解散ということがあつて、もしも國民の考えと衆議院の考えとが一致していないような場合には、衆議院を解散する。つまり、議員である資格を一せいになくしてしまつて、あらためて総選挙をやつて、新しい衆議院を召集するのであります。この新しい衆議院の会合は、きつと國民の代表であると考えてよいでしょう。それでも、國民の氣持と一致しないこともあるという考えがあるかもしれませんが、そう考えるのは不自然であります。大体のところ、満足をしなればならないでしょう。

**参議院** それなら、参議院が、國民と違つておるような氣持のする場合には、どう

して國民と一致させることができるかといふと、参議院には解散がない、一たび参議院議員となれば、六年間はその身分をもつておるのであるから、どんなに國民と食い違つた参議院議員が現われてきても、法律の上では何ともできない。それでは困るのではないかといふ疑いが起こりますが、参議院に政治の安定力を持たせる必要があるので、困つてもしようがないのです。困るばかりではない、國の政治に行き詰まりを生ずるのではないかといふ疑いが、また起こるでありますが、その点は、前に述べたような参議院の働きが制限されておりますから、行き詰まるというようなところまではいかないのです。それにしても、そのような参議院議員ができることは、選挙のやり方に無理があるか、何かの理由がありません。國民は、自分のまいた種を刈らなければならぬから、齒を食いしばつて、任期の終わるのを待つのはかたがたあります。これを見ましても、選挙権を行なつて投票をすることが、非常に大事であることを思わなければなりません。

**解散はどのようにして行なわれるか** なお、もう一つ、解散について問題があります。衆議院を解散するには、内閣の議決がなければなりません。ところが、内閣と衆



議院とは、大体議院内閣政治の考えに従って、同じような政党の人であるのが普通でありますから、同じ仲間の内閣が、同じ仲間の衆議院を解散することをきらうのが常でありましょう。そのために、見す／＼輿論よろんと違う衆議院と内閣が勢いをもっていることがあり、國民と衆議院とが、まったく別物だということになります。民主政治の機械仕掛が、そこにこわれてしまうわけがあります。日本の憲法の中でこの点は大きな問題であります。それでは、こんなときに、何とも打つ手がないかといえば、法律の上では打つ手はありません。外國の事例では、そういう場合に、國民が投票をして、その多数決によつて、議会の解散を発生させようとする途みちがありますが、日本の憲法には、こういう考えは用いられておりません。用いられていないのは、この憲法が悪いのかという考えを起す人があるかもしれませんが、しかし、この途みちがつくつてであると、一利一害で、始終政治上の物言いがついて、議会も安定しないようになります。この問題は、結局、國民の政治的訓練が十分でなければならぬということに落ちつくのであります。

### (五) 條約と國會

次に、條約と國會との關係を考えてみましょう。從來の日本の制度では、どんな條約を結ぶについても、國會は關係がなかつたのであります。政府の方で條約を結べば、國會は、たゞ、これをながめておりました、ときには、批評をすることがあるにしても、その是非を議決することはできなかつたのであります。ところが、新憲法では、條約の締結については、國會が承認をする権利をもつております。外國との條約は、無論、衆議院と参議院とで承認を受けるのが必要であります。しかし、外國との關係と、議會の議決と、両方の問題を考えて條約をきめることは、なか／＼手續がめんどろでありまして、こゝには専門的なむずかしい問題が発生しますが、今はこれを省いておきます。

#### 【問題】

- (1) 二院制度の必要なわけを考えてみよう。
- (2) 衆議院と参議院はどのような点で違うか、比べてみよう。



## 第一三章 内閣

## (一) 内閣の組織について

國の一つの政治をすることは、行政と言われれております。税金をひとりびとりから取立てるとか、学校の新設をするとか、自動車の通行の取締りをやるとかいうようなことは、いずれも行政の中に、はいつております。ところが、この行政は、だれがやるべきものかといえは、従來は、その一番元締めの仕事をするのが天皇であつたのであります。天皇の働きであるためにそれに対する國民の批評が十分でなくて、一面において天皇の名を用いながら、實質は多くの役人が行政を行なつて、その間にわがまゝなことが多かつたと言われております。民主政治を徹底するためには、かような方法は、非常に間違つておると言わなければなりません。そこで、新憲法では、**行政の権能は内閣に属するものとして**おります。合衆國では、大統領が行政権をもつ

ておるのであるから、つまり、内閣は大統領に似たような地位であります。昔から、「船頭多くして船山に上る」という言葉がありますように、たくさんの人が、いろいろな議論をしておりましては、實際の仕事は、はかどるものではありません。そこで行政を行なう者は、あまり、議論を多くしないで、実行力に富んだ者でなければならぬ。ですから、内閣は、たくさんの人がやるべきものでないのが常識であります。しかし、たゞひとりの人がやれば、これにも考え違ひが多いことは免かれないのでありますから、やはり、何人かの人が相談をしてやるのが好ましいのであります。

そこで、日本の考え方としては、内閣は内閣総理大臣とその他の各大臣とでこれを組織することになり、今の実情で言えば、十六、七人の人が内閣を組織する。つまり、議論倒れになつてもいけないし、また、ひとり勝手次第になつてもいけないというその折衷を考えたものです。その中でも、内閣総理大臣が全体の中心となるのであつて、全体の内閣のかじをとつていき、また、内閣全体を代表するのであります。しかし、一つ氣をつけておかなければならぬのは、内閣総理大臣は、その他の國務大臣にさしずをする。すなわち、指揮命令をするというものではありません。もしも、一つ



一つのことについて、総理大臣がその他の國務大臣のさしずをするのであれば、一種の指導者政治になってしまうでありましょう。内閣を組立てておる内閣総理大臣と各大臣は、ひとり残らず**文民**でなければならぬというふうに、憲法できまっておるのです。ところで、文民というのはどういう意味か、これは今までにあつたどんな字引を引いても、まったくわからない言葉でありまして、いわば、この憲法によつてつくられた言葉であると言つていゝのであります。それでは、この文民というのはどういう意味をもつておるかというに、この言葉は外國語にあるシヴァリアンという言葉に對應するものであつて、大づかみな説明をすれば、軍人または軍人たりし者でなかつた者であるということでありませぬ。

けれども、この説明でも、まだ正確にはわからないのであつて、もう一步踏みこんで言えば、職業軍人または職業軍人たりしものでないというような心持でありませぬ。日本は平和的な國であつて、將來とも戦争放棄を忠実に実現しようとしておる。してみれば、その行政を担当する者が、軍人的色彩をもつことは、はなはだ不適當であります。内閣は、國會の監督は受けておりますけれども、しかし、實質上は、自分

の考えで相当手廣に政治を行なつていくものであるから、そういう人たちが軍人的であるということは、不適當だという考えに基づいております。

(二) 内閣と國會とはどんな関係をもつか

内閣と國會とはどんな関係をもつておるものか、これは、世間の普通の言葉で言えば、内閣は國會の監督を受けておるといふ。この言葉は間違ひではない。しかし、その意味は普通の意味の監督とは違ふのであります。監督といふと、何でも一から十まで、他人の意見に支配されなければならぬ、というような感じが起こつてくるけれども、内閣と國會とはそういう関係ではなくして、國會は國會として法律を議決し、予算を議決したりしていく。内閣は内閣で憲法・法律の規定に従つて、自分で行政をやつていく。法律には従わなければならぬけれども、内閣は國會のさしずをまづして仕事をやるわけではない。國會の言うところと違つて内閣が仕事をしたからとて、それが、たゞちに悪いということにはなりません。内閣は自分の判断で仕事をしていくのであります。しかし、たゞ、そのまゝであつては、内閣が勝手なことをして、國民の



考えと食い違ふこともあるのでありまして、これを防ぐ道がなければならぬ。憲法はこの点をはっきりさせるために、こんな言葉を使つておる。「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う」と書いてある。この意味は、内閣の職務のやり方がいゝか悪いかについては、国会が嚴重な批評をして、そうして、内閣は全体が一かたまりになつて国会に対して、申し開きをしなければならぬということになります。申し開きをするということは、結局は総辞職をしなければならぬということになる。このことは言葉で言えば、すぐわかるようではありますが、実際の政治は、相当こみ入つたものであるから簡單には説明できません。この責任を負う道順は、**不信任決議**のときに、非常に明りようになります。衆議院が内閣を信用しないという決議案をきめたり、または、内閣の方から求めた信任の決議を否決した場合に、つまり衆議院の全体の考え方が、この内閣を好まないという趣旨がはっきりした場合に、内閣はどうすべきものかということを考えれば、問題がはっきりするのであります。**不信任の決議があつたら内閣はどうするか**。そこで、内閣が衆議院で不信任の決議をされた場合に、内閣としては、いかにすべきものであるか、もしも内閣が衆議院の

### 国会と内閣との関係



第31図 国会と内閣との関係

家來のようなもの、つまり衆議院によつて嚴密な監督をされる意味のものであるとするならば、内閣が潔く総辞職することが正しいと言わなければなりません。しかし、内閣と衆議院が意見が違つても、いつも衆議院が正しいというわけにはいかなのです。内閣の方が正しいこともないとは言われぬ。そこで、どちらが正しいかをきめることが考えられますが、この二つのは、いわば相撲の横綱が土俵で取り組んでおるようなものであつて、この勝負は行司がきめるよりほかはない。しかしこの場合、だれが、どちらが正しいかをきめる行司になることができるかといへば、それは國民みずからであると言わなければなりません。そこ



で、内閣は、こういう場合には、自分がやめることが正当であると思えば総辞職をするのでありましょう。しかし、やめることが適當でない、やめる理由がないと考えた場合には、十日以内に衆議院を解散してしまふことができます。この場合には、すぐに総選挙が始まってくるのであつて、四十日以内に、総選挙を行なわなければならぬし、また、その選挙の日から三十日以内に、國會を召集しなければなりません。そして、不信任決議の日から、おそくとも七十日以内には、新しい衆議院が集まつてくるようになります。そのときに、内閣は総辞職をしなければならぬのであります。

つまり、國民がアンバィアの立場に立つて批判をするのであるから、新衆議院が國民の意見を代表して集まつてきたときに、内閣は辞表を出して新議會の裁<sup>さば</sup>くの待つのです。そこで、新しい國會でだれを總理大臣にするかをきめる。もしも、もとの總理大臣を指名するとなれば、國民の声望が内閣にあつたことを示すものであり、内閣は實質上継続することにもなりましょう。もし、また、別の人を指名するならば、國民の興望<sup>きやうぼう</sup>が前内閣を去つておつたことを示すのでありまして、こゝに内閣の更迭が名実ともに現われるのである。これによつて、内閣が新鮮な國民の意思に基づいておるこ

とが明らかになつてきます。民主政治の實際上の運用が明白に實現せられてくるわけです。

### (三) 總理大臣の閣僚任免について

さきに「内閣は連帶して責任を負う」と言つたその意味は、責任を負う場合には、ひとりびとりが別の態度をとつてはならぬ、一團となつて行動する、つまり、一齊<sup>せい</sup>に辞職するということを意味しております。本來、他人のやつたことについて責任を負うということは、不思議な考えであつて、甲が他人を傷つけたために乙が責任を負うというようなことは、子供だましの考え方であつて、ちやうど、子供がころんで泣き出したときに、親が地面が悪かつたといつて慰めると同じような筋合ひのものであります。だから、他人の行爲に對して、縁もゆかりもない人が、責任を負うという思想は、理解のできないものであります。ところで、内閣の連帶責任はどういう趣旨をもつておるかといへば、これは、それとは違つて、内閣は全体が協同して仕事をしておりますから、その責任はひとりびとりに區別して負うべき理由がないということ、す



なわち実質上内閣が一体をなしておることを前提として、その結果、形の上においても、一斉に総辞職をするということであり得ます。ところが、かような考え方をもちていくと、十七、八人の閣員が、いつも一致することは相当困難であつて、実際においては、いろいろの考え方が違ふのが普通であります。それにもかゝらず、政治をやつていく上の必要からは、意見が一致しなければならぬのであります。

昔の制度では、内閣員はだれかが他の人と意見が違ふ場合には、内閣の不一致が起つて、内閣として働きをすることができぬことになる。一体性が破壊されてしまふから、結局内閣が存続することができないことになる。つまり、内閣の中にひとりの違つた考え方の人があつたのは、まるで、ふところに爆弾を抱いて仕事をしておるようなもので、いつ内閣がこわされるかもしれないような危うさがあつた。これがために、政治上のめんどろな問題が起つて、内閣がとき／＼この理由でつぶれてしまふことがあり、つぶれるのがいやだと思つたと内閣は思ふ存分な働きができないのが普通であります。これでは、内閣総理大臣は十分の政治責任をとることができないのであります。そこでこの憲法では、内閣総理大臣はいつでも自分の内閣の不統一が起こ

らないようにくふうすることができ、途を設け、内閣総理大臣の統一力を高めたのであります。その実質は何であるかといふと、内閣総理大臣は自由に國務大臣を免職することができるといふことであり得ます。もしも内閣の統一を害するような人があつたときに、総理大臣は、この手を使って間違いを防ぐことができます。なお、これと関連して考えることは、内閣総理大臣は自分の閣僚を選ぶのに勝手に選べるかといふことでもあります。自分の好きな人、心持を同じうする人を任命しなければ内閣の統一は得られないのであります。従前の制度では、内閣総理大臣は、いろいろな故障によつて自分の好きな人を閣僚に任命することができなかつた。その結果、心にもなく、反対意見の人を内閣の中に入れておつて、いつも、これに氣がねをして仕事をしなければならなかつたのです。その実例は、いわゆる軍部大臣の制度に現われていました。つまり、その大臣はある特別な資格をもつておる人から任命しなければならぬという制限でありました。今は、かような制限はなくなつてしまいました。

しかし、こゝに一つ考えなければならぬのは、議院内閣制から来る條件であります。イギリス風の議院内閣制では、大臣は國會の両院の議員の中から出て来るのが原則で



あつた。日本でも内閣と国会とが、言わば一枚の紙の裏表をなしておるようなものであるから、イギリス風の考え方があてはまると思ひます。しかしあまり制度を窮屈にすると、そのために、実際に不便なことも起こつて、特別な能力をもつ人を大臣にしようと思つても、議員の資格がないからできないというようなこともある。これを避けるために「國務大臣の過半数は國會議員の中から選ばなければならない」と書いてある。そこで、憲法の上から言うと、十七人大臣があるとすると、九人までは國會議員の中から選ばなければならないし、あと八人はどこから選んでもいゝということになります。しかし、実際は、大部分が國會議員の中から選ばれるのが通常らしい。それも衆議院の中から選ばれる人が大部分であらうと考えます。

(四) 総辞職から新内閣の成立まで

次に内閣の総辞職のやり方を述べてみましょう。行政の中心たる内閣は、一日もなければならぬのであつて、たとえば、地震はいつ起こるかもしれない、その他の天災地変も予告なくしてやってくる。政治の実行の中心が欠けておるならば、その間の國民

の安全幸福は保たれません。しかし、國會の不信任のために、内閣が総辞職をした場合に、次の内閣がすぐできるとは言われないのであつて、一週間とか十日とかの間をどうして処理するかは一つの問題になってきます。昔の制度では、内閣が辞表を出しても、一時その地位において國務を見るように勅語が出たのですが、この憲法のもとでは、そういうことは考えられないから、この切替えをいかにすべきかという問題が起こるのである。憲法に定めてある規定は、この点において、あまり明白ではない。従つて、人によつて、いろいろな解釈をしたがるけれども、正しいと思われる解釈は次のようです。

まず第一に、総辞職をしなければならないような條件がそなわれれば、内閣は総辞職をする。総辞職するというのは、内閣総理大臣の地位が消滅するというのではないのであつて、複雑な意味をもつております。つまり、次の内閣総理大臣が任命されるまでは、やはり在職するということを含んでおります。

第二に、総辞職があると、内閣総理大臣を指名する手続が始まる。総理大臣を指名するのは國會の任務であります。そこで、國會の兩院が、別々にその指名の議決をす